令　和　８　年　度
（令和７年度実績）



清　掃　事　業　概　要

キミと一緒に、育っていきたい。
Komaki

小牧市　カーボンニュートラル推進課
環境保全課

目　　次

第１　小牧市の概要
　１　概説 …… 1
　２　人口及び世帯数 …… 1
第２　清掃事業の沿革 …… 2
第３　組織・職員
　１　機構及び事務分掌 …… 9
　２　職員配置 …… 10
第４　施設の概要
　１　リサイクルプラザ …… 10
　２　資源回収ステーション …… 10
　３　小牧市クリーンセンター …… 11
　４　小牧岩倉衛生組合施設 …… 11
　　（１）小牧岩倉エコルセンター …… 11
　　（２）環境センター処分場 …… 11
　５　リサイクルプラザ保有車両 …… 13
第５　決算及び予算
　１　令和７年度決算 …… 14
　　（１）歳入・歳出 …… 14
　２　令和８年度予算 …… 14
　　（１）歳入 …… 14
　　（２）歳出 …… 14
第６　ごみ収集・処理の概要
　１　概況 …… 15
　２　指定ごみ袋 …… 15
　３　処理体制 …… 16
　４　ごみの収集・処理量 …… 17
　　（１）令和７年度ごみの収集・処理量 …… 17
　　（２）ごみ収集量の推移 …… 18
　　ア　ごみの形態別処理量 …… 18
　　イ　市民１人当たりのごみ排出量 …… 19
　　ウ　ごみ排出量と人口との比較 …… 19
　　（３）再資源化率の推移 …… 19
　　（４）資源回収量 …… 20
　　（５）燃やすごみ組成分類結果（乾ベース） …… 20
　　（６）燃やすしかないごみ組成分類結果 …… 21
　　（７）破砕ごみ組成分類結果（重量比） …… 21
第７　環境対策費
　１　快適で清潔なまちづくり協議会委員 …… 22
　　（１）協議事項 …… 22
　　（２）委員 …… 22
　　（３）令和７年度会議内容 …… 22
　　（４）顕彰 …… 22

２　こまき環境保全推進員 …… 23
３　快適で清潔なまちづくり推進事業 …… 23
（１）環境美化パトロール等の実施 …… 23
（２）クリーンアップ事業 …… 23
ア　こまきクリーンアップ活動 …… 23
イ　地区大掃除 …… 24
ウ　小牧山美化活動 …… 24
エ　ごみ散乱防止市民行動の日 …… 24
（３）アダプトプログラム推進事業 …… 25
（４）路上喫煙禁止区域の巡回・指導 …… 25
（５）不法投棄防止啓発事業 …… 26
ア　不法投棄監視カメラ設置事業 …… 26
イ　不法投棄防止回転灯・監視カメラの設置 …… 26
（６）不法投棄処理 …… 26
ア　小牧岩倉衛生組合小牧岩倉エコルセンター搬入量 …… 26
イ　不法投棄廃家電処理量 …… 26
ウ　不法投棄タイヤ処理量 …… 26
（７）犬のふん放置対策　イエローカード作戦…… 27
（８）啓発看板の配付 …… 27
（９）廃棄物等の堆積による周辺環境を損なう状態の対策…… 27
第８　ごみ処理費
１　廃棄物減量等推進審議会委員 …… 28
（１）審議事項 …… 28
（２）委員 …… 28
（３）令和７年度会議内容 …… 28
２　ごみ集積場管理事業 …… 29
（１）ごみ集積場設置数 …… 29
（２）ごみ集積場整備費補助事業 …… 29
（３）ごみ集積場維持管理費交付金事業 …… 29
（４）ごみ集積場管理用資材支給事業 …… 29
３　分別収集事業 …… 30
４　再資源化事業 …… 30
（１）再資源化量の推移 …… 30
（２）廃食用油（天ぷら油）回収事業 …… 31
（３）家庭系パソコン回収事業 …… 31
５　収集処理委託事業 …… 32
（１）資源・ごみ収集量の推移 …… 32
（２）粗大ごみの収集受付 …… 32
６　資源回収ステーション施設管理事業…… 33
７　愛玩動物等死体収集火葬事業 …… 33
８　ごみ減量推進事業 …… 33
（１）指導 …… 33
ア　ごみ集積場での分別・排出指導 …… 33
イ　事業者への指導等 …… 34

（２）啓発 …… 35
ア　刊行物の発行 …… 35
イ　小学校４年生社会科学習資料 …… 35
ウ　出前講座 …… 35
エ　行事への参加 …… 35
オ　小中学校総合学習への職員派遣等 …… 35
カ　小牧市ごみ分別アプリ配信サービス …… 35
キ　資源回収貢献団体感謝状贈呈 …… 36
ク　ごみ集積場管理功績団体感謝状贈呈 …… 37
ケ　剪定枝運搬用公用車貸出事業 …… 38
コ　資源回収事業奨励金交付事業 …… 39
サ　資源倉庫貸与事業 …… 39
（３）排出抑制 …… 39
ア　生ごみ堆肥化事業＜生ごみ堆肥化容器貸与事業＞ …… 39
イ　家庭用生ごみ処理機器購入費補助事業 …… 40
ウ　共同住宅等生ごみ処理機設置費補助事業 …… 40
エ　家庭用剪定枝粉砕機貸出事業 …… 40
オ　こども服リユース事業 …… 41
カ　エコハートショップ認定制度 …… 42
９　再資源化啓発事業
（１）　リサイクルプラザの利用状況等 …… 42
ア　見学者数 …… 42
イ　リサイクル体験教室利用者数 …… 43
ウ　修理再生品の展示 …… 43
エ　おもちゃ病院の開設 …… 43
オ　古着・古本リユースコーナー …… 44
（２）　リサイクルデータバンク設置事業 …… 44
第９　し尿処理費
１　クリーンセンター施設管理事業 …… 45
（１）概況 …… 45
（２）し尿処理量の推移 …… 45
（３）浄化槽設置基数 …… 45
（４）生活排水処理形態別人口の推移 …… 45
（５）脱水汚泥処分量の推移 …… 46
２　し尿収集助成事業
（１）し尿くみ取り費用補助金の推移 …… 46
第１０　処理業者一覧
１　一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者 …… 46
２　一般廃棄物（特定家庭用機器）運搬許可業者 …… 48
３　一般廃棄物（ごみ）収集運搬積み下ろし限定許可業者 …… 48
４　し尿収集運搬許可業者 …… 48
５　浄化槽汚泥収集運搬・清掃許可業者 …… 48
６　一般廃棄物（事業系生ごみ）処分業（メタン発酵による中間処理）許可業者 48
７　一般廃棄物（事業系生ごみ）収集運搬積み下ろし限定許可業者…… 49

第１１　令和８年度小牧市一般廃棄物処理実施計画　…… 50
第１２　参考資料（条例・規則など）
小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例　…… 64
小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則　…… 76
小牧市快適で清潔なまちづくり条例　…… 85
小牧市快適で清潔なまちづくり条例施行規則　…… 90
小牧市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例　…… 93
小牧市リサイクルプラザの管理に関する規則　…… 94
小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例　…… 96
小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例施行規則　…… 98
小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例　…… 101
小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例施行規則　…… 108
＜別添資料＞
令和８年度清掃事業概要　参考資料（要綱集）

第１　小牧市の概要

１　概説

本市は、昭和30年に小牧町、味岡村、篠岡村の1町2村が合併し、県下21番目の市として市制を施行し、その後、昭和38年に北里村を合併し、現在の市域になりました。

市域は、愛知県の北西部、名古屋市の北方約15ｋｍに位置し、地勢は、北東部に広がる低位丘陵(標高50～200m)と南西部の平坦地（標高10～30m）に大別され、東に高く、西に行くほど低い地形となっています。

東名・名神高速道路、中央自動車道、名古屋高速道路、国道41号及び国道155号が交わる広域交通の結節点に位置するとともに、県営名古屋空港にも近接し、広域的な交通アクセス面で極めて優れた立地条件を有しています。

現在は小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、「小牧市まちづくり推進計画　第２次基本計画」を小牧市の最上位計画として位置づけて、「こども夢・チャレンジNo.１都市」「健康・支え合い循環都市」「魅力・活力創造都市」という３つの都市ヴィジョンを機軸として掲げ、「活力ある高齢社会（小牧モデル）」の創造と「若年世代の定住促進」を図っています。

令和３年６月には、令和32年を目途に二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しています。令和７年３月に策定した「第三次小牧市環境基本計画（改定版）」では廃棄物をできるだけなくし、資源を循環させながら活用していくことを前提にした経済システム（循環経済（サーキュラーエコノミー））へ移行することとしており、市制７０周年という節目の年に変更した「小牧市環境都市宣言」で掲げる環境像「尾張野の 四季の恵みが 実感できるまち」「環境都市こまき」の実現に向けて各種取組を積極的に推進しています。

市制　昭和30年１月１日
面積　62.81ｋ㎡
　　東西 14.82ｋｍ
　　南北　9.22ｋｍ

２　人口及び世帯数

単位：人、世帯

区分＼年度	R3	R4	R5	R6	R7
人　口	150,684	150,188	149,206	148,674	147,787
世　帯	68,782	69,507	70,078	70,960	71,485

令和8年4月1日現在

第２　清掃事業の沿革

年　月	内　　容
昭30ごろ	ごみの処理計画区域（街部）を定め、ごみ箱により月６回程度収集 すべて埋立処分【埋立処分場：小牧市萱場地内】 清掃手数料として月額20円徴収（～昭45.4廃止）
34.　8	小牧市清掃条例施行（昭和47年４月全改） 【ごみ10円/月、ふん尿30円/樽、犬、ねこ等の死体100円/頭】 ごみ処理計画区域（街部・県住）拡大 ごみ収集量１日13㎥。清掃車2台。 すべて埋立処分【埋立処分場：小牧市上末地内】
36.　4	四市二町で構成される愛北衛生処理組合（岩倉市内）でし尿処理を開始
39.　6	ごみ袋に買物時のポリ袋、ごみ箱にポリバケツを奨励
9	小牧市岩倉町衛生組合を設立
41.　1	小牧市岩倉町衛生組合ごみ焼却場（岩倉町大字川井地区）完成 ５月操業【20t/８H×２基】
42.　4	可燃物と不燃物の分別収集開始 ごみ処理計画区域世帯が市全体世帯の約50％に拡大
44.　3	小牧市岩倉町衛生組合大草処分場（小牧ヶ丘処分場）埋立開始 【敷地面積36,100㎡　全体容量722,000㎥】（～平10.5）
12	清掃事務所開所
45.　4	ごみ収集手数料を廃止
5	収集方法をポリ容器などによる収集から可燃物用紙袋による収集に切り替え【紙袋販売店：米販売店13円/枚】 一部地域に不燃物用コンテナ設置（97ヶ所） 可燃ごみ週１回、不燃ごみ週１回以上（街部の可・不燃ごみ週２回）収集実施
46.　6	可燃ごみを週２回収集に変更 ごみ処理計画区域を市内全域に拡大
47.　4	小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定（清掃条例を全改） 【し尿40円/18ﾘｯﾄﾙ、動物の死体200円/件、ごみ7,000円/t又は３㎥】 小牧岩倉衛生組合で事業系廃棄物の有料制実施
50.　11	「第5回みんなの生活展」に不用品再利用作品展のコーナーを設置
53.　3	し尿浄化槽汚泥処理施設完成
57.　12	不燃ごみを週１回収集に変更
59.　3	小牧岩倉衛生組合環境センター完成【焼却炉：150t/日×２基、 破砕機：50t/５ｈ×１基、切断機：25t/５ｈ×１基】（本操業昭和60年１月）
5	廃乾電池回収ボックス設置（500箇所）（～昭60.４廃止）
7	指定ごみ収集袋による分別収集開始 可燃ごみ　週２回　ステーション　白指定袋 不燃ごみ　月２回　ステーション　赤指定袋　第１・３週 埋立ごみ　月２回　ステーション　青指定袋　第２・４週 粗大ごみ　月１回　ステーション　第5週 資源ごみ　月１回　ステーション　指定日 ・ 可燃物収集袋（炭酸カルシウム40％含有）白色 500㎜×700㎜×0.03㎜　10円/枚、 350㎜×500㎜×0.03㎜　７円/枚

年　月	内　　容
59.　7	・ 不燃物収集袋（炭酸カルシウム35％含有）赤色 500㎜×700㎜×0.05㎜　14円/枚 ・ 埋立用不燃物収集袋（中低圧ポリ袋）青色 （プラスチック・発泡スチロール類） 500㎜×700㎜×0.015㎜　７円/枚 収集袋指定に伴い不燃物用コンテナ撤去
12	空缶プレス車購入
60.　4	ごみ集積場整備補助事業開始 廃乾電池回収ボックス廃止
7	ごみ収集方法の一部を変更 埋立ごみ　週１回　ステーション　青指定袋 粗大ごみ　月１回　ステーション　指定日
62.　2	クリーンセンター(し尿処理施設)完成
63.　3	小牧岩倉衛生組合環境センター廃プラスチック類減容施設完成 【10t/５h×２基】
10	不燃物収集袋の規格の変更及び埋立用不燃物収集袋（青色）の廃止 （埋立ごみの区分を廃止） 不燃物収集袋（リニアポリエチレン袋）赤色 500㎜×700㎜×0.03㎜　10円/枚 700㎜×900㎜×0.03㎜　14円/枚
平 元　6	小牧市犬猫処理施設完成【50kg/h】
2.　4	可燃ごみ収集業務の一部を業者委託
5.　4	危険ごみ及び有害ごみの収集開始。資源ごみを２月に３回収集に変更 ごみ減量化モデル地区（６地区）設定（５～７年度） ・ 廃棄物減量等推進員の設置 ・ コンポスト容器貸与事業 ・ 資源回収推進団体育成事業
5	可燃ごみ収集業務の全部の業者委託完了
11	廃発泡スチロールトレイ収集開始（委託）
6.　4	犬猫収集業務委託開始
7.　4	生ごみ堆肥化事業開始（コンポスト容器貸与）
12	リサイクルデータバンク設置
8.　3	小牧岩倉衛生組合環境センター灰固型化施設完成【4.8t/日×２基】
4	資源ごみを月２回収集に変更
9.　4	フロン回収開始 資源回収事業奨励金交付開始
9	ペットボトル収集開始
10.　4	小牧岩倉衛生組合環境センター処分場埋立開始 【一期：埋立地面積 24,500㎡　計画容量 293,900㎥】
5	小牧岩倉衛生組合小牧ヶ丘処分場埋立終了
7	ごみ収集車の新デザイン決定
11.　5	家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付開始
12.　7	粗大ごみ有料戸別収集開始 古紙・古布の行政回収開始（月１回）

年　月	内　　容
12.　8	廃棄物減量等推進協議会設置
12	資源「古紙・古布」の行政回収を月２回に変更
13.　4	エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機を排出禁止物とする。(家電リサイクル法施行による)
5	廃棄物の不法投棄情報の提供に関する覚書の締結（小牧郵便局）
10	資源倉庫を市内13箇所に設置
14.　4	資源「古紙・古布」として雑がみの行政回収開始（月２回）
11	尾張北部地域ごみ焼却処理広域化ブロック会議設立
15.　1	リサイクルプラザ建設工事着工報告会開催
2	資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体の表彰開始
4	分別収集方法の変更（４分別15種類） ＜資源＞ ・プラスチック製容器包装　月４回　ステーション　緑指定袋 ・空きびん　　月２回　ステーション　緑指定袋 ・飲料缶　　月２回　ステーション　緑指定袋 ・金属類　　月２回　ステーション　緑指定袋 ・ペットボトル　月２回　ステーション　緑指定袋 ・古紙・古布（新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・飲料用紙パック・古布類） 月２回　ステーション　緑指定袋（古布類） ・蛍光管類　　月１回　ステーション　緑指定袋 〈燃やすごみ〉　　週２回　ステーション　白指定袋 〈燃やさないごみ〉　　月２回　ステーション　赤指定袋 市指定収集袋の変更 ・資源用収集袋　　（緑色・透明）　　小10ﾘｯﾄﾙ・中30ﾘｯﾄﾙ・大45ﾘｯﾄﾙ ・燃やすごみ用収集袋（白色・炭酸カルシウム20％含有）小10ﾘｯﾄﾙ・中30ﾘｯﾄﾙ ・燃やさないごみ用収集袋（赤色・透明）　中30ﾘｯﾄﾙ・大45ﾘｯﾄﾙ プラスチック製容器包装収集業務の一部の業者委託
7	燃やさないごみ用収集袋（赤色）に小10ﾘｯﾄﾙを追加 プラスチック製容器包装の収集業務の一部の業者委託
11	ごみ集積場維持管理交付金制度開始
12	市指定収集袋製造者承認制度開始
16.　2	共同住宅等ごみ処理機設置費補助金交付開始
3	リサイクルプラザ竣工式
4	冷凍庫・パソコンを排出禁止物とする。（家電リサイクル法改正・資源有効利用促進法による） リサイクルプラザ「エコハウス・小牧」開設 常設の資源回収ステーション（小牧原新田）を開設
17.　4	分別収集方法の一部を変更 ・「飲料缶」から「空き缶」へ名称を変更し、飲料缶と食品缶(20cm×50cm未満)をあわせて収集 ・粗大ごみの品目指定を削除 プラスチック製容器包装収集業務の全部を業者委託 こまやか収集開始
17.　4	小牧市公共施設アダプトプログラム開始

年　月	内　　容
18.　4	資源に「廃食用油」を追加。リサイクルプラザ及び資源回収ステーションで回収
	トラックターミナル及び周辺をごみ散乱防止重点地域に指定
6	廃食用油から精製されたバイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）を使用したごみ収集車（２台）によるごみの収集開始
	不法投棄監視カメラ運用開始（10台）
19.　1	エコハートショップ認定制度開始
4	生ごみ処理機購入補助額の増額（２万円⇒３万円）、補助割合の拡大(1/2⇒3/5)
	廃食用油の回収場所を２箇所から８箇所へ増設
	「小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部を改正
	金属類、蛍光管類の一部収集業務の業者委託
12	資源・ごみの分け方と出し方啓発用ＤＶＤ及びビデオ「エコリンのごみ分別教室」を作成
20.　2	タンザニアにごみ収集車を寄贈
4	小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例・規則の施行
	小牧市快適で清潔なまちづくり条例・条例施行規則の施行
5	廃棄物排出指導員２名、環境美化パトロール員４名を配置
9	廃食用油から精製されたバイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）を汚泥搬送車１台に使用
12	小牧駅周辺を「路上喫煙禁止区域」に指定
21.　3	「小牧市災害廃棄物処理計画」を策定
	「小牧市生活排水処理基本計画」を策定
4	第2資源回収ステーション（光ヶ丘）を開設（～平23.5廃止）
	液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機を排出禁止物とする。（家電リサイクル法改正による。）
8	小牧市環境キャラクター「エコリン」着ぐるみ作製
22.　3	「小牧市ごみ処理基本計画」を改定
6	家庭用剪定枝粉砕機貸出事業を開始
8	南部コミュニティセンターで廃食用油の回収を開始
23.　5	第２資源回収ステーション（光ヶ丘）を閉鎖
9	「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」開始
24.　4	小型家電を「金属類」として収集開始
	児童館において子ども服のリユース（eco子育て支援事業「くる・くる・くるり」）を開始　※服の引渡しは６月から開始
6	小牧市ごみ収集日情報配信サービスを開始
25.　3	犬猫処理施設の廃止
4	犬のふん放置対策事業「イエローカード作戦」を開始
6	小牧市ごみ収集日情報配信サービス（外国語版）を開始
	味岡児童館において子ども服のリユース（eco子育て支援事業「くる・くる・くるり」）を開始
8	小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準の全部改正及び一般廃棄物収集運搬業の経理的基礎に関する審査基準の制定
11	子ども服リユース臨時イベント開始
26.　1	災害時の一般廃棄物処理及び下水道処理に係る相互応援に関する協定を締結

年　月	内　　容
26.　4	市主導による古紙回収コンテナの設置（西友藤島店）
6	全国初の取り組みとして、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者であるリネットジャパン㈱と協定を締結し、７月より民間の宅配業者を活用して使用済みパソコンの戸別回収を開始
7	家庭系使用済みパソコンの行政回収開始（拠点回収） 第２資源回収ステーション（リサイクルプラザ内を開設）
9	小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準の新規許可申請の受付停止
27.　3	小牧岩倉衛生組合新ごみ処理施設竣工 施設愛称を「小牧岩倉エコルセンター」に決定 「小牧市ごみ処理基本計画」を改定
4	小牧岩倉衛生組合小牧岩倉エコルセンター供用開始【ごみ溶融施設：98.5t/日×２基、ごみ破砕施設：27t/５ｈ×１基】 新小牧市クリーンセンター本格稼動 小牧市し尿浄化槽汚泥処理施設を廃止 「燃やさないごみ」の名称を「破砕ごみ」に変更 資源として「危険ごみ（透明袋）」の行政回収開始（月２回） 市指定収集袋の規格及び上限小売価格の変更 適正処理困難物から「スプリングマットレス」「オイルヒーター」「ＦＲＰ製品」を除外 廃棄物排出指導員２名、環境美化パトロール員４名を統合し、名称を「廃棄物適正処理指導員」に変更 ペットボトル、空き缶収集業務の業者委託
7	第２資源回収ステーションで、枝・葉等を「剪定枝」として行政回収開始（拠点回収）
28.　4	リサイクルプラザで所管していたごみ収集委託並びにごみ集積場に関する事務、資源の売却等に関する事務を廃棄物対策課に移管 「小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」及び「小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則」を改正し、共同住宅への指導を強化。また、共同住宅におけるごみ集積場設置基準を「20戸以上」から「６戸以上」に変更 廃棄物適正処理指導員を６名から８名に増員 コンポスト容器及び密閉容器の無償貸与事業を廃止し、補助金制度へ切替 粗大ごみ収集業務の業者委託 小牧市ごみ収集日情報サービス（外国語版）を廃止 剪定枝運搬用公用車の貸出事業を開始
5	スマートフォン向けアプリ「ごみの日ナビ」の配信を開始 「小牧市生活排水処理基本計画」を改定
29.　3	小牧市ごみ収集日情報サービス（日本語版）を廃止
4	脱水汚泥の小牧岩倉エコルセンターへの搬入を開始 雑がみを禁忌品や金属やビニールなどの複合物も排出できるよう簡素化
7	スマートフォン向けアプリ「さんあ～る」（外国語７ヶ国語対応）の配信を開始
10	燃やすごみの収集を午前中に終えるように変更
11	「小牧市災害廃棄物処理計画」を改定
12	第３資源回収ステーション(新小木)を開設

年　月	内　容
30. 10	小型の破砕ごみ（概ね15cm以下）を燃やすごみとしても排出できるよう簡素化 空きびん収集業務の業者委託 燃やすごみの集積場に排出された剪定枝類を資源化 羽毛ふとん回収開始（資源回収ステーション）
31. 4	雑がみを週１回収集に変更 雑がみを除く古紙・古布を集団回収方式へ移行
10	市内の電気店（回収協力店）で蛍光管の回収を開始
令 2. 3	「小牧市ごみ処理基本計画」を改定
令 2. 4	スプレー缶類排出時の穴あけを廃止
令 3. 9	クリーンアップ活動用のボランティア袋の仕様をバイオマス材質25％以上含むものへ変更
10	燃やすごみのコースを９コース体制から３コース体制に再編
4. 3	リサイクルデータバンク廃止
6	粗大ごみ戸別収集のウェブ受付開始
11	小牧岩倉エコルセンターのごみ処理手数料が10kgごとに200円から、20kgまで440円　超過10kgごとに220円加算に変更
5. 1	剪定枝類に「花・つる」の品目を追加
2	バイオス小牧（民間バイオガス発電施設）の稼働開始
3	「小牧市災害廃棄物処理計画」を改定
4	ゼロカーボンシティ推進室新設（所掌事務はプラスチックの削減に関すること） 一般市民を対象に適正処理困難物のうち「農薬等の化学薬品」を㈱海部清掃へ直接持込み処理を開始
9	ペットボトルの水平リサイクルに向け㈱伊藤園、キリンビバレッジ㈱、アサヒ飲料㈱、豊田通商㈱、小牧市による全国初の５者協定を締結
6. 3	スマートフォン向けアプリ「ごみの日ナビ」の配信を廃止 「小牧市生活排水処理基本計画」を改定
4	「プラスチック製容器包装」を「プラスチック類」に名称変更し、プラスチック製品とプラスチック製容器包装の一括収集を開始 ペットボトルの水平リサイクル開始 放置自転車の売払い開始
6	共同住宅を建設するにあたって、市との事前協議（建築確認申請の前）及び市へごみ集積場の設置申請の際に事前協議の内容を記した協議報告書の添付を義務付けるよう「小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則」を改定 小牧市ごみ処理基本計画の計画期間延伸
10	小牧市クリーンセンターの処理能力を「63 kl／日」から「67.8kl／日」に変更
11	リユースプラットフォーム「おいくら」を運営する㈱マーケットエンタープライズと協定を締結し、リユース推進を開始
12	㈱ジモティーと協定を締結し、リユース推進を開始 ㈱ジモティーと実証実験に関する協定を締結
7. 1	リユース品の購入、譲受を行うことができる官民連携のリユース拠点「ジモティースポット小牧」をラピオ２階に開設

年　月	内　　容
	「危険ごみ」を「発火性危険ごみ」に名称変更し、発火や爆発の危険があるもののみの収集とし、刃物類は金属類での収集に変更 J&T環境㈱、アーバンエナジー㈱及び㈱バイオス小牧と協定を締結し、食品リサイクルの推進及びごみの減量化、電力の地産地消、再生可能エネルギーの普及促進に向けた取組を開始
7.　3	SGムービング㈱及びリネットジャパンリサイクル㈱と協定を締結し、家電リサイクル法対象機器の自宅回収を開始
7.　4	「燃やすごみ」を「燃やすしかないごみ(分別がんばったけどこれ以上はリサイクルできないごみ)」に名称変更し、指定袋の規格をバイオマス由来成分含有率25%以上、全指定袋の厚みを0.025mm程度に変更
7.　7	使用済みインクカートリッジの売り払い開始
7.　8	粗大ごみ戸別収集の処理手数料のキャッシュレス決済の導入
7.　12	路上喫煙禁止区域にラピオとにぎわい広場をつなぐ「ペデストリアンデッキ」を追加指定 廃食用油をSAFへ循環させる資源循環型社会の実現に向け中部国際空港㈱、日揮ホールディングス㈱、㈱レボインターナショナル、(同)SAFFAIRE SKY ENERGY、小牧市による尾張地区初の５者協定を締結
8.　3	「小牧市ごみ処理基本計画」を改定
8.　4	組織改正により、ごみ政策課、環境対策課、ゼロカーボンシティ推進室、リサイクルプラザがカーボンニュートラル推進課、環境保全課に再編（リサイクルプラザはカーボンニュートラル推進課の下部組織） 小牧岩倉エコルセンターでの家庭用フロン使用製品（家電リサイクル法対象機器を除く）の持込み回収開始 廃食用油のSAFへの再資源化開始 スマートフォン向けアプリ「さんあ～る」を外国語６ヶ国語対応に変更
8.　6	「小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」及び「小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則」の一部を改正
8.　7	家庭用フロン使用製品（家電リサイクル法対象機器を除く）の戸別収集開始

第３　組織・職員

１　機構及び事務分掌（ごみ・し尿関係部署）

令和８年４月１日現在

市民生活部	カーボンニュートラル推進課	環境政策係（９人）	(1)環境政策の企画及び調整に関すること。 (2)環境市民団体に関すること(環境保全課保全美化係が所管するものを除く。)。 (3)カーボンニュートラルの実現に関する施策の総合調整に関すること。 (4)資源循環の推進に関すること。 (5)一般廃棄物処理の企画及び調整に関すること。 (6)ごみの減量に関すること。 (7)し尿処理施設に関すること。 (8)ごみ及びし尿等に係る処理業者の許可及び指導に関すること。 (9)小牧岩倉衛生組合に関すること。
		リサイクルプラザ（９人）	(1)ごみの収集及び運搬の実施に関すること。 (2)犬、猫等の死体の処理に関すること。 (3)資源の選別等中間処理の実施に関すること。 (4)リサイクルの啓発及び推進に関すること。
	環境保全課	保全美化係（９人）	(1)自然共生及び自然環境の保全に関すること。 (2)公害の調査、相談及び苦情並びに公害防止のための指導及び規制に関すること。 (3)電波障害の相談及び苦情に関すること(宅地開発等の指導に係るものを除く。)。 (4)墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可並びに改葬の許可に関すること。 (5)専用水道及び簡易専用水道の衛生に関すること。 (6)合併処理浄化槽に関すること。 (7)畜犬の登録及び狂犬病予防に関すること。 (8)有害昆虫等の駆除に関すること。 (9)廃棄物に起因する生活環境の保全に関すること。 (10)地域美化活動に関すること。 (11)環境保全に関する市民団体に関すること。 (12)ごみの集積場に関すること。 (13)委託により行うごみの収集、運搬及び処理に関すること。 (14)委託により行う資源の選別等中間処理に関すること。 (15)他の係に属しないこと。

２　職員配置（令和８年４月１日現在）

（１）市民生活部長（１人）市民生活部次長（１人）

（２）カーボンニュートラル推進課・環境政策係（正規職員９人）

課長１　係長２　主査２　主任１　主事３【会計年度任用２】

（３）カーボンニュートラル推進課・リサイクルプラザ（正規職員９人）

所長１　所長補佐１　主査１　主任１　運転手５

【再任用１(運転手・リサイクルハウス１)】

【会計年度任用７(リサイクルハウス４)(プラザハウス３)】

（４）環境保全課・保全美化係（正規職員９人）

課長１　係長２　主査２　主任１　主事１　技師１　主事補１【会計年度任用１２】

第４　施設の概要

１　リサイクルプラザ

<table>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="2">小牧市リサイクルプラザ</td><td>愛　　称</td><td colspan="2">エコハウス・小牧</td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="5">小牧市大字大草5786番地83</td></tr>
<tr><td>竣　　工</td><td colspan="5">平成16年３月31日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設種類</td><td colspan="3">リサイクルハウス
鉄骨造3階建　延べ3,372.54㎡</td><td colspan="2" rowspan="2">プラザハウス
鉄骨造平屋建　1,121.72㎡</td></tr>
<tr><td colspan="3">収集車車庫　　594.40㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理能力
(５ｈ/日)</td><td>空きびん</td><td>アルミ缶</td><td colspan="2">スチール缶</td><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td>7.7t</td><td>0.9ｔ</td><td colspan="2">1.0ｔ</td><td>3.0ｔ</td></tr>
<tr><td>建 設 費</td><td colspan="5">1,211,488千円</td></tr>
</table>

２　資源回収ステーション

名　　称	小牧市第１資源回収ステーション
所 在 地	小牧市大字小牧原新田423番地
建物面積	330.48㎡
建物構造	鉄骨造

名　　称	小牧市第２資源回収ステーション
所 在 地	小牧市大字大草5786番地83
建物面積	594.40㎡の一部
建物構造	鉄骨造

名　　称	小牧市第３資源回収ステーション
所 在 地	小牧市新小木四丁目29番地
建物面積	97.74㎡
建物構造	鉄骨造

3　小牧市クリーンセンター

名　　称	小牧市クリーンセンター
所 在 地	小牧市大字東田中1237番地
敷地面積	2,251．86㎡
建物面積	1,380．65㎡
処理能力	67.8kl／日（し尿3.1kL/日、浄化槽汚泥64.7kL/日） ※R6.10月に63 kl／日から67.8kl／日に届出変更
処理方式	前脱水＋生物処理
竣　　工	稼働開始：昭和62年3月　改修・増築：平成27年4月
改 修 費	848,400千円　（施工・監理含む）

4　小牧岩倉衛生組合施設

（１）小牧岩倉エコルセンター

名　　称	小牧岩倉衛生組合小牧岩倉エコルセンター		
所 在 地	小牧市大字野口2881番地9		
敷地面積	35,473.90㎡		
建物面積	延べ 12,568.82㎡		
施設種類	ごみ溶融施設	ごみ破砕施設	ストックヤード棟
処理能力	197ｔ／日(98.5t×2基)	27ｔ／5h	673.83㎡(貯留面積)
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉	低速破砕機 高速破砕機	ストックヤード
竣　　工	平成27年3月16日		平成31年3月15日
総事業費	14,679,501,702円		1,338,676,137※

※旧工場棟解体工事費含む

（２）環境センター処分場

名　　称	小牧岩倉衛生組合環境センター処分場
所 在 地	小牧市大字林1821番地3
敷地面積	184,158.09㎡（内訳：処分場162,734.05㎡保全用地21,424.04㎡）
埋立地面積	24,500㎡
埋立容量	293,900㎥
埋立方法	サンドイッチ工法
埋立開始	平成10年4月30日
建 設 費	6,402,755千円



（リサイクルハウス）



（プラザハウス）



（小牧市クリーンセンター）



（小牧岩倉エコルセンター）



（資源回収ステーション）
※写真は第３資源回収ステーション

5　リサイクルプラザ保有車両（令和８年４月１日現在）

車　　種	積載量	台数	備　　考	用　　途
パッカー	2.85ｔ	1	14号車	破砕ごみ収集用 資源収集用
	2.90ｔ	1	3号車	
	2.80ｔ	2	5・6号車	
	1.70ｔ	1	18号車	
ダンプ	2.00ｔ	1	7号車	資源収集用
トラック	1.20ｔ	1	1号車	こまやか収集用
	1.15ｔ	1	2号車	
フックロール車	3.95ｔ	1	4号車	運搬用
軽トラック	0.35ｔ	1	15号車	こまやか収集用

第５　決算及び予算

１　令和７年度決算

（１）歳入・歳出

歳入	一般会計決算額		69,081,361 千円	比 率	備　　考
歳出	一般会計決算額		66,534,312 千円		
	清掃関係決算額		2,900,079 千円	100.0%	一般会計に対する割合　4.36%
	内訳	環境対策費	192,927 千円	6.7%	小牧岩倉衛生組合負担金の金額及び清掃関係費に対する割合 1,503,764 千円 51.85%
		清掃総務費	124,357 千円	4.3%	
		ごみ処理費	2,436,681 千円	84.0%	
		し尿処理費	146,115 千円	5.0%	

※歳出については、切り上げのため必ずしも合計は一致しない。

２　令和８年度予算（当初）

（１）歳入

一般会計予算額		72,680,000 千円	比 率	備　　考
清掃関係予算額		3,216,158 千円	100.0%	一般会計に対する割合 4.43%
内訳	一般財源	2,993,301 千円	93.1%	
	国庫支出金	3,490 千円	0.1%	
	県支出金	16,960 千円	0.5%	
	その他	202,407 千円	6.3%	

（２）歳出

一般会計予算額		72,680,000 千円	比 率	備　　考
清掃関係予算額		3,216,158 千円	100.0%	一般会計に対する割合 4.43%
内訳	環境対策費	219,996 千円	6.8%	小牧岩倉衛生組合負担金の金額及び清掃関係費に対する割合 1,700,559 千円 52.9%
	清掃総務費	139,370 千円	4.3%	
	ごみ処理費	2,697,222 千円	83.9%	
	し尿処理費	159,570 千円	5.0%	

第６　ごみ収集・処理の概要

１　概　況

年々多様化するごみを資源化し、環境衛生上支障のないよう処理するため、本市では収集運搬体制の整備と充実に努めるとともに、排出者である市民及び事業者に対して正しいごみの処理方法、ごみの減量・再使用など市の清掃事業への理解と協力を積極的に呼び掛けてきたところであります。

本市では、一般廃棄物を以下のとおり、収集・処理しています。

このうち、家庭から排出されるものは、４分別 20 種類に区分し、市が収集をしています。事業系ごみ及び家庭系多量ごみについては、自己搬入あるいは、市の許可を受けた一般廃棄物処理業者が収集運搬を行っています。

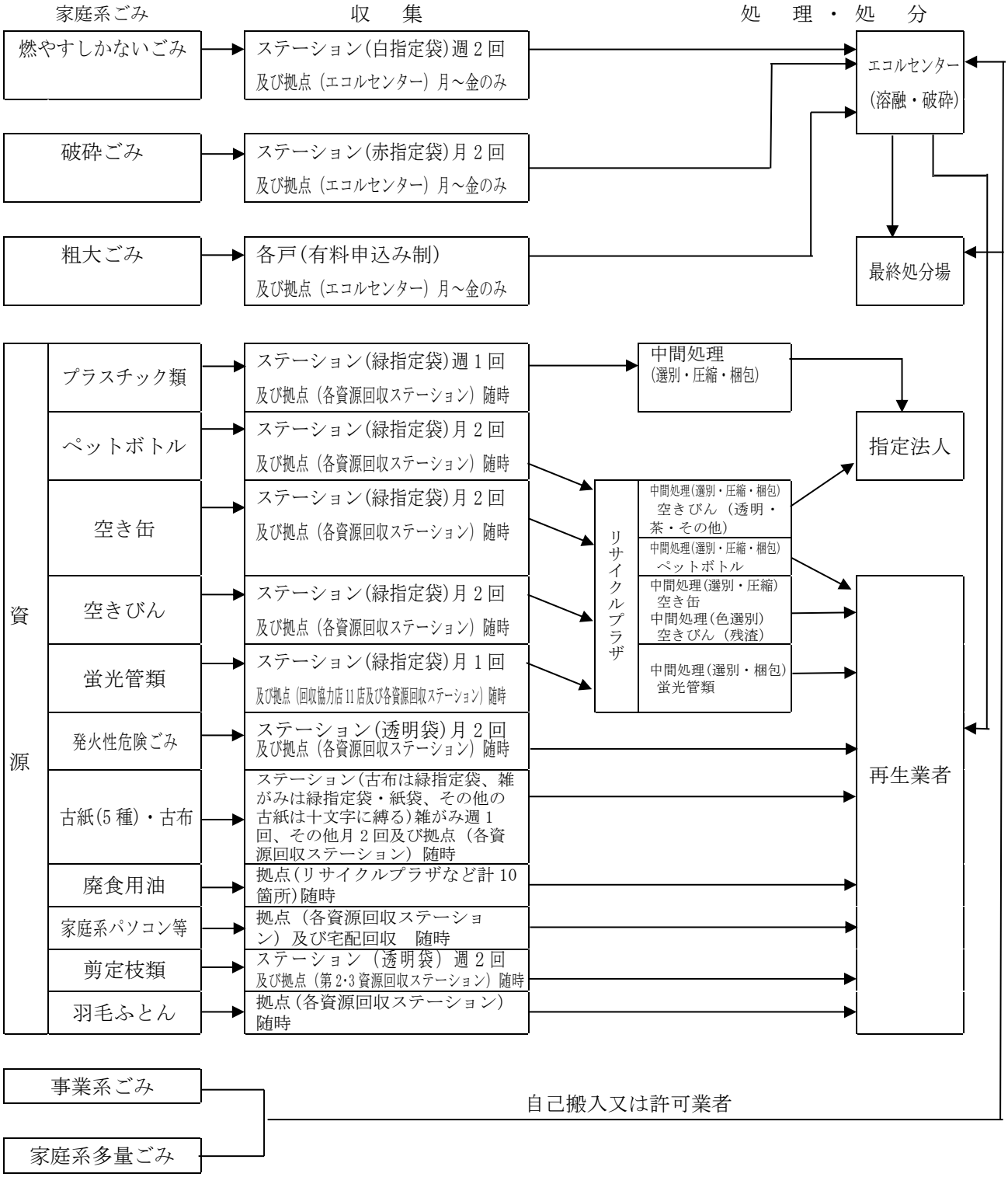
処理については、「燃やすしかないごみ」「破砕ごみ」「粗大ごみ」及び事業系ごみ・家庭系多量ごみは、小牧岩倉エコルセンターで、その他家庭系資源については、再資源化施設で行っています。

２　指定ごみ袋

令和８年４月１日現在

区　　分	色	材　　質	大　　き　　さ
燃やすしかないごみ用	白	高密度ポリエチレン(80%) 低密度ポリエチレン(20%) バイオマス由来成分含有(25%以上)	小 10 ﾘｯﾄﾙ　350×300×0.025
			中 30 ﾘｯﾄﾙ　550×500×0.025
破砕ごみ用	赤	低密度ポリエチレン	小 10 ﾘｯﾄﾙ　350×300×0.025
			中 30 ﾘｯﾄﾙ　550×500×0.025
			大 45 ﾘｯﾄﾙ　650×650×0.025
資　源　用	緑	低密度ポリエチレン	小 10 ﾘｯﾄﾙ　350×300×0.025
			中 30 ﾘｯﾄﾙ　550×500×0.025
			大 45 ﾘｯﾄﾙ　650×650×0.025

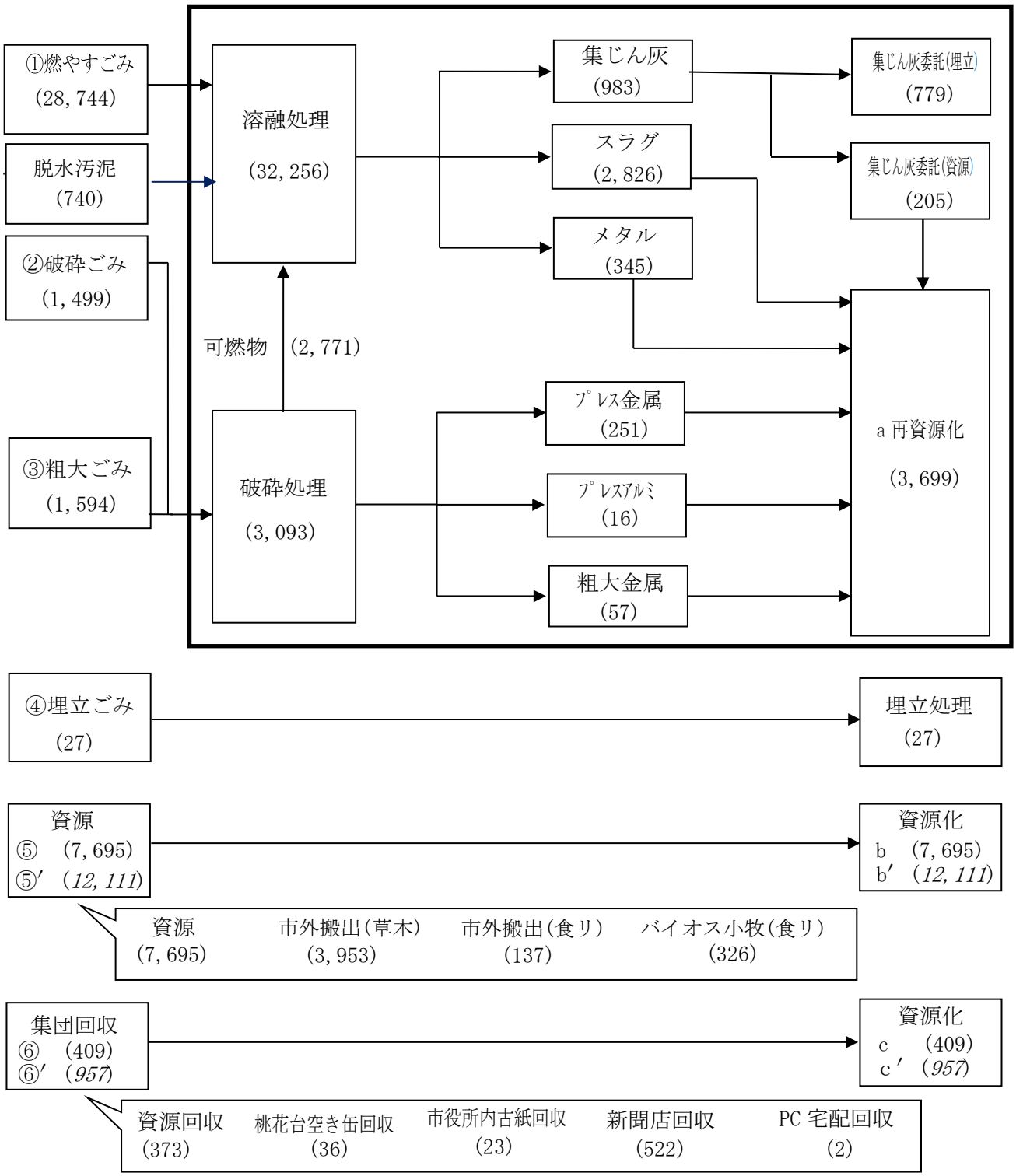
3　処理体制（令和８年４月１日現在）



4　ごみの収集・処理量

（１）令和７年度ごみの収集・処理量

（※四捨五入のため、合計は必ずしも一致しない）　　単位：ｔ



○総排出量：①＋②＋③＋④＋⑤　（⑤′）＋⑥（⑥′）＝ 39,969ｔ（*44,932ｔ*）

○資源化量：a＋b（b′）＋c　（c′）＝ 11,804ｔ（*16,767ｔ*）

○再資源化率：29.5％　｛資源化量／総排出量｝　＝11,804／39,969

37.3％(暫定値)　***｛資源化量／総排出量｝　＝16,767／44,932***

（２）ごみ収集量の推移

ア ごみの形態別処理量

単位：ｔ

区分＼年度		R2	R3	R4	R5	R6	R7
燃やすごみ	※1委託等	21,413	21,051	20,627	19,680	18,965	18,671
	許　可	9,649	10,040	10,105	10,042	10,001	9,928
	直　搬	295	223	237	209	217	146
	小　計	31,357	31,314	30,968	29,931	29,183	28,744
破砕ごみ	直　営（委託含）	2,220	1,991	1,806	1,732	1,542	1,407
	許　可	1	0	0	0	0	1
	直　搬	119	134	136	98	85	92
	小　計	2,339	2,125	1,943	1,830	1,628	1,499
粗大ごみ	直　営 H28からは委託	193	188	188	166	163	154
	許　可	132	76	65	73	57	79
	直　搬	1,656	1,583	1,443	1,386	1,430	1,361
	小　計	1,981	1,847	1,695	1,625	1,650	1,594
埋立ごみ	許　可	0	1	0	0	0	0
	直　搬	182	32	125	21	28	26
	小　計	182	33	125	21	28	27
資源	直営・委託	8,280	8,099	7,867	7,604	7,694	7,695
合　　計		44,140	43,418	42,598	41,011	40,183	39,560

※四捨五入のため、合計は必ずしも一致しない

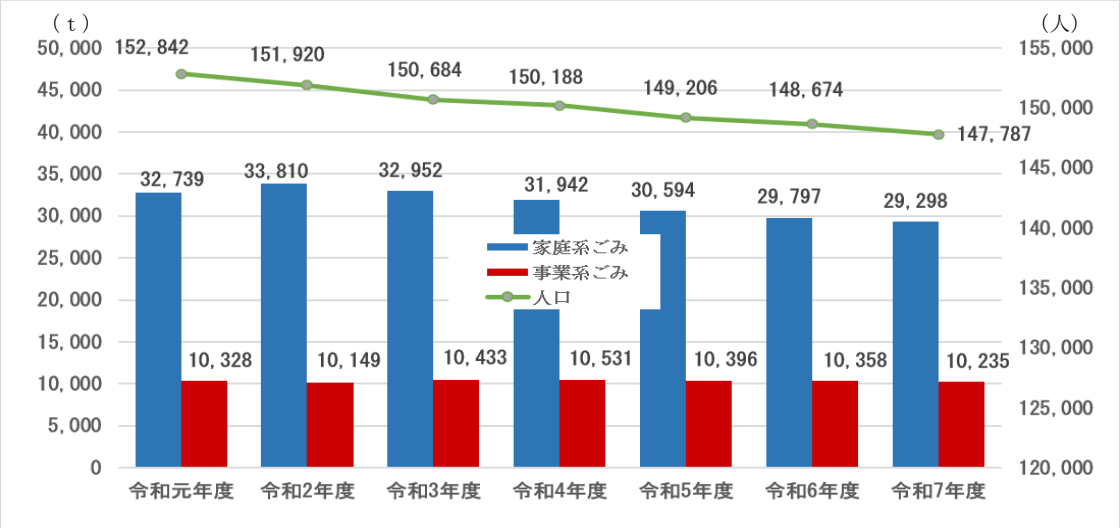
※1　スプレー缶廃液を含む

イ 市民１人当たりのごみ排出量

区分＼年度		R2	R3	R4	R5	R6	R7
年間ごみ排出量【t】	家庭系ごみ	33,810	32,952	31,942	30,594	29,797	29,298
	（うち資源）	(8,280)	(8,099)	(7,867)	(7,604)	(7,694)	(7,695)
	事業系ごみ	10,149	10,433	10,531	10,396	10,358	10,235
	（事業系資源）	(4,179)	(4,029)	(4,283)	(4,673)	(4,557)	(4,416)
	埋立ごみ	182	33	125	21	28	27
	合計（事業系資源含む）	44,140 (48,319)	43,418 (47,446)	42,598 (46,881)	41,011 (45,684)	40,183 (44,740)	39,560 (43,975)
人口（年度末）【人】		151,920	150,684	150,188	149,206	148,674	147,787
世帯数（年度末）【世帯】		68,827	68,782	69,507	70,078	70,960	71,485
１日当たり排出量【t】		121	119	117	112	110	108
１人１日当たり【g】	家庭系ごみ	610	599	583	560	549	543
	資源を除く家庭系ごみ	460	452	439	421	407	400
	事業系ごみ（資源含む）	183 (258)	190 (263)	192 (270)	190 (276)	191 (275)	190 (272)
	ごみ全体	796	789	777	751	740	733

※事業系ごみに含む

ウ ごみ排出量と人口との比較



（３）再資源化率の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
再資源化率（%）	29.9 (36.7)	29.8 (36.6)	29.3 (36.5)	29.4 (37.3)	29.7 (37.6)	29.5 (37.3) 暫定値

※（）内は事業系資源及び新聞店回収分等を含んで算出した値

（４）資源回収量

単位：ｔ

区分＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
資　　源	8,280 (12,459)	8,099 (12,128)	7,867 (12,150)	7,604 (12,277)	7,694 (12,252)	7,695 (12,111)
破砕施設等資源化	4,438	4,389	4,139	4,044	3,941	3,699
集団回収	695 (1,297)	631 (1,355)	670 (1,327)	570 (1,173)	441 (1,017)	409 (957)
合　　計	13,413 (18,194)	13,119 (17,841)	12,676 (17,617)	12,217 (17,494)	12,076 (17,210)	11,804 (16,767)

※（）内は事業系資源及び新聞店回収分等を含んで算出した値

※四捨五入のため、合計は必ずしも一致しない

（５）燃やすごみ組成分類結果（乾ベース、年平均）

単位：％

区分＼年度	R3	R4	R5	R6	R7	平均 (過去５年)
紙・布類	49.6	53.1	59.4	46.8	48.6	51.5
合成樹脂	18.9	18.3	17.0	16.1	19.4	17.9
木・竹・わら類	14.0	14.4	9.5	14.1	13.7	13.1
厨芥類	10.5	5.9	11.5	18.9	11.9	11.7
不燃物	2.0	2.3	1.0	1.8	4.3	2.3
その他	5.0	6.1	1.6	2.4	2.2	3.5

※小牧岩倉衛生組合小牧岩倉エコルセンター「ごみ成分組成分類結果」による

（６）燃やすしかないごみ組成分類結果　令和７年６、７月調査

組成区分		重量（kg）		組成割合（%）		
		小木中・小牧原北	北外山・東田中県住	小木中・小牧原北	北外山・東田中県住	平均値
食品廃棄物	直接廃棄	9.44	13.15	4.69	6.51	5.60
	食べ残し	13.28	11.99	6.60	5.93	6.27
	調理くず	50.51	70.24	25.09	34.77	29.93
	小計	73.23	95.38	36.38	47.21	41.80
プラスチック類		22.95	19.99	11.40	9.89	10.65
びん		0.49	0.47	0.24	0.23	0.24
缶		0.11	0.13	0.05	0.06	0.06
ペットボトル		0.22	0.70	0.11	0.35	0.23
金属・発火性危険ごみ		0.88	0.36	0.44	0.18	0.31
古紙	古紙4品目	3.83	4.99	1.90	2.47	2.19
	雑がみ	17.83	10.75	8.86	5.32	7.09
	小計	21.66	15.74	10.76	7.79	9.28
古布		1.62	1.26	0.80	0.62	0.71
剪定枝類		3.28	1.93	1.63	0.96	1.30
その他の燃やすしかないごみ		76.33	65.62	37.92	32.48	35.20
陶磁器・ガラス等破砕ごみ		0.51	0.45	0.27	0.23	0.22
合計		201.28	202.03	100.00	100.00	100.00

食品ロス割合11.87%

資源化可能混入割合27.78%

（７）破砕ごみ組成分類結果（重量比）

令和６年 12 月調査

分類	重量比
プラスチック製容器包装	4.53%
禁忌品	6.71%
プラスチック製品	24.23%
ゴム類・皮革	17.48%
陶器・ガラス	4.16%
びん缶 PET	1.44%
金属	14.48%
危険	1.08%
雑がみ	2.04%
可燃	14.07%
その他	9.78%

令和７年５月調査

分類	重量比
プラスチック製容器包装	3.76%
禁忌品	6.26%
プラスチック製品	21.58%
ゴム類・皮革	15.26%
陶器・ガラス	11.45%
びん缶 PET	2.32%
金属	16.18%
危険	2.70%
雑がみ	0.72%
可燃	10.98%
その他	8.79%

第７　環境対策費

１　快適で清潔なまちづくり協議会委員

快適で清潔なまちづくり協議会

（平成 20 年度～　※平成 9～19 年度：小牧市ポイ捨てによるごみの散乱防止推進協議会）

（１）協議事項

・地域環境の保全及び美化の促進に関する事項
・その他市長が必要と認める事項

（２）委員

・20 人（市議会議員、地域、事業者、各種団体の代表者）

（３）令和７年度会議内容

第１回（8/1）

・令和６年度快適で清潔なまちづくり推進事業実績報告について
・令和７年度快適で清潔なまちづくり推進事業計画について
・令和７年度「ごみ散乱防止市民行動の日～小牧まち美化ウォーク～」実施報告について

第２回（2/6）

・令和７年度快適で清潔なまちづくり推進事業中間報告について
・令和８年度快適で清潔なまちづくり推進事業計画(案)について
・表彰状贈呈団体の選定について
・令和８年度「ごみ散乱防止市民行動の日～小牧まち美化ウォーク～」(案)について

（４）顕彰

市民のうちで、ごみの散乱防止に貢献し、その功績が顕著なもの並びに模範と認められるものに対し表彰状･感謝状を贈呈する。　（敬称略）

平成15年度	感謝状	桃花台区長会、ボーイスカウト小牧第１団
平成16年度	感謝状	米野さわやか会、原壮会、小牧ライオンズクラブ
平成17年度	感謝状	村瀬二郎
平成18年度	感謝状	グラウンドワーク小牧、オムロン㈱小牧車載事業所
平成19年度	感謝状	佐藤輝久、久保山団地お助けマン、三菱重工㈱名誘
平成20年度	感謝状	トラックターミナル運営員会、イオン㈱ジャスコ小牧店
平成21年度	感謝状	三ツ星ベルト㈱名古屋工場、多気交友会、タウン本庄いきいきクラブ
平成22年度	感謝状	上之町子供会、小松寺の環境を良くする会
平成23年度	感謝状	ひろおう会、愛林会、小牧ヶ丘翌檜会
平成24年度	表彰状	米野さわやか会
	感謝状	安田子ども会、下末米寿会
平成25年度	感謝状	間々区クリーンボランティア、野口おそうじ隊、中南ボランティアクラブ
平成26年度	感謝状	小牧商工会議所、青木和芳、間内駅西前広場を美しくする会
平成27年度	表彰状	グランドワーク小牧
	感謝状	尾張たばこ販売協同組合小牧支部
平成28年度	感謝状	高根親和会、懐清和会、北外山婦人会

平成29年度	感謝状	参友会、ＮＥＣフィールディング㈱小牧営業所、高橋英男
平成30年度	表彰状	北斗中央税理士法人、株式会社 LIXIL 小牧支店
	感謝状	三友工業株式会社
令和元年度	感謝状	株式会社クラウン・パッケージ、管清工業株式会社小牧事務所 さわやかガーデン岩崎
令和2年度	表彰状	トラックターミナル区、小牧トラックターミナル運営委員会
令和3年度	表彰状	有限会社山昌自動車、三井金属計測機工株式会社
	感謝状	にっとくスマイル株式会社
令和4年度	表彰状	中南ふれあいクリーン隊、SHELLY
令和5年度	表彰状	桃花台ウォーキングクラブ
令和6年度	表彰状	株式会社土屋電装システム、石松ツギ子
令和7年度	表彰状	CKD 株式会社、中村　和治（米野さわやか会）
	感謝状	大山川をきれいにする会

２　こまき環境保全推進員（平成 20 年度～　※平成 19 年度以前：衛生委員）

市内全区にこまき環境保全推進員を委嘱して、地域における環境美化の推進を図っている。※令和７年度：130 人

３　快適で清潔なまちづくり推進事業

（１）環境美化パトロール等の実施

平成 20 年５月より環境美化パトロール員４人を配置し、市内のパトロール及び散乱ごみの回収、路上喫煙禁止区域での調査等を行っている。（平成 27 年４月からは、廃棄物適正処理指導員に変更）

（２）クリーンアップ事業（平成 15 年度～）

市・市民及び事業者が、それぞれの役割の下、地域環境の保全及び美化の推進を図った。（アダプトプログラム含む）

単位：人

項目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
参加人数(延べ)	42,260	49,316	58,616	111,801	61,756	53,453

ア　こまきクリーンアップ活動

ポイ捨てによる散乱ごみの収集活動を行う 10 人以上で構成された団体（事業者）等にごみ袋を配布し、美化活動の推進を図っている。

単位：人

項目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
参加人数(延べ)	9,532	13,376	13,678	63,960	13,592	11,455

ボランティア袋（大　H15 年６月～　小　H23 年 11 月～）

ボランティアによる清掃活動で、腐敗や汚れがあり再資源化に適さない資源品

目を同袋で排出できるようにした袋。令和３年９月からバイオマス材質 25%以上含むものへ変更した。

区　　分	色	材　　質	大　き　さ
ボランティア用	黄	リニアポリエチレン	小 10 ﾘｯﾄﾙ　500×300×0.03
			大 45 ﾘｯﾄﾙ　800×650×0.03
ボランティア用	黄	リニアポリエチレン（バイオマス 25%）	小 10 ﾘｯﾄﾙ　500×300×0.03
			大 45 ﾘｯﾄﾙ　800×650×0.03

イ　地区大掃除

地区住民が協働して、地区内のポイ捨てごみの回収や側溝の清掃を行う。

単位：人

項目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
参加人数(延べ)	18,154	23,392	29,142	31,042	34,248	28,905

ウ　小牧山美化活動

市・市民・事業者が協働で、市のシンボルである小牧山の清掃活動を行う。

単位：人

項目＼年度	R1	R2	R3	R4	R5
参加人数(延べ)	713	中止	中止	中止	中止

※令和２、３、４年度は新型コロナウイルスの蔓延防止に伴い、開催を中止した。
※令和５年度は雨天のため開催を中止し、令和６年度に廃止とした。

エ　ごみ散乱防止市民行動の日

「小牧市快適で清潔なまちづくり条例」に基づき「ごみ散乱防止市民行動の日」を定め、式典の開催及び「ポイ捨てをやめてきれいなまちづくり」をＰＲしながら会場周辺の散乱ごみを回収する。

単位：人

項目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
参加人数(延べ)	中止	中止	550	532	中止	594

※令和２、３年度は新型コロナウイルスの蔓延防止に伴い、開催を中止した。
※令和６年度は会場である市民会館の改修工事に伴い、開催を中止した。
※令和７年度より会場を小牧駅東公園に変更

（3）アダプトプログラム推進事業（平成 17 年度～）

市内の道路、河川等の公共施設を市民が里親となって愛情と責任をもって定期的に清掃することにより、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と市の協働による環境美化を推進する。

単位：人、団体、個人

項目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
協定締結団体数	55	53	52	52	51	45
（内団体数）	46	45	46	47	47	42
（内個人数）	9	8	6	5	4	3
登録者数	1,755	1,701	1,186	1,268	1,178	1,170

（4）路上喫煙禁止区域の巡回・指導

「小牧市快適で清潔なまちづくり条例」に基づき、平成 20 年 12 月に小牧駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、環境美化パトロール員により巡回・指導を行っている。

また、令和２年より年２回、午前７時半ごろから１時間程度啓発タスキを着用し、区域内での啓発活動を実施している。

単位：日、人

項目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
巡回日数	148	135	144	160	187	169
被指導人数	11	12	17	8	12	18



（５）不法投棄防止啓発事業

ア　不法投棄監視カメラ設置事業（平成 18 年６月～）

不法投棄監視カメラをごみ集積場に設置し、不法投棄の未然防止を図る。

単位：件

項目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
集積場設置件数（延べ）	89	96	94	96	109	114

イ　不法投棄防止回転灯・監視カメラの設置（平成 21 年８月～）

不法投棄が頻繁な道路等の公共用地へ回転灯や監視カメラを設置し、不法投棄の未然防止を図っている。

○令和８年４月１日現在

回転灯…４台設置　　監視カメラ…７台設置

（６）不法投棄処理

ア　小牧岩倉衛生組合小牧岩倉エコルセンター搬入量

公共用地等に不法投棄された投棄物を小牧岩倉エコルセンターに搬入した量

単位：kg

項目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
搬入量	34,570	28,850	24,360	15,550	15,380	15,130

イ　不法投棄廃家電処理量

公共用地等に不法投棄された廃家電の処理量

単位：台

品目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
テレビ	83	95	58	49	36	39
冷蔵庫	17	16	19	8	7	4
洗濯機	20	12	12	11	3	5
エアコン	6	5	4	3	1	4

ウ　不法投棄タイヤ処理量

公共用地等に不法投棄されたタイヤの処理量

単位：本

品目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
タイヤ	49	40	259	61	56	46

（７）犬のふん放置対策　イエローカード作戦

市民の環境美化意識が高まる中、地域では、マナーの悪い犬の飼い主によるふんの放置が問題になっている。そこで、飼い主の心理に訴えかけ、ふんの放置をなくすことを目的として実施している。平成 27 年度からは個人での活動も実施することとした。

単位：団体、人

項目＼年度	R3	R4	R5	R6	R7
実施団体数	2	2	2	1	1
登録者数	46	45	45	44	44
個人活動者数	7	18	21	6	1

（８）啓発看板の配付

「ごみのポイ捨て禁止」「ペットのふんの放置禁止」「落書き禁止」等の各種啓発看板を作成し、希望する市民に配付している。

単位：枚

項目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
配付枚数	655	569	696	467	539	626

（９）廃棄物等の堆積による周辺環境を損なう状態の対策

廃棄物等の堆積による周辺環境を損なう状態の家屋に対する援助

単位：件

項目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数	2	2	2	0	0	0

第８　ごみ処理費

１　廃棄物減量等推進審議会委員

廃棄物減量等推進審議会

（平成 20 年度～ ※平成 12～19 年度：廃棄物減量等推進協議会）

廃棄物の減量及び再資源化の促進を図り、もって循環型社会を形成することを目的に設置。

（１）審議事項

・一般廃棄物処理計画に基づく実施計画等の推進に関すること。
・廃棄物の減量及び再利用等の推進に関すること。
・その他市長が必要と認める事項

（２）委員

・20 人
（区長会６人、各種団体６人、事業者３人、学識経験者１人、市民公募４人）

（３）令和７年度会議内容

回数	開催日	内　　容
第 1 回	5 月 20 日	・令和７年度小牧市一般廃棄物処理実施計画の変更について
第 2 回	9 月 1 日	・小牧市ごみ処理基本計画（案）について ・小牧市分別収集計画（案）について
第 3 回	10 月 30 日	・小牧市ごみ処理基本計画(案)について
第 4 回	2 月 18 日	・小牧市ごみ処理基本計画（案）について ・令和８年度小牧市一般廃棄物処理実施計画(案)について ・資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体の選考について

2　ごみ集積場管理事業

（1）ごみ集積場設置数

令和８年４月１日現在

種　　類	設　置　数
燃やすしかないごみ集積場所	3,261 箇所
資源回収場所	2,240 箇所

（2）ごみ集積場整備費補助事業

地域住民の衛生生活の向上とまちの美化を図るため、ごみ集積場の整備を行う区に補助を行う。

ごみ集積場への不法投棄を未然に防止するための監視カメラ購入の補助を行っている。(補助限度額は 300,000 円。平成 28 年度より補助額を対象経費の 1/2 とした。)

年度／区分	R3	R4	R5	R6	R7
区　　数	23(4)	37(6)	21(0)	25(0)	24(2)
整備箇所数（箇所）	48(7)	60(8)	57	72	58(7)
補助金(円)	9,122,522 (737,880)	9,635,835 (978,110)	7,309,411 (0)	10,937,249 (0)	10,369,640 (1,092,894)

※（　）内の数値は、監視カメラ補助区数及び補助金額

（3）ごみ集積場維持管理費交付金事業

行政区内の全域で分別収集に協力し、ごみ集積場を維持管理している行政区に対し交付金を交付する。

○ 均等割：30,000 円／区

○ 世帯割：100 円／世帯（平成 18 年度まで 50 円/世帯）

世帯数基準日：10 月 1 日

年度／区分	R3	R4	R5	R6	R7
区数	129	129	129	129	129
交付金(円)	9,351,700	9,355,400	9,346,900	9,342,800	9,311,900

（4）ごみ集積場管理用資材支給事業

ごみ集積場の管理用資材として行政区等へカラスネット、クリーン推進員腕章、指定袋、看板の支給を行う。

単位：個

年度／区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
カラスネット	1,189	954	905	869	983	854
腕　　章	44	15	0	22	27	6
カラス除けメッシュパネル	494	493	366	659	405	294

3　分別収集事業

こまやか収集（平成 17 年４月～）

家庭から排出されるごみ及び資源を所定の排出場所まで持ち出すことが困難な高齢者、障がい者等の世帯に対し、ごみ等の排出の支援を図るために戸別収集を実施する。

単位：世帯

項目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実施世帯数	246	304	358	353	387	422

4　再資源化事業

（１）再資源化量の推移

単位：ｔ

区分＼年度		R2	R3	R4	R5	R6	R7
発火性危険ごみ		73.13	78.49	73.95	73.11	70.73	71.17
金属類		458.94	388.63	274.79	243.43	215.85	249.46
家庭系PC・携帯電話		18.92	16.93	13.35	11.15	10.23	10.94
空きびん		642.08	639.89	629.52	549.44	524.79	511.47
スチール缶		92.08	80.56	82.89	59.80	49.69	58.22
アルミ缶		142.48	141.16	126.87	93.78	72.19	91.15
プラスチック類		2,127.78	2,118.36	2,035.25	1,913.97	1,993.75	1,990.58
ペットボトル		402.80	409.69	413.62	401.93	393.17	384.98
蛍光管類		13.40	11.64	10.48	10.79	9.18	9.25
古布		415.51	351.68	305.25	282.40	285.85	261.32
古紙	新聞	673.55	639.90	559.46	483.99	457.95	405.30
	雑誌	546.18	495.20	458.50	412.54	359.72	303.53
	段ボール	593.44	574.12	520.26	472.91	457.49	431.90
	雑がみ	763.13	748.81	706.90	672.07	697.06	660.07
	紙パック	12.39	10.52	8.93	8.67	8.91	9.33
剪定枝類		1,269.06	1,356.57	1,614.91	1,883.95	2,058.97	2,218.54
廃食用油		34.23	36.49	31.04	29.02	27.98	27.65
羽毛ふとん		0.89	0.79	0.86	0.62	0.73	0.62
合計		8,279.97	8,099.42	7,866.83	7,603.56	7,694.22	7,695.45

※令和６年度から「プラスチック製容器包装」を「プラスチック類」に名称変更し、プラスチック製品とプラスチック製容器包装の一括回収を開始

※令和７年１月から「危険ごみ」を「発火性危険ごみ」に名称変更し、発火や爆発の危険があるもののみの収集とし、刃物類は金属類での収集に変更

※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

※収集後の残渣除去分を除く。

（２）廃食用油（天ぷら油）回収事業（平成 18 年４月～）

各家庭や学校給食センター・保育園で排出される使用済み食用油をリサイクルプラザ、資源回収ステーション、各市民センター等で回収し、バイオディーゼル燃料等に再生している。

単位：ℓ

区分＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
給食センター	11,780	15,065	13,380	12,396	11,720	10,770
保育園	1,475	1,295	1,300	1,192	1,165	1,310
資源回収ステーション等	24,355	23,745	19,440	18,305	17,870	18,310
回収量合計	37,610	40,105	34,120	31,893	30,755	30,390

（３）家庭系パソコン回収事業（平成 26 年７月～）

小型家電リサイクル法に基づき、資源回収ステーションで拠点回収を開始。また、認定事業者と戸別回収に係る連携及び協力に関する協定を締結し、認定業者による回収を開始した。

拠点回収（資源回収ステーション）

年度		高品位			低品位		
		ﾉｰﾄ型ﾊﾟｿｺﾝ	ﾊﾟｿｺﾝ本体	携帯電話	一体型ﾊﾟｿｺﾝ	ﾓﾆﾀｰ	その他
R4	回収量(kg)	2,267	4,198	190	1,720	3,580	1,394
	台数	955	517	1,502	166	619	
R5	回収量(kg)	2,092	3,325	174	1,270	2,805	1,488
	台数	904	412	1,411	131	544	
R6	回収量(kg)	2,055	2,469	193	1,421	2,285	1,809
	台数	846	380	1,753	156	382	
R7	回収量(kg)	2,262	2,364	313	1,425	2,360	2,211
	台数	971	346	2,287	170	465	

宅配回収（認定事業者）

年度		パソコン	携帯電話	その他	申込件数	回収件数
R4	回収量(kg)	2014.1	20.3	1142.9	344	321
	台数	449	179			
R5	回収量(kg)	1828.7	16.8	966.7	291	289
	台数	449	179			
R6	回収量(kg)	1549.1	9.5	915.3	247	250
	台数	449	179			
R7	回収量(kg)	1623.7	17.3	727,2	256	252
	台数	362	152			

5　収集処理委託事業

（１）資源・ごみ収集量の推移

単位：ｔ

区分＼年度		R2	R3	R4	R5	R6	R7
燃やすしかないごみ		21,091.96	20,748.04	20,351.79	19,381.20	18,686.17	18,430.00
破砕ごみ		2,168.24	1947.93	1,764.00	1,689.99	1,499.84	1,363.11
粗大ごみ		192.45	187.74	187.91	166.29	163.02	153.56
発火性危険ごみ		77.70	81.36	77.27	75.86	72.85	74.49
金属類		447.22	379.31	266.41	237.12	199.88	235.80
家庭系ＰＣ・携帯電話		18.92	16.93	13.35	11.15	10.23	10.94
空きびん		738.83	725.90	692.26	652.89	626.03	585.89
空き缶		272.59	269.47	239.26	178.11	141.10	181.53
プラスチック類		2,323.88.	2,276.50	2,184.39	2093.10	2,138.80	2,116.85
ペットボトル		516.32	488.23	461.95	479.60	470.05	453.95
蛍光管類		13.40	11.64	10.48	10.79	9.18	9.25
古布		495.77	427.67	369.28	336.16	331.55	302.97
古紙	新聞	673.55	639.90	559.46	483.99	457.95	405.30
	雑誌	546.18	495.20	458.50	412.54	359.72	303.53
	段ボール	593.44	574.12	520.26	472.91	457.49	431.90
	雑がみ	763.13	748.81	706.90	672.07	697.06	660.07
	紙パック	12.39	10.52	8.93	8.67	8.91	9.33
剪定枝類		1,269.06	1,356.57	1,614.91	1,883.95	2,058.97	2,218.54
廃食用油		34.23	36.49	31.04	29.02	27.98	27.65
羽毛ふとん		0.89	0.79	0.86	0.62	0.73	0.62
合計		32,250.15	31,423.12	30,519.21	29,276.03	28,417.51	27,974.58

※令和６年度から「プラスチック製容器包装」を「プラスチック類」に名称変更し、プラスチック製品とプラスチック製容器包装の一括収集を開始

※令和７年１月から「危険ごみ」を「発火性危険ごみ」に名称変更し、発火や爆発の危険があるもののみの収集とし、刃物類は金属類での収集に変更

※令和７年４月より「燃やすごみ」の名称を「燃やすしかないごみ」に変更

（２）粗大ごみの収集受付

区分＼年度		R2	R3	R4	R5	R6	R7
受付件数	電話	4,064	4,067	3,161	2,592	2,699	2,341
	ＷＥＢ	－	－	875	1,195	1,226	1,392
受付個数		6,777	6,814	6,488	6,259	6,621	5,757
手数料収納（枚数・件数）	納付券	7,032	6,824	6,726	6,190	6,279	5,003
	キャッシュレス	－	－	－	－	－	627

※令和７年８月から粗大ごみ処理手数料のキャッシュレス決済を開始

6　資源回収ステーション施設管理事業

資源回収ステーション利用者数　　単位：人

施設名＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
第１資源回収ステーション	80,798	79,444	75,186	71,603	71,838	68,938
第２資源回収ステーション	13,586	14,499	15,592	14,954	15,325	15,657
（うち剪定枝利用者数）	8,444	8,962	10,350	9,105	9,387	9,628
第３資源回収ステーション	16,639	18,418	19,867	20,721	22,338	22,823
（うち剪定枝利用者数）	8,102	10,565	12,765	13,381	14,468	15,717

※第２資源回収ステーションは平成 26 年７月開設平成 27 年７月から剪定枝類の受入開始
※第３資源回収ステーションは平成 29 年 12 月開設

7　愛玩動物等死体収集火葬事業

犬猫等の死体処理　　単位：体

区分＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有料（ペット）	434	421	377	450	448	375
無料（道路上等）	936	901	849	758	641	722
合計	1,370	1,322	1,226	1,208	1,089	1097

8　ごみ減量推進事業

（１）指導

ア　ごみ集積場での分別・排出指導（平成 15 年４月から随時実施）

職員が各区のごみ集積場へ出向き、排出者に対し分別指導を行う。
平成 20 年５月より廃棄物排出指導員を配置し、分別・排出指導のさらなる強化を図っている。（平成 27 年４月からは、廃棄物適正処理指導員に変更）

単位：件

年度	指導件数	（内訳）					
		事業系	家庭系	（内訳）			
				戸建て	共同住宅	市外等	共同住宅比率(%)
R3	198	8	190	43	146	1	76.8
R4	288	13	275	61	214	0	77.8
R5	394	8	386	76	308	2	79.8
R6	366	10	356	58	298	0	83.7
R7	371	14	357	44	313	0	87.7

令和７年度実績

単位：件

個人・事業系			A	B	C	D	E	F	G	H(A+B+E+F)
通巡	居住区分		指導完了	文書指導	指導断念	個人判明せず	指導書	命令（誓約書）	計	(指導)
通報	家庭系	共同住宅	47	18	8	3	0	0	76	65
		戸建て	14	0	4	1	0	0	19	14
		市外		0	0	0			0	0
		不明	0		11	370			381	0
	家庭系計		61	18	23	374	0	0	476	79
		うち外国人	27	5	5	2	0	0	39	32
	事業系		9	0	1		0	0	10	9
	通報計		70	18	24	374	0	0	486	88
巡回	家庭系	共同住宅	170	78	27	1	0	0	276	248
		戸建て	28	2	1	0	0	0	31	30
		市外							0	0
		不明	0		1	0			0	0
	家庭系計		198	80	29	1	0	0	308	278
		うち外国人	100	36	11		0	0	147	136
	事業系		5	0	0		0	0	5	5
	通報計		203	80	29	1	0	0	313	283
合計	家庭系	共同住宅	217	96	35	4	0	0	352	313
		戸建て	42	2	5	1	0	0	50	44
		市外		0	0	0			0	0
		不明	0		12	370			382	0
	家庭系計		259	98	52	375	0	0	784	357
		うち外国人	127	41	16	2	0	0	186	168
	事業系		14	0	1		0	0	15	14
	合計		273	98	53	375	0	0	799	371
特別収集受付件数			564							

共同住宅(管理会社や所有者等に対する指導)

	指導	命令（改善命令）	計
指導件数（共同住宅実数）	66	0	66

イ　事業者への指導等

多量排出事業者（１日のごみの平均排出量 100 kg超）への減量等計画書や特定業種へのごみ排出方法に関するアンケート調査を行い、その結果に基づき事業者へ訪問指導する。

また、啓発冊子『事業者の皆様へ』を作成し、市内事業者へ配付。（平成 27 年度 5,400 件、令和５年度 4,200 件）

（２）啓発

ア　刊行物の発行

「資源・ごみ収集カレンダー」、「資源・ごみの分け方と出し方」等を作成し、正しい分け方や出し方を啓発しマナーの徹底を図っている。

名称	備考
資源・ごみ収集カレンダー	75,500 部（R7 実績）
資源・ごみの分け方と出し方（保存版）	5,000 部（R7 実績）
資源・ごみの分け方と出し方（概要版）	日本語版 外国語版（７種類）
資源・ごみの分別早見表	5,000 部（R7 実績）
事業者の皆様へ	－

イ　小学校４年生社会科学習資料（平成７年度～）

ごみの減量と資源のリサイクルの必要性を学ぶために副読本を作成し、市内小学校に配布している。令和７年度から社会科副読本と合併。

名称	仕様	数
私たちのくらしとごみ	A4 カラー20 ページ	－

ウ　出前講座（平成８年度～）・地元説明会等

生涯学習まちづくり出前講座として、職員が講師となり、「ごみのはなし講座」や「資源・ごみの分別講座」を実施している。

出前講座　　単位：回、人

項目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
開　催　回　数	5	8	14	17	14	18
受講者数(延べ)	127	263	399	693	528	567

エ　行事への参加

イベント(環境フェア、小牧市民まつり等）に参加し、ごみ分別及びごみ減量の啓発を行う。

オ　小中学校総合学習への職員派遣等

小中学校から依頼を受け、総合学習や環境学習への職員の派遣や来庁した生徒にごみ減量やリサイクル等について話をする。

カ　小牧市ごみ分別アプリ配信サービス（平成 29 年７月～）

日本語・外国語（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、インドネシア語、ベトナム語対応）で、ごみ収集日を知らせるアラームや緊急時のごみ収集の周知、ごみ分別検索などの機能を組み込んだスマートフォン向けアプリケーション「さ

んあ～る」を配信。(「ごみの日ナビ」は日本語のみ配信。平成 28 年５月開始、令和６年３月をもって小牧市配信サービス終了)
※令和８年３月をもってタガログ語の配信終了

ダウンロード件数（累計）　　単位：件

名称＼年度	R3	R4	R5	R6	R7
ごみの日ナビ	17,649	18,762	―	―	―
さんあ～る	4,261	5,486	9,290	16,381	20,513

キ　資源回収貢献団体感謝状贈呈（平成 19 年度～）
資源回収に顕著な功績を上げた団体に感謝状を贈呈する。

19 年度 (13 団体)	市之久田子ども会	南外山子ども会	御屋敷子ども会	上新町子ども会
	藤島子ども会	小牧原西屋敷子ども会	スペクトル舟津子ども会	小牧原小学校
	桃ヶ丘小学校 PTA	小牧西中学校 PTA	こまきねっと資源を考える会	
	小木上区会	桜井区資源ごみ回収団体クリーン桜井		
20 年度 (13 団体)	とみづか子ども会	原壮会	小木小学校 PTA	安田子供会
	林ニューサンディーズ	アザレア作業所	応時中学校	味岡小学校 PTA
	本庄小学校 PTA	光ヶ丘小学校 PTA	岩崎中学校	藤島エンゼル子供会
	常普請子供会			
21 年度 (13 団体)	千歳会	北外山子供会イトーピア分会	二重堀子供会	南岩崎台子ども会
	東田中県住仲よし子供会	大井区会	ダイナース小牧	小針入鹿新田子供会
	小牧市立篠岡中学校 PTA	桜井子ども会	小木中子供会	片町子供会
	光ヶ丘中学校 PTA			
22 年度 (14 団体)	野口子供会	桃ヶ丘たいよう子供会	高根子ども会	篠岡三丁目子供会
	西之島子ども会	小針子供会	ランディア子供会	間々原子ども会
	小木下子ども会	小木上子供会	田県西子供会	村中子ども会
	御屋敷親睦会	北外山婦人会		
23 年度 (14 団体)	竹の子子供会	小牧原南区子ども会	東町子供会	寺浦子供会
	北里小学校 PTA	北里中学校 PTA	北外山県住子ども会	米野子ども会
	小牧市身体障害者福祉協会	大輪子供会	小牧市立第一幼稚園育母会	東新町子供会
	エコセイバー	すずかけ共同作業所		
24 年度 (13 団体)	春日寺青空子ども会	西町子ども会	大新田子供会	堀の内子ども会
	篠岡小学校 PTA	大城小学校 PTA	小牧南小学校 PTA	下小針子ども会
	小牧原中屋敷子ども会	小牧市村中小学校 PTA	小牧市立一色小学校	郷中区会
	スカイステージ 33 管理組合資源回収委員会			
25 年度 (3 団体)	小牧市本庄小学校児童会	中町子供会	岩崎東区環境部会	
26 年度 (10 団体)	御屋敷子供会	小牧原南区子供会	小牧市身体障害者福祉協会	小牧市立第一幼稚園育母会
	小針入鹿新田子ども会	エコセイバー	小牧市立桃陵中学校	あおぞら幼稚園父母の会
	スペクトル舟津子供会	桃三北防犯パトロール会		

27 年度 (15 団体)	とみづか子ども会	市之久田子供会	野口子供会	桃ヶ丘たいよう子供会
	藤島エンゼル子ども会	南岩崎台子ども会	桃ヶ丘小学校 PTA	小牧市立小牧西中学校 PTA
	小牧原西屋敷子ども会	西之島子ども会	間々原子ども会	小木下子ども会
	小牧市立岩崎中学校	御屋敷親睦会	（福）小牧福祉会本庄授産所	
28 年度 (13 団体)	小木上子ども会	多気子供会	小牧市立米野小学校	二葉子ども会
	光ヶ丘中学校ＰＴＡ	二重堀子供会	篠岡中学校ＰＴＡ	
	懐子ども会	西之島区	小牧市立三ッ渕小学校ＰＴＡ	
	村中区	米野区	（福）小牧福祉会いわざき授産所	
29 年度 (12 団体)	北官舎子供会	南外山子ども会	安田子供会	小牧市立第一幼稚園ＰＴＡ
	小牧市立一色小学校	小木上区会	エコセイバー	小牧市立小牧原小学校
	桃三北防犯パトロール会	岩崎東区環境部会	あおぞら幼稚園父母の会	
	（福）アザレア福祉会アザレア作業所			
30 年度 (15 団体)	とみづか子ども会	南岩崎台子ども会	大新田子供会	堀の内子ども会
	小牧市立本庄小学校 PTA	東町子供会	小牧市立北里小学校 PTA	東新町子供会
	小牧市立村中小学校 PTA	小木中子ども会	小牧市立応時中学校	北外山婦人会
	小牧市立北里中学校	小牧市立味岡中学校	田県西区地域 3 あい事業運営委員会	
R1 年度 (10 団体)	桃ケ丘小学校 PTA	大城小学校 PTA	藤島子ども会	下之町子供会
	間々原子ども会	原壮会	米野区	MC 友の会
	大山百寿会	（福）すずかけ福祉会すずかけ共同作業所		
R4 年度 (5 団体)	市之久田子供会	郷中区会	スペクトル舟津区	小牧市立北里中学校
	小牧市立味岡中学校			
R5 年度 (6 団体)	小牧市立陶小学校 PTA	御屋敷親睦会	（福）小牧福祉会いわざき授産所	
	小牧市立小木小学校	小牧市立光ヶ丘小学校	（福）小牧福祉会本庄授産所	
R6 年度 (5 団体)	常普請子供会	多気子供会	小牧市立三ツ渕小学校 PTA	
	村中区	（福）アザレア福祉会アザレア作業所		
R7 年度 (4 団体)	小牧市立本庄小学校 PTA	小牧南小学校 PTA	篠岡中学校 PTA	
	小木上区会			

※平成 18 年度までは表彰
平成 19 年度～25 年度までは記念品も贈呈
令和２、３年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため活動を自粛する団体が多く、本賞は集団で活動する事業を推奨するものであるため選出を行わなかった。

ク　ごみ集積場管理功績団体感謝状贈呈（平成 19 年度～）

ごみ集積場の美化及び、ごみの分別減量の推進に顕著な功績を上げた団体に感謝状を贈呈する。※平成 18 年度までは表彰平成 19 年度～25 年度までは記念品も贈呈

19 年度	岩崎県住第 1 区、岩崎県住第 2 区、岩崎県住第 3 区、岩崎県住第 4 区、田県東区、南外山区、久保一色中北区
20 年度	市之久田区、久保山団地区、藤島団地区、南岩崎台区、野口区、久保一色中南区、常普請区
21 年度	春日寺区、北外山県住区、元町区、スペクトル舟津区、小松寺団地区、久保一色新田区、久保区
22 年度	安田区、河内屋区、たがた苑区、久保一色本田区、桃ヶ丘第 2 区、小針入鹿新田区
23 年度	東海区、みどり台区、山北区、ｶﾞｰﾃﾞﾝﾋﾙｽﾞ本庄区、ｶﾞｰﾃﾞﾝ岩崎区、とみづか区

24 年度	下之町区、中町区、タウン本庄区、久保一色寺前区、古雅第 1 区、篠岡第 2 区、城山第 5 区
25 年度	北外山区、竹林区、小牧原南区、懐区、大新田区、寺浦区、門前町区、間々原区、下末区、大草西区、小牧ヶ丘区、古雅第 4 区、桃ヶ丘第 1 区、篠岡第 3 区、光ヶ丘第 1 区、光ヶ丘第 2 区、城山第 1 区、城山第 4 区、藤島区、梵天藤栄区
26 年度	小牧原北区、堀の内区、大輪区、三ツ渕区、岩崎西区、林区、古雅第 2 区、池新田区、小針区、下小針区、小木中区
27 年度	朝日区、小牧原中区、小牧原西区、小牧原駅東区、舟津区、篠岡第一区、御屋敷区、郷中区
28 年度	上之町区、東町区、東新町区、西町区、間々区、東田中区、小松寺区、岩崎中区、高根区
29 年度	大山区（小牧）、片町区、大井区、入鹿区、本庄台区、岩崎原区、大山区(篠岡)、 城山 5 丁目県住区、トラックターミナル区
30 年度	米野区、小牧原街道区、西之島区、横内区、東田中県住区、本庄区、光ヶ丘第３区、 光ヶ丘第 4 区、常普請区
R1 年度	二重堀区、小牧原源川区、横町区、村中区、東田中区、岩崎東区、上末区、 城山 2 丁目県住区、小木上区
R2 年度	向町区、大草東区、桃花台パークヒルズ区
R3 年度	久保一色本田区、古雅第 3 区、桃ヶ丘第 3 区、光ヶ丘第 5 区、光ヶ丘第 6 区、城山第 3 区、小木下区
R4 年度	常普請区、西之島区、久保一色本田区
R5 年度	小松寺区、河内屋区、上末区、間々原区、桜井区
R6 年度	北外山区、東町区、本庄区、久保区、城山 2 丁目県住区
R7 年度	米野区、村中区、久保一色中南区、篠岡第３区、光ヶ丘第１区、城山第５区、小木上区

ケ　剪定枝運搬用公用車貸出事業（平成 28 年５月～）

家庭から発生した剪定枝類を第２、３資源回収ステーションへ搬入する場合に限り、無料で公用車の貸し出しを行っている。

単位：件

項目＼年度	R3	R4	R5	R6	R7
貸出し回数	101	72	93	104	95

コ　資源回収事業奨励金交付事業（平成９年４月～）

子ども会、ＰＴＡなど各種団体による古新聞等の資源回収の実施は、ごみの減量・再資源化のみならず、地域コミュニティの育成に役立っている。ごみの減量・再資源化を一層推進するため、資源回収登録団体に５円/kg(平成 14 年４月１日から、逆有償の場合は、２円/kgを限度として逆有償分を加算できる)奨励金を交付している。また、平成 26 年度からは、雑がみの奨励金を 20 円/kg(平成 28 年度から５円/kg)とし、空き缶は、補助対象外とした。

単位：t

区分／年度	実施団体数	古紙類		古布類	空き缶	合計	奨励金額(円)
		雑がみ	その他				
R2	71	53.911	556.098	19.173	12.154	641.336	3,146,290
R3	68	47.403	504.155	20.373	9.942	581.873	2,860,135
R4	70	48.765	543.584	20.713	11.617	624.679	3,065,470
R5	71	45.926	457.687	19.091	10.096	532.800	2,613,900
R6	62	37.960	351.882	12.520	8.830	411.192	2,012,030
R7	61	38.971	312.427	13.780	8.307	373.485	1,826,090

サ　資源倉庫貸与事業（平成 13 年度～）

資源回収団体の活動への支援のモデルとして、資源回収団体が回収した資源の一時保管用に、13 行政区へ倉庫を貸与した。

【13 行政区内訳】

小木上区、米野区、村中区、東田中県住区、郷中区、大山区、下小針区
篠岡一丁目区、小松寺区、三ッ渕区、堀の内区、岩崎区、東新町区

（３）排出抑制

ア　生ごみ堆肥化事業＜生ごみ堆肥化容器貸与事業＞（平成７年４月～）

平成５年度にモデル地区で行ったコンポスト容器貸与事業を全市に拡大し、コンポスト容器を市民に対して無償で貸与し、生ごみの自家処理を推進している。なお、平成 11 年度から密閉容器も貸与の対象に追加した。

平成 28 年度からは補助制度に切り替え。

コンポスト容器貸与状況　　単位：世帯、基

年度／区分	H5～23	H24	H25	H26	H27
世帯数	7,813	86	102	89	85
基数	12,718	119	152	119	120

密閉容器貸与状況　　単位：世帯、基

区分＼年度	H5～23	H24	H25	H26	H27
世帯数	1,533	45	75	38	56
基数	2,731	68	117	61	93

イ　家庭用生ごみ処理機器購入費補助事業（平成 11 年５月～）

家庭から出る生ごみの処理を推進するため、市民が生ごみ処理機を購入した場合は購入費の２分の１（上限４万円)、堆肥化容器及び減量容器は１基につき２分の１（上限５千円）を補助している。ただし、令和７年度に限っては、市制 70 周年に併せて生ごみ処理機は購入費の 10 分の７（上限７万円)、堆肥化容器及び減量容器は１基につき 10 分の７（上限７千円）に引き上げた。

※平成 18 年度までは購入費の２分の１（上限２万円)、平成 19～27 年度は購入費の５分の３（上限３万円）を補助

家庭用生ごみ処理機器購入費補助基数　　単位：基

区分＼年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
生ごみ処理機	39	30	29	17	35	39	183
堆肥化容器	10	12	11	10	14	5	51
減量容器	0	0	0	0	0	0	0

ウ　共同住宅等生ごみ処理機設置費補助事業（平成 15 年２月～）

家庭から出る生ごみの処理を推進するため、集団で処理する処理機を購入した場合に、購入費の２分の１以内で（上限は２万円×総戸数）を補助している。

平成 27 年度より廃止。

単位：件、世帯

区分＼年度	H15
件数	1
世帯数	109

エ　家庭用剪定枝粉砕機貸出事業（平成 22 年６月～）

剪定枝粉砕機を市民に対して無償で貸与することにより、剪定枝の有効利用を促進し、燃やすしかないごみの減量及び再資源化を推進している。

区分＼年度	R3	R4	R5	R6	R7
件数(件)	42	31	28	25	38
処理量(kg)	3,144	1,792	1,912	2,048	3,352

オ　こども服リユース事業（平成 24 年６月～）

児童館等８箇所にて不要になったこども服やマタニティ服を回収し、希望者への配布を行っている。

児童館等８箇所実績

単位：人、枚

年度	古着入庫			古着出庫		
	利用人数	こども服	マタニティ服	利用人数	こども服	マタニティ服
R3	1,158	18,122	372	3,955	13,514	256
R4	1,452	20,844	345	5,047	19,851	258
R5	1,547	23,167	454	5,285	21,174	333
R6	1,387	19,854	214	5,184	17,986	188
R7	1,431	21,905	271	5,326	18,349	133

※令和３年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、９月の期間は全館閉館していた。

臨時イベント実績

事前に保育園へ回収ボックスを設置し、回収したこども服やマタニティ服を希望者へ提供している。

単位：人、枚、冊

年度	来場者数	服回収数	提供数		備考
			服	本	
H28	488	6,877	1,653	636	こまキッズフェスタ 2016
H29	489	4,287	1,509	676	こまキッズフェスタ 2017
H30	319	6,703	683	322	子育て世代包括支援センター開設イベント
H30	425		1,411	528	こまキッズフェスタ 2018
R1	349	4,313	1,766	646	こまキッズフェスタ 2019
R5	391	4,858	1,066	797	中央図書館イベントスペース
R6	358	7,798	2,083	374	まなび創造館４階市民ギャラリー
R7	310	5,523	1,516	341	まなび創造館４階多目的室

※令和２、３、４年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、開催を中止した。

カ　エコハートショップ認定制度（平成 19 年１月～）

ごみの減量や環境にやさしい取組をしている市内のお店（販売店）を「エコハートショップ」として認定する。

年　度	認　　定　　店　　舗	
H18	アピタ小牧店	マックスバリュ小牧堀の内店
	㈱Ｓ．Ｓ．Ｖ西友味岡店	㈱栗田商会小牧営業所
H19	㈱ダスキン塚原	アル・プラザ小牧
	アピタ桃花台店	イオン㈱ジャスコ
H20	パスポート小牧店	サカエヤ食料品店
	アオキスーパー小牧店	酒やビック小牧味岡店
H21	ビッグリブ小牧店	御菓子所㈲武野屋
	問屋スーパーサント	㈱清水屋小牧店
H22	ホームセンターバロー桃花台店	カインズホーム小牧店

9　再資源化啓発事業

（１）　リサイクルプラザの利用状況等

リサイクルハウスでは、家庭から出た資源を再資源化するための作業現場を見学。プラザハウスでは、リサイクルや環境について楽しく学んでいただくため、様々な情報受発信や啓発活動を実施している。

ア　見学者数

単位：人

区分＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
大　　人	2,026	953	1,448	1,487	1,286	1,069
子　　供	296	264	574	342	371	345
合　　計	2,322	1,217	2,022	1,829	1,657	1,414

※令和２、３年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い緊急事態宣言が発出されて、公共施設の利用が制限されたため大幅に見学者数が減少した。

イ　リサイクル体験教室利用者数

とんぼ玉作り、サンドブラスト体験、紙すき体験の他に、定期・特別体験教室及び廃食用油石けん作りを実施している。

単位：人

区分＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
とんぼ玉	51	13	27	26	18	80
サンドブラスト	88	75	76	162	218	134
紙すき	18	4	266	414	573	413
定期体験教室						
特別体験教室	483	464	518	580	426	94
石けん作り	39	34	90	79	88	72
その他体験	233	305	1,576	798	735	1,234
合計	912	895	2,553	2,059	2,058	2,027

※令和２、３度は新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い緊急事態宣言が発出されて、公共施設の利用が制限されたため大幅に利用人数が減少した。

ウ　修理再生品の展示

粗大ごみで出された自転車を修理して展示し希望者に申込してもらい抽選にて当選者に有料でお渡ししている。

単位：個

区分＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
自転車	36	35	36	36	43	35
合計	36	35	36	36	43	35

※平成 31 年度４月より自転車修理費有料

エ　おもちゃ病院の開設

壊れたおもちゃを修理するおもちゃ病院を開設している。（毎月第一日曜日）

区分＼年度		R2	R3	R4	R5	R6	R7
おもちゃ病院「トイトイ」	回数	9	10	12	12	11	12
	点数	80	114	104	72	41	45

※令和２、３年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、緊急事態宣言が発出された月に関しては開催を中止した。

オ　古着・古本リユースコーナー（平成 18 年４月～）

市民の方から提供していただいた古着・古本を無償で提供している。

単位：着・冊

区分＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
古着入庫	1,239	1,350	1,331	1,088	1,434	2,434
出庫	1,435	1,290	1,284	1,287	1,600	1,762
在庫	806	866	913	714	548	1,220
古本入庫	425	409	919	1,225	759	465
出庫	513	1,021	1,116	1,741	1,186	656
在庫	2,740	2,128	1,931	1,415	988	797

（２）　リサイクルデータバンク設置事業（平成７年 12 月～）

市民からの申込みによりリサイクルデータバンクに品目の登録をし、「あげます」、「求めます」の紹介を行い、不用品の交換の促進を図っている。

令和４年度より廃止。

単位：件

区分＼年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
「あげます」	21	9	7	6	6	2
「求めます」	31	9	6	2	4	2
成立	20	1	0	1	0	0

第９　し尿処理費

１　クリーンセンター施設管理事業

（１）概況

し尿については、公共下水道の整備と浄化槽の普及により、その排出量は年々減少しています。

し尿の収集は、市の許可を受けた汲取り業者が行います。浄化槽汚泥の収集は、市の許可を受けた浄化槽清掃業者が行います。収集したし尿等は、それぞれ小牧市クリーンセンターにおいて処理しています。(平成 26 年度までは浄化槽汚泥はし尿浄化槽汚泥処理施設で処理)

（２）し尿処理量の推移

単位：kl

区分＼年度		R2	R3	R4	R5	R6	R7
収集量	し尿	1,898	1,097	1,118	1,107	1,083	1,084
	浄化槽汚泥	20,684	21,762	22,367	21,614	22,327	21,714
	合計	22,582	22,859	23,485	22,721	23,410	22,798
施設処理量		22,582	22,859	23,485	22,721	23,410	22,798

（３）浄化槽設置基数

単位：基

区分＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
単独処理	10,303	10,283	10,276	10,256	10,334	10,312
合併処理	4,026	4,094	4,207	4,283	4,960	5,052
合計	14,329	14,377	14,483	14,539	15,294	15,364

（４）生活排水処理形態別人口の推移

単位：人

区分＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1. 計画区域内人口	151,920	150,684	150,188	149,206	148,674	147,787
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	127,885	128,459	128,673	128,289	128,878	128,657
(1) コミュニティプラント	0	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	8,481	8,312	8,246	8,169	8,863	8,719
(3) 下水道(供用開始区域内水洗化世帯)	108,508	108,338	108,259	107,986	108,162	108,148
(4) 下水道(供用開始区域外水洗化世帯)	9,812	10,712	11,093	11,063	10,806	10,769
(5) 農業集落排水施設	1,084	1,097	1,075	1,071	1,047	1,021
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	21,703	20,877	20,142	19,561	18,466	17,798
4. 非水洗化人口	2,332	1,348	1,373	1,356	1,330	1,332
(1) し尿収集人口	2,332	1,348	1,373	1,356	1,330	1,332
(2) し尿自家処理人口	－	－	－	－	-	－
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0

（５）脱水汚泥処分量の推移

単位：t

区分＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
脱水汚泥	838.52	842.25	802.36	754.63	776.65	740.09

２　し尿収集助成事業

（１）し尿くみ取り費用補助金の推移

区分＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
収集量(L)	1,897,800	1,097,090	1,117,560	1,106,900	1,082,530	1,084,350
補助金(円)	9,488,977	4,266,456	4,346,062	4,304,606	5,412,638	5,421,739
補助金(円/18L)	90	70	70	70	90	90
市民負担(円/18L)	155	155	155	155	160	160

第 10　処理業者一覧（令和８年７月１日現在）

１　一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者

No.	許可番号	業者名	代表者名	所在地	電話番号	備考
1	搬 1	大和エネルフ㈱	下別府　正樹	春日井市明知町 1510 番地 1	37-0010	R8.4.1（更新）
2	搬 2	第一環境㈱	長内　敏将	小牧市久保一色南二丁目 120 番地	72-2300	R8.4.1（更新）
3	搬 3	東海装備㈱	伊藤　俊三	名古屋市瑞穂区大喜町五丁目 17 番地 (事)名古屋市中川区吉津四丁目 907 番地	052-841-8627 052-432-5130	R8.4.1（更新）
4	搬 4	㈱岩田清掃	金森　知実	瀬戸市山の田町 43 番地 303	0561-21-0006	R8.4.1（更新）
5	搬 6	㈱ビホク	鬼頭　良徳	北名古屋市熊之庄城ノ屋敷 3164 番地 (事)小牧市本庄 1187 番 1	25-3040 54-3050	R8.4.1（更新）
6	搬 8	㈲シンセイ	永井　宏典	一宮市明地字東下城 78 番地の 1	0586-69-3056	R8.4.1（更新）
7	搬 9	㈱新栄工業	加藤　憲一	犬山市中山町二丁目 37 番地	61-1844	R8.4.1（更新）
8	搬 11	大成環境㈱	井田　敏之	小牧市大字本庄字山之内 1251 番地 9	78-0277	R8.4.1（更新）
9	搬 12	㈱ユニオンサービス	松原　高治	名古屋市緑区大高町字追風 23 番地の 1	052-623-5342	R8.4.1（更新）
10	搬 14	大和エンタープライズ㈱	南村　朋幸	江南市上奈良町久保 144 番地	0587-54-4612	R8.4.1（更新）
11	搬 15	㈱ディーアイディー	国本　実	一宮市常願通五丁目 20 番地の 1	0586-82-1004	R8.4.1（更新）
12	搬 16	福田三商㈱	藤澤　誠司	名古屋市南区千竈通二丁目 14 番地 1 （事）小牧市新小木二丁目 9 番地	052-825-2111 76-4196	R8.4.1（更新）
13	搬 18	フジエイ㈲	冨士道　誠	春日井市上田楽町 1873 番地	84-5151	R8.4.1（更新）
14	搬 19	㈲タツミ産業	脇田　守康	江南市松竹町八幡 118 番地 （事）江南市島宮町桐野 149 番地	0587-55-3446	R8.4.1（更新）
15	搬 22	㈱愛北産業	佐藤　友佑	岩倉市曽野町 709 番地	0587-66-2113	R8.4.1（更新）

No.	許可番号	業者名	代表者名	所在地	電話番号	備考
16	搬 24	㈱エコロダイワ	西島　康司	小牧市中央三丁目 37 番地 (営)尾張旭市大塚町二丁目 7 番地 21	052-775-5589	R8.4.1 (更新)
17	搬 25	㈱伸和環境	長内　正	小牧市大字久保一色 3458 番地 1	41-4192	R8.4.1 (更新)
18	搬 28	㈱三原興業	三原　吉宗	小牧市大字大草 2989 番地	79-6765	R8.4.1 (更新)
19	搬 30	㈲コスモテクノ	伊藤　翼	名古屋市守山区西川原町 82 番地 (営)瀬戸市五位塚町 1 1 番 37	052-796-3633	R8.4.1 (更新)
20	搬 31	㈲ホテイクリーン	古田　一二三	江南市安良町地蔵 78 番地	0587-56-4028	R8.4.1 (更新)
21	搬 32	㈲芳村商店	芳村　暢昭	春日井市東野新町二丁目 9 番地の 7	84-2587	R8.4.1 (更新)
22	搬 38	㈱尾張クリーンパイプ	坂本　泰之	小牧市間々原新田 1053 番地	73-9933	R8.4.1 (更新)
23	搬 39	㈱富士商行	金光　博彦	春日井市桃山町三丁目 191 番地	82-0789	R8.4.1 (更新)
24	搬 40	坪井金属㈲	坪井　孝憲	小牧市大字東田中字東嶋 2057 番地 1	73-9141	R8.4.1 (更新)
25	搬 41	三和清掃㈱	宮川　賢生	小牧市大字本庄 2613 番地 114	79-2740	R8.4.1 (更新)
26	搬 42	サンユー工業㈱	樋江井　裕二	春日井市中新町一丁目 23 番地の 2 （事）春日井市八田町七丁目 1 番地の 13	89-0821	R8.4.1 (更新)
27	搬 43	㈱大草建設	大澤　賢志	小牧市大字大草 3690 番地の 5	79-5260	R8.4.1 (更新)
28	搬 50	㈲藤井金属	藤井　洙龍	春日井市桃山町 3069 番地 3	84-1164	R8.4.1 (更新)
29	搬 52	㈲廣野商店	廣野　博文	小牧市下小針中島二丁目 30 番地 （事）一宮市丹陽町九日市場字上田 98 番地 6	0586-81-4745	R8.4.30 (更新)
30	搬 53	㈲ケーアイ	国本　勇	北名古屋市沖村権現 5 番地	24-0279	R6.11.16 (更新)
31	搬 54	西部開発㈱	井田　照子	小牧市小牧原一丁目 10 番地	78-7347	R8.4.1 (更新)
32	搬 58	エコサービス㈱	南野　康浩	岩倉市大地町郷内 1222 番地	0587-37-0111	R7.10.12 (更新)
33	搬 59	㈱天蔵	本間　愛御	小牧市西之島 1953 番地 1	65-8879	R8.3.19 (更新)
34	搬 60	㈲桃山リサイクル	金山　誠次	春日井市桃山町 5100 番地 87 （事）小牧市大字池之内三丁目 1 番地	27-6778	R8.5.23 (更新)
35	搬 61	㈱ECO 兼子	兼子　卓三	名古屋市守山区西川原町 273 番地 (事)小牧市下末 525 番地 2	052-792-3038 73-3811	R6.10.2 (更新)
36	搬 62	㈱橋本商店	橋本　淳良	小牧市中央六丁目 41 番地	76-2211	R7.1.18 (更新)

2　一般廃棄物(特定家庭用機器)運搬許可業者

No.	許可番号	業　者　名	代表者名	所　在　地	電話番号	備　考
1	搬 102	シバタ㈱	柴田　伊佐雄	江南市古知野町桃源 46 番地	0587-56-2948	R7.4.1(更新)
2	搬 104	㈱倉衛工業	倉地　一也	江南市古知野町北屋敷 111 番地	0587-54-4356	R7.4.1(更新)
3	搬 105	内藤商店㈱	内藤　昇彦	江南市布袋町南 64 番地	0587-56-3182	R7.4.1(更新)
4	搬 108	㈱東海 SUN KEY	田中　秀樹	犬山市中山町二丁目 37 番地	0568-63-3711	R6.10.1(許可)

3　一般廃棄物(ごみ)収集運搬積み下ろし限定許可業者

No.	許可番号	業　者　名	代表者名	所　在　地	電話番号	備　考
1	搬 201	共栄サービス	永田　順二	一宮市木曽川町大字黒田字中野黒 190 番地	0586-86-9339	R8.4.1(更新)

4　し尿収集運搬許可業者

No.	許可番号	業　者　名	代表者名	所　在　地	電話番号	備　考
1	3	輪栄工業㈱	鬼頭　丈次	小牧市久保新町 87 番地	73-5210	R8.4.1(更新)

5　浄化槽汚泥収集運搬・清掃許可業者

No.	許可番号	業　者　名	代表者名	所　在　地	電話番号	備　考
1	1	㈱小牧衛生部	佐藤　友佑	岩倉市曽野町 709 番地	0120-110-149	R8.4.1(更新)
2	2	輪栄工業㈱	鬼頭　丈次	小牧市久保新町 87 番地	73-5210	R8.4.1(更新)
3	3	㈱環境衛生	辻　　克美	春日井市知多町一丁目 46 番地	32-7575	R8.4.1(更新)
4	4	中衛工業㈱	関谷　俊征	名古屋市南区鶴里町三丁目 11 番地	052-811-8111	R8.4.1(更新)
5	5	サニター㈱	水野　あかね	名古屋市中区千代田五丁目 12 番 23 号	052-241-5759	R8.4.1(更新)
6	6	ノザキ㈱	野崎　小百合	名古屋市中川区千音寺四丁目 1511 番地	052-431-1351	R8.4.1(更新)
7	7	(有)愛牧衛生社	松岡　強	小牧市大字北外山 1962 番地 126	76-3853	R8.4.1(更新)

6　一般廃棄物(事業系生ごみ)処分業（メタン発酵による中間処理）許可業者

No.	許可番号	業　者　名	代表者名	所　在　地	電話番号	備　考
1	処 1	㈱バイオス小牧	廣部　智己	小牧市大字下末字野本 398 番	0568-48-2208	R7.2.1(更新)

7　一般廃棄物（事業系生ごみ）収集運搬積み下ろし限定許可業者

No.	許可番号	業　者　名	代 表 者 名	所　　在　　地	電話番号	備　　考
1	搬 301	ミナミ産業㈱	南野　忠義	北名古屋市鹿田西赤土 151 番地	0568-23-1111	R7.2.1 (更新)
2	搬 302	㈱岩田清掃	金森　知実	春日井市鳥居松町 4-32	0568-84-3114	R7.2.1 (更新)
3	搬 303	㈱中島興業	中島　忠広	名古屋市守山区小幡宮ノ腰 6-19 （事）北名古屋市鍛冶ヶ一色西二丁目 64	052-793-6872	R7.2.1 (更新)
4	搬 304	オオブユニティ㈱	相木　徹	大府市北崎町駒場 88 番地 （事）西春日井郡豊山町大字青山字金剛 62	0562-47-0535	R7.2.1 (更新)
5	搬 307	長谷興産㈱	長谷川　秀雄	名古屋市港区大西三丁目 64 番地	052-301-1117	R8.4.1 (更新)
6	搬 308	名古屋リサイクル㈱	稲垣　順一	春日井市長塚町１丁目 64 番地	0568-33-7581	R7.7.15 (許可)
7	搬 309	㈱森川サービス	森川　康博	名古屋市北区中切町五丁目２０番地	052-911-8333	R7.7.16 (許可)
8	搬 310	名古屋コンテナー㈱	古賀　由美	名古屋市港区藤前 1-607	052-303-1101	R7.7.24 (許可)
9	搬 311	三協管財㈱	池野　敦子	名古屋市西区赤城町 66 番地	052-504-5009	R7.7.28 (許可)
10	搬 312	永井産業㈱	永井　宏典	名古屋市西区則武新町三丁目１番１７号	052-508-5386	R7.7.31 (許可)
11	搬 313	㈲名古屋クリーンアップ	柴田　祐一	名古屋市名東区亀の井三丁目 145 番地	052-703-5317	R7.7.31 (許可)
12	搬 314	㈲大矢清掃	大矢　英司	名古屋市名東区本郷三丁目 73 番地	052-776-8808	R7.10.31 (許可)
13	搬 315	大昭工業㈱	木村　諭意智	名古屋市西区清里町１８番地	052-503-5311	R8.3.31 (許可)

第 11　令和８年度小牧市一般廃棄物処理実施計画

１　区域　市全域

２　計画期間　令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで

３　対象とする廃棄物　次に掲げる市内で発生する一般廃棄物
(1) 家庭系ごみ・資源（市の実施機関による行政活動に伴って生じたものを含む。）
(2) 事業系ごみ
(3) し尿・し尿浄化槽汚泥

４　分別区分及び排出方法
(1) 家庭系ごみ・資源
ア　行政回収

区分			排出方法	排出頻度
燃やすしかないごみ			①燃やすしかないごみ用・破砕ごみ用指定袋に入れごみ集積場へ排出する ②小牧岩倉エコルセンターへ持ち込む（有料）	①週2回 ②随時
破砕ごみ				①月2回 ②随時
粗大ごみ (※1)			①有料戸別収集（1点につき1,050円） ②小牧岩倉エコルセンターへ持ち込む（有料）	随時
資源	プラスチック類		①資源用指定袋に入れごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む	①週1回 ②随時
	空きびん			①月2回 (※3) ②随時
	空き缶			
	ペットボトル			
	金属類			
	発火性危険ごみ (※2)		①透明袋に入れごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む	
	古紙	新聞	①品目ごとにまとめ十文字に縛りごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む	
		雑誌		
		段ボール		
		飲料用紙パック		
		雑がみ	①資源用指定袋または紙袋に入れごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む	①週1回 ②随時
	古布類		①資源用指定袋に入れごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む	①月2回 ②随時
	蛍光管類		①資源用指定袋に入れごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む ③蛍光管回収協力店へ持ち込む	①月1回 ②③随時
	廃食用油		各資源回収ステーションまたは指定拠点回収場所へ持ち込む	随時
	家庭系パソコン 携帯電話		①各資源回収ステーションへ持ち込む ②認定事業者による宅配回収	随時
	剪定枝類		①枝はひもで縛り、落ち葉等は任意の透明袋に入れごみ集積場へ排出する ②第2資源回収ステーションへ持ち込む ③第3資源回収ステーションへ持ち込む	①週2回 ②土・日 ③随時
	羽毛ふとん		各資源回収ステーションへ持ち込む	随時

※1 オイルヒーターは有料戸別収集のみ

※2 カセット式ガスボンベやスプレー缶類は、中身を使い切り、穴を開けずに「発火性危険ごみ」として排出を行う。ただし、諸事情で中身を使い切ることができない場合は、小牧市役所、各資源回収ステーションで回収を行う

※3 雑がみ以外の古紙・古布類は、集団回収方式で実施

イ　市では収集しないごみ

区分	主なもの
一時多量ごみ	引越しごみ等、ごみ集積場を圧迫または収集に支障をきたすような 多量のごみ ＜処理方法＞ ①ごみは小牧岩倉エコルセンター（有料）、 資源は各資源回収ステーションへ持ち込む ②一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼する
排出禁止物	①条例第27条第1項関連のもの （例）自動車、プロパンガス等のガスボンベ類、バッテリー、 オイル・塗料等の石油類、農業用機械器具、温水器、 がれき、ピアノ等の重量物、耐火金庫、自動車専用タイヤ、 エアバック、その他処理施設で適正処理が困難なもの ＜処理方法＞ 販売店又は専門処理業者へ処理を依頼する ②別にリサイクル処理制度が確立されているもの （例）テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等の家電リサイクル法 対象機器、二輪車（原付バイク・自動二輪車）、ボタン電池、 消火器など ＜処理方法＞ 各種リサイクル処理制度に基づいて処理をする

ウ　その他

区分	排出方法	排出頻度
排出困難な独居高齢者等の資源・ごみ	申請に基づく戸別収集（こまやか収集）	週1回
地域清掃における落ち葉等	申請に基づく特別収集	随時

(2) 事業系ごみ

区分	排出方法	排出頻度
燃やすしかないごみ	①一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼する ②小牧岩倉エコルセンターへ持ち込む（有料）	随時
破砕ごみ		
粗大ごみ		
資源（剪定枝・食品残渣）	①一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼する ②再生事業者へ持ち込む	

(3) し尿及びし尿浄化槽汚泥

区分	排出方法	排出頻度
し尿	し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者へ収集を依頼する	随時
し尿浄化槽汚泥		

5　ごみ・資源処理

(1) ごみ・資源

施設名称	所在地	施設の種類	対象とする廃棄物
小牧岩倉エコルセンター	野口2881番地9	ごみ溶融・破砕施設	燃やすしかないごみ、破砕ごみ、粗大ごみ 事業系ごみ
小牧市リサイクルプラザ	大草5786番地83	中間処理施設	空きびん、空き缶、ペットボトル、蛍光管類
第1資源回収ステーション	小牧原新田423番地	資源拠点回収施設	プラスチック類、空きびん、空き缶、ペットボトル、金属類、発火性危険ごみ、古紙・古布類、蛍光管類、廃食用油、家庭系パソコン・携帯電話、羽毛ふとん
第2資源回収ステーション	大草5786番地83	資源拠点回収施設	プラスチック類、空きびん、空き缶、ペットボトル、金属類、発火性危険ごみ、古紙・古布類、蛍光管類、廃食用油、剪定枝、家庭系パソコン・携帯電話、羽毛ふとん
第3資源回収ステーション	新小木四丁目29番地	資源拠点回収施設	
環境センター最終処分場	林1821番地3	管理型最終処分場	埋立ごみ

(2) し尿及びし尿浄化槽汚泥

施設名称	所在地	施設の種類	対象とする廃棄物
小牧市クリーンセンター	東田中1237番地	し尿・し尿浄化槽汚泥処理施設	し尿、し尿浄化槽汚泥

6　処理の方法

(1) 家庭系ごみ・資源

区分		処理施設	処理方法
燃やすしかないごみ (※1)		小牧岩倉エコルセンター	溶融処理（スラグ、メタル回収）
破砕ごみ (※1)			破砕処理後、鉄類・アルミ類を取り出し、残渣物は溶融処理
粗大ごみ			
資源	プラスチック類 (※1)	中間処理業者	選別、圧縮梱包後、再生事業者に引渡し
	空きびん (※1)	小牧市リサイクルプラザ	
	空き缶		
	ペットボトル (※1)		
	金属類 (※1)	再生事業者に引渡し	
	発火性危険ごみ (※1、2)		
	古紙 (※1) ・古布類		
	蛍光管類 (※1)	小牧市リサイクルプラザ	選別後、再生事業者に引渡し
	廃食用油 (※1)	再生事業者に引渡し	
	剪定枝 (※1)		
	家庭用パソコン (※1) 携帯電話	認定事業者に引渡し	
	羽毛ふとん	再生事業者に引渡し	

※1　市の実施機関による行政活動に伴って発生したものを含む。

※2　スプレー缶類から発生する廃液については、分離後焼却処理

(2) 事業系ごみ

区分	処理施設	処理方法
燃やすしかないごみ	小牧岩倉エコルセンター	溶融処理（スラグ、メタル回収）
破砕ごみ		破砕処理後、鉄類・アルミ類を取り出し、残渣物は溶融処理
粗大ごみ		
資源（剪定枝・食品残渣）	事業者により再生事業者に引渡し	

(3) し尿・し尿浄化槽汚泥

区分	処理施設	処理方法
し尿	小牧市クリーンセンター	脱水処理後、汚泥は、小牧岩倉エコルセンターで溶融処理 分離液は、生物処理等を行い、下水道へ放流
し尿浄化槽汚泥		

7　排出見込み量

(1) 家庭系ごみ・資源

区分	見込み量（t）
燃やすしかないごみ	18,631
破砕ごみ	1,652
粗大ごみ	1,484
資源	7,723
合計	29,490

(2) 事業系ごみ

区分	見込み量（t）
事業系ごみ （燃やすごみ・破砕ごみ・粗大ごみ）	10,311
資源 （剪定枝・食品残渣）	4,569
合計	14,880

(3) し尿・し尿浄化槽汚泥

区分	見込み量（kl）
し尿	1,060
し尿浄化槽汚泥	21,480
合計	22,540

８　一般廃棄物の減量化、資源化のための方策に関する事項

基本方針１　市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化及び適正処理の推進

基本施策１－１　環境教育・環境学習の充実

①　ごみ減量・資源リサイクルに関する副読本の作成・配布

・　ごみの減量やリサイクルに関する内容を小学校の社会科で使用する副読本に掲載し、市内小学校の授業で活用することで、ごみの減量化等の意識向上を図る。

②　生涯学習まちづくり出前講座の実施

・　希望する団体へ職員を派遣し、ごみの分別やごみの減量等に関する内容の出前講座を実施することで、ごみの分別や減量化等の意識向上を図る。

③　小中学校総合学習への職員派遣等の実施

・　市内の小中学校にて実施する総合学習や環境学習に対して、職員を派遣し、講座等を実施することで、ごみの減量化等の意識向上を図る。

④　ごみ処理施設等の見学会の実施

・　ごみ処理施設等の見学を希望する小中学校の児童・生徒及び市民を対象として、ごみ処理施設等の見学会を実施することで、ごみの減量化等の意識向上を図る。

基本施策１－２　情報提供の充実

①　広報こまきや各種パンフレット及びごみ分別アプリ等の活用

・　広報こまきを活用し、随時適切な情報提供を図る。

・　「資源・ごみの分け方と出し方」等のパンフレットのほか、分別方法等の各種情報について啓発動画を作成し、市公式 YouTube 等での配信及びホームページで公表することで、ごみの分別意識の向上を図る。

・　資源・ごみの出し方や収集日などを簡単に確認できるスマートフォン向けごみ分別アプリ「さんあ～る」（７言語：日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、インドネシア語、ベトナム語）（以下「さんあ～る」という。）の利用を促進し、有効活用することで適切な情報提供を図る。

・　Facebook やＸ（旧 Twitter）、LINE などの SNS 等を有効活用し、より広く情報発信をする。

②　外国人市民や転入者への情報提供の徹底

・　外国人市民や転入者に対しては、転入手続時に「資源・ごみ収集カレンダー」や各種パンフレットのほか、指定ごみ袋（３種類、各２枚）を配布するとともに、「さんあ～る」のダウンロードを促し排出方法等を周知し、ごみの分別意識の向上を図る。

・　上記以外の転入者で、市役所窓口等でパンフレットの配布ができない方に対しては、共同住宅の管理者等を通じて情報提供をし、意識啓発を図る。

・　外国人向けに基本的なごみ出しルールやごみ分別に関する啓発動画を作成し、市公式 YouTube 等で配信することで、ごみの分別意識や排出マナー向上を図る。

③　啓発冊子「資源・ごみの分け方と出し方」等の作成

・　資源・ごみの分別方法等を掲載した「資源・ごみの分け方と出し方」やそれをイラストなどで分かりやすくした「概要版」、具体的な品目から分別を確認できる「分別早見表」等の分別に関する情報を「さんあ～る」等の電子媒体で配信及び

必要に応じて紙媒体を配布することでごみの分別意識の向上を図る。

④　事業者向け啓発冊子の作成

・　事業者向けパンフレット「事業者の皆様へ」を活用し、民間再資源化施設を活用した再資源化の推進や廃棄物の適正処理を図る。

⑤　小牧岩倉エコルセンターと連携した事業者指導

・　小牧岩倉エコルセンターにより市許可業者に対する搬入検査を行い、搬入検査の結果について、市へ情報提供を依頼する。搬入検査の結果から不適正事案を確認した場合は許可業者に対して指導を実施し、排出元事業者に対しても分別指導を行い、適正処理を図る。

基本施策１－３　イベントの開催・支援

①　環境フェア、小牧市民まつり等でのごみ減量等の周知・啓発

・　環境フェアや小牧市民まつり等のイベントにてごみの分別や意識啓発に関するブース出展等を行うことで、ごみの分別や意識向上等を図る。

②　リユースイベントの開催

・　こども服及び絵本・古本のリユースイベントを開催することで、リユース事業「くる・くる・くるり」の定着とリユース意識の向上を図る。

基本施策１－４　事業者・地域との連携

①　区（自治会）によるごみ集積場の設置・維持管理と市による指導

・　区（自治会）における環境に関する取組を行う上で、地域の環境保全のリーダー的存在として活動することを目的に、区（自治会）にこまき環境保全推進員を配置し、委嘱する。

・　ごみ集積場の設置・維持管理は区や共同住宅の管理者等が担っており、市は、区からの要請に応じて地元ごみ集積場へ排出された不適正排出物を特別に回収し、不適正排出者又は共同住宅の管理者等へ指導を実施することで、地域と協働してごみ集積場の清潔保持を図る。また、ごみ集積場の管理に特に尽力した区へ感謝状贈呈を行う。

・　区に対して「ごみ集積場維持管理交付金」や「ごみ集積場整備費補助金」を交付し、ごみ集積場に係る管理の支援を行う。また、区等からの希望があった場合には、必要に応じてカラスネットなどの必要資材を支給する。

・　廃棄物適正処理指導員を配置し、ごみ集積場の巡回を行う。巡回時に不適正排出物を発見した場合、個人が特定できる場合は条例に基づき、不適正排出者や共同住宅の管理者等へ指導を行う。また、直接指導ができなかった不適正排出者に対しては、適宜文書指導や夜間指導等を行い、排出指導を徹底する。

・　不適正排出の割合が高い共同住宅の居住者に対しては、条例に基づき、共同住宅の管理者等と連携して排出指導を徹底する。

・　区（自治会）若しくはごみ集積場の管理責任者からの申請に応じてごみ集積場用不法投棄監視カメラの設置を行い、不適正排出の抑制を図る。

②　地域住民や事業者による地区大掃除やアダプトプログラム等の実施

・　地域住民や事業者等が自主的に地区大掃除やクリーンアップ活動、アダプトプログラムへ積極的に参加し、市は活動の啓発やごみ袋などの物資の提供、ごみの収

集を行うことで、協働して地域環境の保全及び美化を推進する。

・ 「ごみ散乱防止市民行動の日」において、ごみ散乱防止について市民等及び事業者の環境美化意識の向上と理解を深めるため、美化活動を開催し、幅広い世代に参加を呼び掛けるとともに、地域美化活動に特に尽力した団体等へ感謝状及び表彰状の贈呈を行う。

③ ごみ散乱防止区域及び路上喫煙禁止区域の指定

・ 必要に応じてごみ散乱防止区域及び路上喫煙禁止区域の指定をする。現在指定している路上喫煙禁止区域については、路上シートや看板等での啓発、及び定期的な巡回による経過観察を行うとともに、当該区域の喫煙者に対しては必要な指導を行い、たばこ等のポイ捨て防止を図ることで環境美化を推進する。

基本方針２　５Ｒ（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の推進

基本施策２－１　リフューズの推進

① リフューズによるごみ発生抑制の周知・啓発

・ レジ袋等ごみになってしまうものの購入を控え、過剰包装を断るように周知・啓発を行う。

② マイボトル、マイ箸等の活用推進

・ マイバッグ・マイボトル・マイカップ・マイ箸の活用を推進し、プラスチックごみの発生抑制を図る。

基本施策２－２　リデュースの推進

① 使い捨てプラスチック製品等の使用削減の周知・啓発

・ 使い捨てプラスチックの使用削減について周知・啓発し、プラスチックごみの排出抑制を図る。

② 食品ロスの削減

・ 食材の使い切りや食べきりに関する情報発信を行うことで、食品廃棄物の削減を図る。

・ 食品廃棄物の削減を図るため、「てまえどり運動」や「mottECO」等の実施について検討する。

・ 食品ロス実態調査を行い、食品ロス量の把握に努め、調査結果をもとに、食品廃棄物削減の施策を検討する。

③ フードドライブ活動等の推進

・ フードドライブ活動をはじめ、食品廃棄物の発生抑制につながる取組を推進する。

④ エコクッキングの奨励

・ 市ホームページや広報等を活用し、ごみを出さない調理方法等の周知・啓発を行うことで、食品廃棄物の削減を図る。

⑤ 生ごみの水切りの推進

・ 生ごみの水切りに関する啓発品を配布する等、生ごみの水切り方法等について周知・啓発を行い、ごみ減量を図る。

⑥ 生ごみ処理機器によるごみ減量化の支援

・ 生ごみ処理に関する情報を市民へ発信し、必要な世帯へ生ごみ処理機器購入費の

一部を補助することでごみ減量化を図る。

・　生ごみ処理機を持つ世帯に対して、生ごみ処理機を長く使用してもらい、ごみの減量を推進するほか、処理後の堆肥について有効利用できるよう施策を検討する。

⑦　減量化等計画書を用いた減量化意識向上の推進

・　多量排出事業者や大規模事業者等へ減量化等計画書の提出を義務付け、ごみの減量や古紙類及び食品残渣の再資源化の意識向上を図る。

・　減量化等計画書の提出対象者ではない事業者に対して、会議や会合等の場においてごみの減量や古紙類及び食品残渣の再資源化について周知を行う。

基本施策２－３　リユース・リペアの推進

①　リユースによるごみ発生抑制の啓発

・　使い捨て商品の購入等について控えるよう周知・啓発を行うことで、ごみ減量化を図る。

・　まだ使えるものを捨てようとする市民に対して、リユースを検討するよう周知・啓発を行うことで、ごみ減量化を図る。

②　こども服、絵本・古本のリユースの推進

・　児童館及びプラザハウス等において、こども服の引取と無償提供を行う。また、こどもを対象としたイベントで臨時特設コーナーを設置することで、ごみ減量化を図る。

・　プラザハウスにおいて、絵本・古本の引取と無償提供を行う。また、こどもを対象としたイベントで臨時特設コーナーを設置することで、ごみ減量化を図る。

③　粗大ごみ等のリユースの推進

・　リユースプラットフォームを提供する民間事業者等との連携を行い、粗大ごみ等のリユースについて市民へ意識啓発を行い、ごみ減量化を図る。

④　修理再生品の提供

・　市で収集した廃棄予定の自転車をプラザハウスで修理し、修理再生品として市民に提供する。

基本施策２－４　リサイクルの推進

①　プラスチックリサイクルの推進

・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、「プラスチック製容器包装」と「製品プラスチック」を一括回収し再商品化を実施することで、再資源化率の向上と排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を図る。

・ペットボトルを水平リサイクルすることで、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を図る。

②　雑がみ、剪定枝類等の資源分別の徹底

・　出前講座や各イベント等で周知啓発を行い、ごみ分別の意識向上を図る。

・　本来では雑紙として資源化できない金属等との複合物や感熱紙などの禁忌品を「雑がみ」として週１回収集を行い、更なる再生利用を図る。

・　クリーンアップ活動や地区大掃除で回収された落ち葉・草をごみ集積場に排出された剪定枝類と併せ、「資源」として「燃やすしかないごみ」とは別で収集し、剪定枝類の再資源化を図る。

・　公用車を使用しない土曜・日曜日限定で剪定枝類運搬用の公用車の貸出を行い、剪定枝類の再資源化を図る。
・　剪定枝粉砕機の貸出を行い、剪定枝の再資源化を図る。
・　リチウムイオン電池の分別について、市広報やSNS等を活用して周知・啓発を行うことで分別を徹底し、発火事故を抑制する。

③　資源回収の奨励
・　子ども会等の資源回収団体が再生利用可能な廃棄物（雑紙、新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、古布・古着類）の自主回収を行った場合に、奨励金を交付することで再資源化意識の向上を図る。
・　資源回収団体のうち特に尽力した団体等へ感謝状贈呈を行うことで資源回収の意欲を高め、古紙古布類の再資源化を図る。
・　ごみ集積場に排出された雑がみ以外の古紙･古布について､集団回収方式により、区へ売却益の還元を行うことで分別意識の向上を図る。

④　民間再資源化施設への食品残渣や剪定枝類などの搬入促進
・　小牧岩倉エコルセンターへの食品残渣や剪定枝類の搬入を一部制限し、民間再資源化施設を積極的に活用することで再生利用を推進する。
・　減量化等計画書の実績報告に基づき各事業者を訪問し、ごみの発生抑制や再資源化について指導・啓発を行う。

⑤　古紙類の民間再生事業者への誘導など多様な方法による資源の回収
・　小牧岩倉エコルセンターへの古紙類の搬入を制限し、民間再生事業者への誘導を図る。また、事業系古紙については、機密文書や禁忌品の再生利用が進んでいないと考えられることから、再資源化を推進する為、新たな古紙の回収方法を検討する。

⑥　中間処理での資源回収・有効利用
・　小牧岩倉エコルセンターにおいて、処理後に発生する残渣物のうち資源となるものについては、積極的に有効利用を図る。

⑦　発電などの余熱利用によるエネルギーの有効利活用
・　小牧岩倉エコルセンターにおいて、溶融処理時に発生する余熱を利用した発電を行い、外部への売電や市の施設へ電力を供給するなど有効利用を図る。

⑧　再資源化における先進的な取組の研究
・　燃やすしかないごみの多くを占める生ごみや紙おむつ等の再資源化について、先進都市の事例を調査・研究を行う。

⑨　循環経済への転換に向けた普及・啓発
・　廃食用油のＳＡＦへの資源化や食品リサイクルの過程から発生する再生可能エネルギーの導入等、循環経済への転換に向けた施策を市が積極的に実施し、民間事業者等へ普及できるよう啓発を行う。

基本方針３　柔軟で経済的なごみ処理システムの構築

基本施策３－１　ごみ排出の対応

①　ごみの分別品目及び収集運搬方法の適宜見直し
・　社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、適宜収集・処理体制の見直しを行い、

安定的な収集、適正なごみ処理の実施及び市民の排出利便性向上を図る。

② 高齢者等に対応したごみ支援サービスの充実

・ ごみ集積場の配置について区や共同住宅の管理者等と調整を図り、適切な配置に努める。

・ 独力でごみ等の排出が困難な高齢者などの世帯に対して、「こまやか収集」を実施する。

③ 再資源化可能なごみの周知の推進

・ 雑がみや剪定枝類などの再資源化可能な廃棄物について、本市の「燃やすしかないごみ」ではなく「資源」として排出するよう、周知・啓発を図る。

基本施策３－２ 適正なごみ処理施設の運転管理

① ごみ処理施設の計画的な補修・整備

・ リサイクルプラザ及び小牧岩倉エコルセンターについて、計画的な補修・整備を行うことにより施設の延命化及び適正な運転を図る。

・ 小牧市クリーンセンターについて適切な補修整備を行うとともに、施設の更新について検討する。

② 最終処分場の維持管理

・ 環境センター処分場において、公害防止計画に基づき、水質などの測定を行い生活環境の保全を図る。

・ ５Ｒに係る各種施策の実施、溶融処理などによるごみの資源化により、埋立量の削減を図る。

③ 大気汚染物質等の定期測定結果の公表

・ 小牧岩倉エコルセンターにおいて、ごみ処理施設から発生するダイオキシン類などの大気汚染物質濃度等の測定・公表を行う。また、その結果をホームページ等に掲載し、施設やごみ処理に対する理解が得られるように努める。

基本施策３－３ 社会情勢等を踏まえた収集・処理体制の整備

① 今後のごみ処理広域化・集約化への対応検討

・ 愛知県が策定する「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」の意向を踏まえ、次期ごみ処理施設の更新について検討をする。

９ 食品ロス削減のための方策に関する事項

(1) 啓発活動の推進

① 小中学校総合学習への職員派遣等

・ 食品ロス削減に関する啓発内容を小学校で使用する副教材等へ掲載し、食品ロス削減の意識向上を図る。

・ 必要に応じて小中学校へ職員を派遣し、出前講座等を通して若年世代の意識向上を図る。

② 市広報、SNS 等による食品ロス削減の取組推進、周知・啓発

・ 10 月の食品ロス削減月間などに広報や SNS 等を活用し、「てまえどり運動」等の食品ロス削減に関する情報発信を行い、食品ロス削減を図る。

・ 出前講座で食品ロス削減に関する情報を発信するとともに、食品ロス削減に関す

る啓発品を配布するなどし、食品ロス削減に関する意識向上を図る。
・ 食品ロスの実態調査を行い、食品ロス量の公表を行うことで市民一人一人の食品ロス削減に関する意識向上を図る。

③ フードドライブ活動等の推進
・ フードドライブ活動をはじめ、食品廃棄物の発生抑制につながる取組を推進する。

(2) 家庭系食品ロスの削減
① エコクッキングの奨励
・ 市ホームページや広報等を活用し、ごみを出さない調理方法等の周知・啓発を図ることで、食品ロスの削減を図る。

② 食品ロス削減のためのエコレシピの周知・啓発
・ 食材廃棄の少ないエコレシピや余った料理をリメイクするアレンジレシピの周知・啓発を図ることで、食品ロスの削減を図る。

③ 生ごみ処理機器によるごみ減量化の支援
・ 生ごみ処理機器の活用に関する情報を市民へ発信し、必要な世帯へ生ごみ処理機器購入費の一部を補助することでごみ減量化を図る。
・ 生ごみ処理機を持つ世帯に対して、生ごみ処理機を長く使用してもらい、食品廃棄物の削減を推進するほか、処理後の堆肥について有効利用できるよう施策を検討する。

(3) 事業系食品ロスの削減
① 事業者と連携した食品ロス削減の仕組みづくりの検討
・ 環境省が提唱する食品ロス削減の取組「mottECO」について、事業者との連携を踏まえ、導入について検討する。
・ 他市の先進的な事例等について調査・研究し、食品ロス削減のための仕組みづくりを検討する。

② 未利用食品の活用
・ 市を含め、更新時期を迎える災害時用備蓄食料等をフードバンク団体などに寄附するよう、呼びかけることで、食品ロス削減を図る。

③ 民間再資源化施設への食品残渣の搬入促進
・ 小牧岩倉エコルセンターへの食品残渣の搬入を一部制限し、民間再資源化施設を積極的に活用することで再生利用を推進する。
・ 飲食業者が集まる会合等で再資源化施設の紹介等を行い、食品残渣の再資源化を推進する。

10 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項
① 一般廃棄物収集運搬業の取扱い
一般廃棄物は、自区内処理が原則となっているところ、本市で発生する一般廃棄物は、既存の収集運搬許可業者で十分に収集運搬を行うことが可能であることから、新規許可は出さない。ただし下記の場合においてはこの限りではない。
・ 岩倉市内で発生した一般廃棄物を、小牧岩倉衛生組合の処理施設で積み下ろす場合

- 本市以外で発生した一般廃棄物を本市にある民間の一般廃棄物処理施設、または資源有効利用促進法、その他リサイクル法等で規定する指定取引場所で積み下ろす場合
- 本市で発生した一般廃棄物を、本市以外にある民間の一般廃棄物処理施設で処理する方が適当であると認める場合

② 小牧市クリーンセンター搬入許可

市内から排出されるし尿及びし尿浄化槽汚泥の搬入量が施設の処理能力（67.8kl／日）の上限に達するおそれがあることから、ディスポーザ排水処理槽汚泥の受入れは行わない。また、搬入量が施設の処理能力を超える場合は、他市町村と受入れについて協議を行う。

第12　参考資料（条例・規則など）

○小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例

平成１９年９月１４日
条例第２１号
改正　平成２０年３月２７日条例第１７号
平成２４年１２月２７日条例第３９号
平成２５年１２月２７日条例第３２号
平成２７年１２月２５日条例第４４号
平成３０年１２月２７日条例第３７号
令和元年６月２８日条例第２０号
令和３年１２月２３日条例第２７号
令和３年１２月２３日条例第２９号
令和４年３月２２日条例第３号
令和８年６月２９日条例第２２号

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　廃棄物の減量化及び資源化の推進（第６条―第１８条）
第３章　廃棄物の適正処理（第１９条―第２７条）
第４章　生活環境影響調査結果の縦覧等の手続き（第２８条―第３４条の８）
第５章　手数料（第３５条・第３６条）
第６章　雑則（第３７条―第４０条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、小牧市環境基本条例（平成１５年小牧市条例第１１号）の基本理念にのっとり、廃棄物の減量化及び資源化を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、資源循環型社会の形成、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）の例による。

２　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭系廃棄物　一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(2) 事業系廃棄物　事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(3) 事業系一般廃棄物　事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(4) 減量化　廃棄物の発生を抑制することをいう。

(5) 資源化　活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料として利用し、熱源として利用すること等をいう。

(6) ごみ集積場　第１９条の計画に基づく家庭系廃棄物を排出する所定の場所をいう。

(7) 資源　ごみ集積場に排出された家庭系廃棄物のうち、再生利用を目的とするものをいう。

(8) 共同住宅の所有者等　共同住宅を所有する者及びその者から当該共同住宅の管理を請け負い、又は委任されている者をいう。
(9) 占有者等　市民及び事業者並びに土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者とする。）をいう。

（市の責務）

第３条　市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量化及び資源化の促進並びに廃棄物の適正処理（以下「廃棄物の減量化等」という。）を図らなければならない。
２　市は、前項の責務を果たすため、市民及び事業者の参加及び協力の推進並びに意識の啓発を図るよう努めなければならない。
３　市は、廃棄物の減量化及び資源化に関する市民の自主的な活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
２　事業者は、その事業系廃棄物の減量化及び資源化に積極的に努めなければならない。
３　事業者は、前２項に定めるもののほか、廃棄物の減量化等に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、家庭系廃棄物を自ら適正に処理するよう努めなければならない。
２　市民は、家庭系廃棄物の排出に際して、分別して排出しなければならない。
３　市民は、前２項に定めるもののほか、廃棄物の減量化等に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

第２章　廃棄物の減量化及び資源化の推進

（小牧市廃棄物減量等推進審議会）

第６条　一般廃棄物の減量等に関する事項その他市長が必要と認める事項について調査審議するため、小牧市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、委員２０人以内をもって組織する。
３　前２項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（市が行う廃棄物の減量化及び資源化）

第７条　市は、資源の収集、市の処理施設での資源化が可能な物の回収等により、廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。
２　市長その他の市の機関は、物品の調達に当たっては、再生品の使用を促進すること等により、自ら廃棄物の減量化に努めなければならない。
３　市長その他の市の機関は、市の施設から排出される紙くずその他の廃棄物を適正に分別することにより、自ら廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。

（事業者が行う廃棄物の減量化及び資源化）

第８条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確保等により、廃棄物の減量化に努めなければならない。
２　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用等の容易な製品、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）第２条第４項に規定する

再生資源をいう。）及び再生品を利用すること等により、廃棄物の資源化に努めなければならない。

（適正包装等の推進）

第９条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な容器、包装材等を使用し、及び使用後の容器、包装材等を回収するよう努めなければならない。

２　事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な容器、包装等を選択できるよう努めるとともに、その容器、包装等が不要となり、又は返却される場合には、その回収等に努めなければならない。

３　市長は、適正な包装の推進を図るため、事業者に対し必要と認める協力を求め、事業者及び市民の意識の啓発等の措置を講じなければならない。

（事業用建築物の所有者等が行う廃棄物の減量化及び資源化）

第１０条　事業用の建築物の所有者等（所有者又は当該建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者をいう。以下同じ。）は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。

（事業系一般廃棄物の保管場所の設置）

第１１条　事業用の建築物の所有者等は、当該建築物又はその敷地内等に、事業系一般廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

（減量化等計画書）

第１２条　事業用の建築物のうち規則で定める大規模なもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者等は、規則で定めるところにより、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の処理に関する実績並びに廃棄物の減量化及び資源化に関する計画書（以下「減量化等計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

２　事業用大規模建築物の所有者等は、減量化等計画書に記載した事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（廃棄物管理責任者）

第１３条　事業用大規模建築物の所有者等は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量化、資源化及びその適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

２　事業用大規模建築物の所有者等は、廃棄物管理責任者を選任又は変更したときは、市長に届け出なければならない。

（事業用建築物の占有者の協力）

第１４条　事業用建築物の占有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び減量化等計画書の作成に関し、当該建築物の所有者等に協力しなければならない。

（改善指導及び勧告）

第１５条　市長は、事業用大規模建築物の所有者等が第１２条又は第１３条の規定に違反していると認めるときは、当該建築物の所有者等に対し、調査及び指導することができる。

２　市長は、事業用大規模建築物の所有者等が前項の規定に基づく調査を拒み、又は指導に従わないときは、当該建築物の所有者等に対し、調査の受入れ又は指導に従うよう勧告することができる。

（公表）

第１６条　市長は、前条の規定により勧告した場合において、当該建築物の所有者等がそ

の勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
２　市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされる者にその理由を通知し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。
（商品の選択）
第１７条　市民は、商品の購入等に際して、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量化及び資源化の推進並びに環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。
（市民の自主的な活動）
第１８条　市民は、資源化が可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の資源化を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。
第３章　廃棄物の適正処理
（一般廃棄物処理計画）
第１９条　市長は、法第６条第１項に規定する一般廃棄物処理計画を定め、これを告示するものとする。
２　前項に規定する計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。
（市による廃棄物処理）
第２０条　市は、前条の計画に従い、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。以下同じ。）するものとする。
（事業者による廃棄物処理）
第２１条　事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集運搬若しくは処分を業として行うことができる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。
２　事業者は、自ら事業系一般廃棄物の運搬又は処分を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号。以下「政令」という。）第３条又は第４条の２に規定する基準に従わなければならない。
（市民による廃棄物処理）
第２２条　市民は、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる家庭系廃棄物は、自ら処分するよう努めなければならない。
２　市が収集する家庭系廃棄物（動物の死体、粗大ごみ及び処分に特別な処理を要する廃棄物であって規則で定めるもの（以下「特定ごみ」という。）を除く。）については、第１９条の計画に従って、分別し、指定する袋（以下「指定袋」という。）に収納して、ごみ集積場に排出しなければならない。
３　前項に定める指定袋により排出しがたい場合又は市長が特に必要と認める場合は、市長の指示する方法により排出するものとする。
４　市民は、自ら家庭系廃棄物の運搬又は処分をするときは、生活環境の保全上支障のない方法で行わなければならない。
（ごみ集積場の管理等）
第２３条　市長は、ごみ集積場を設置又は変更等しようとする者の申請に基づき、ごみ集積場を指定するものとする。
２　前項の申請者は、あらかじめ当該ごみ集積場の管理責任者を定め、その管理を行わせるものとする。

３　ごみ集積場の利用者は、その利用に当たって、前条第２項の規定に従い、指定された日時（以下「指定日時」という。）に、家庭系廃棄物が飛散又は流出しないよう適正に排出しなければならない。
４　ごみ集積場の利用者は、自らの責任において当該ごみ集積場の清潔を保つよう努めなければならない。
５　ごみ集積場の管理責任者は、家庭系廃棄物の適正な排出及び清潔の保持を確保するため、当該ごみ集積場の利用者に対し、適切な啓発及び指導を行うことができる。
（改善指導及び命令）
第２３条の２　市長は、ごみ集積場の利用者が前条第３項の規定に違反して家庭系廃棄物を排出したと認めるときは、当該者に対し、家庭系廃棄物の適正な排出のために必要な指導を行うことができる。
２　市長は、前項の規定により指導をした後、家庭系廃棄物の排出について改善が見られないと認めるときは、当該指導を受けた者に対し、期限を定めて家庭系廃棄物を適正に排出する旨の誓約書を提出するよう命ずることができる。
（共同住宅におけるごみ集積場の設置）
第２４条　規則で定める戸数以上の共同住宅を建設しようとする者（以下「共同住宅建設者」という。）は、当該共同住宅の敷地内又はその周辺に、規則で定める基準に従い、ごみ集積場を設置しなければならない。この場合において、共同住宅建設者は、当該ごみ集積場について、あらかじめ市長と協議しなければならない。
（共同住宅の所有者等の責務）
第２４条の２　共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の居住者（以下「居住者」という。）に対し、家庭系廃棄物の適正な排出について、啓発を行わなければならない。
２　共同住宅の所有者等は、居住者が家庭系廃棄物を指定袋に収納していないとき、又は適正に分別していないときは、当該居住者に対し、家庭系廃棄物の適正な排出のために必要な指導を行わなければならない。
３　共同住宅の所有者等は、共同住宅にごみ集積場を有する場合において、居住者が家庭系廃棄物を指定日時以外に排出したときは、当該家庭系廃棄物を居住者に返却し、指定日時に排出するよう指導しなければならない。ただし、当該家庭系廃棄物の排出者を特定できないときは、当該家庭系廃棄物を次の指定日時まで適切に保管しなければならない。
４　共同住宅の所有者等は、共同住宅にごみ集積場を有する場合において、居住者が第２７条第１項各号に掲げるものを排出したときは、適正に処理しなければならない。
５　共同住宅の所有者等は、共同住宅にごみ集積場を有する場合は、自らの責任において、当該ごみ集積場の清潔を保つよう努めなければならない。
（改善指導及び命令）
第２４条の３　市長は、居住者が第２３条第３項の規定に違反して、不適正な家庭系廃棄物の排出を継続して行ったことにより、ごみ集積場の清潔の保持が確保できないと認めるときは、当該居住者の共同住宅の所有者等に対し、家庭系廃棄物の適正な排出のために必要な指導をすることができる。
２　市長は、前項の規定により指導をした後、家庭系廃棄物の排出について改善が見られないと認めるときは、当該指導を受けた共同住宅の所有者等に対し、期限を定めて改善計画書を提出するよう命ずることができる。
３　市長は、ごみ集積場を有しない共同住宅の所有者等が前項の規定による命令を受けた

後、家庭系廃棄物の排出について改善が見られないと認めるときは、当該命令を受けた共同住宅の所有者等に対し、当該共同住宅のごみ集積場を設置するよう命ずることができる。

４　前項の規定により設置するごみ集積場の場所は、当該共同住宅の敷地内とする。ただし、当該敷地内にごみ集積場を設置することができないと市長が認めるときは、当該共同住宅の敷地の周辺に設置することができる。

（資源の所有権等）

第２５条　ごみ集積場に排出された資源の所有権は、市に帰属するものとする。

２　市及び市から収集運搬の委託を受けた事業者以外のものは、前項の資源を収集し、又は運搬してはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（適正処理困難物の指定等）

第２６条　市長は、製品、容器等で、廃棄された場合に市におけるその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

２　市長は、前項の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

３　市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理困難物の回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

（排出禁止物）

第２７条　占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

(1) 有害性のある物
(2) 危険性のある物
(3) 引火性のある物
(4) 著しく悪臭を発する物
(5) 容積又は重量の著しく大きい物
(6) 特別管理一般廃棄物
(7) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は一般廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物

２　占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

第４章　生活環境影響調査結果の縦覧等の手続き

（報告書等の縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設）

第２８条　法第９条の３第２項（同条第９項（法第９条の３の２第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第１項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第８条第２項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の公衆への縦覧並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）は、同条第１項に規定するし尿処理施設（法第９条の３の２第１項の同意に係る一般廃棄物処理施設（以下「災害廃棄物処理施設」という。）を設置しようとする場合にあっては、政令第５条第１項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設）とする。

（縦覧の告示）

第２９条　市長は、法第９条の３第２項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）及び期間（以

下「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。
(1) 施設の名称
(2) 施設の設置の場所
(3) 施設の種類
(4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
(5) 施設の処理能力
(6) 実施した生活環境影響調査の項目

（縦覧の場所及び縦覧の期間）

第３０条　縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。
(1) 小牧市役所
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

２　縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から１月間（災害廃棄物処理施設を設置しようとする場合にあっては、１月間の範囲内で非常災害の状況を勘案して市長が定める期間）とする。

（意見書の提出先等の告示）

第３１条　市長は、法第９条の３第２項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出することができる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

（意見書の提出先及び提出期限）

第３２条　意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。
(1) 小牧市役所
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

２　前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第３０条第２項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して２週間（災害廃棄物処理施設を設置しようとする場合にあっては、２週間の範囲内で非常災害の状況を勘案して市長が定める期間）を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

（生活環境影響調査に相当する内容を有する環境影響評価との関係）

第３３条　施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）又は愛知県環境影響評価条例（平成１０年愛知県条例第４７号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第２８条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

（施設に係る他の市町村との協議）

第３４条　市長は、施設の設置に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。
(1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
(2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
(3) 施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、他の市町村の区域が含まれているとき。

（受託者報告書等の縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設）

第３４条の２　法第９条の３の３第２項（同条第３項において読み替えて準用する法第９条の３第９項において読み替えて準用する場合を含む。次条及び第３４条の５において同じ。）の規定による法第９条の３の３第１項に規定する調査（以下「受託者生活環境

影響調査」という。）の結果及び法第８条第２項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「受託者報告書等」という。）の公衆への縦覧並びに意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「受託処理施設」という。）は、政令第５条第１項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。

（受託者報告書等の縦覧の公告）

第３４条の３　法第９条の３の３第１項の規定により市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、同条第２項の規定により受託者報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、受託者報告書等を縦覧に供する場所（以下「受託者に係る縦覧の場所」という。）及び期間（以下「受託者に係る縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(2) 受託処理施設の名称
(3) 受託処理施設の設置の場所
(4) 受託処理施設の種類
(5) 受託処理施設において処理する一般廃棄物の種類
(6) 受託処理施設の処理能力
(7) 実施した受託者生活環境影響調査の項目
(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（受託者に係る縦覧の場所及び受託者に係る縦覧の期間）

第３４条の４　受託者に係る縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 受託者の主たる事務所
(2) 小牧市役所
(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

２　受託者に係る縦覧の期間は、前条の規定による公告の日から１月間の範囲内で非常災害の状況を勘案して市長が定める期間とする。

（受託者に係る意見書の提出先等の公告）

第３４条の５　受託者は、法第９条の３の３第２項の規定により受託処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は受託処理施設の設置又は変更に係る意見書（以下「受託者に係る意見書」という。）を提出することができる旨、受託者に係る意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を公告するものとする。

（受託者に係る意見書の提出先及び提出期限）

第３４条の６　受託者に係る意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 受託者の主たる事務所
(2) 小牧市役所
(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

２　前条の規定による公告があったときは、受託処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第３４条の４第２項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して２週間の範囲内で非常災害の状況を勘案して市長が定める期間を経過する日までに、受託者に受託者に係る意見書を提出することができる。

（受託者生活環境影響調査に相当する内容を有する環境影響評価との関係）

第３４条の７　受託処理施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法又は愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価（受託者生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第３４条の２から前条までに定め

る手続を経たものとみなす。
（受託処理施設に係る他の市町村との協議）
第３４条の８　市長は、受託処理施設の設置に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に受託者報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。
(1) 受託処理施設を他の市町村の区域に設置するとき。
(2) 受託処理施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
(3) 受託処理施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、他の市町村の区域が含まれているとき。
第５章　手数料
（一般廃棄物処理手数料）
第３５条　市が一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分した場合に徴収する手数料の額は、別表第１のとおりとする。
２　前項の手数料の算定の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。
３　市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、第１項に規定する手数料を減免することができる。
４　既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
５　前各項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。
（一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等）
第３６条　法第７条第１項若しくは第６項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物処理業」という。）若しくは浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第３５条第１項の規定による浄化槽清掃業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者、法第７条の２第１項の規定により一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際に別表第２に掲げる手数料を納付しなければならない。
２　既納の手数料は、還付しない。
第６章　雑則
（報告の徴収等）
第３７条　市長は、法第１８条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集運搬若しくは処分を業とする者その他必要と認める者に対し、必要な報告を求め、又は指示することができる。
（立入検査）
第３８条　市長は、法第１９条第１項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集運搬若しくは処分を業とする者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の減量化等に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（技術管理者の資格）
第３９条　法第２１条第３項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法（昭和５８年法律第２５号）第２条第１項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
(2) 技術士法第２条第１項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、１年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
(3) ２年以上法第２０条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
(4) 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正７年勅令第３８８号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、２年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、３年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治３６年勅令第６１号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。次号において同じ。）後、４年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、５年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、６年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、７年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(10) １０年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（規則への委任）

第４０条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

（小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の廃止）

２　次に掲げる条例は、廃止する。
(1) 小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４７年小牧市条例第２５号）

(2)　小牧市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成１０年小牧市条例第２４号）

（経過措置）

３　この条例の施行前に前項の規定による廃止前の小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び小牧市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

４　この条例の施行の際現に所定の手続により指定されたごみ集積場については、第２３条第１項の規定により指定されたものとみなす。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

５　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年小牧市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成２０年条例第１７号）

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年条例第３９号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年条例第３２号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

２４　第２２条の規定による改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の規定は、施行日以後に領収する粗大ごみの収集及び運搬に係る手数料から適用し、施行日前に領収する手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成２７年条例第４４号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年条例第３７号）

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、第３５条第５項及び附則第３項の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年条例第２０号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

２２　第２４条の規定による改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の規定は、施行日以後に徴収する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料から適用し、施行日前に徴収する手数料については、なお従前の例による。

附　則（令和３年条例第２７号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

４　第６条の規定による改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の規定は、施行日以後に徴収する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料から適用し、施行日前に徴収する手数料については、なお従前の例による。

附　則（令和３年条例第２９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年条例第３号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、公布の日から施行する。

附　則

この条例は、令和８年７月１日から施行する。ただし、第２１条第２項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第１（第３５条関係）

種別	区分	手数料の額
動物の死体	市が収集及び運搬したもの	１件につき　３，２００円
	市長が指定した場所に搬入したもの	１件につき　２，２００円
粗大ごみ	市が収集及び運搬したもの	１個につき　１，０５０円
特定ごみ	市が収集及び運搬したもの	１個につき　１，０５０円

別表第２（第３６条関係）

区分	手数料の額
一般廃棄物収集運搬業の許可	１件につき　１０，０００円
一般廃棄物収集運搬業の許可の更新	１件につき　５，０００円
一般廃棄物処分業の許可	１件につき　１０，０００円
一般廃棄物処分業の許可の更新	１件につき　５，０００円
浄化槽清掃業の許可	１件につき　１０，０００円
浄化槽清掃業の許可の更新	１件につき　５，０００円
一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更許可	１件につき　５，０００円
一般廃棄物処分業の事業範囲の変更許可	１件につき　５，０００円
許可証の再交付	１件につき　１，０００円

○小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則

平成２０年３月１７日
規　則　第　６　号
改正　平成２１年２月２３日規則第３号
平成２６年６月２７日規則第２４号
平成２７年３月２４日規則第３号
平成２７年６月２６日規則第２８号
平成２８年３月３１日規則第２６号
令和元年７月１日規則第４０号
令和元年１２月１１日規則第５７号
令和２年１２月２８日規則第７２号
令和４年２月２５日規則第５号
令和６年４月１日規則第２４号
令和７年２月１３日規則第４号
令和８年６月２９日規則第３０号

（趣旨）
第１条　この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）及び小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成 19 年小牧市条例第 21 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする
（定義）
第２条　この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。
（小牧市廃棄物減量等推進審議会の委員）
第３条　条例第 6 条第 2 項の小牧市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 地域の代表者
(2) 各種団体の代表者
(3) 事業者の代表者
(4) 学識経験者
(5) その他市長が必要と認める者
２　委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　委員は、再任されることができる。
（会長及び副会長）
第４条　審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　審議会の会議は、会長が招集する。
２　審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

（会議の公開）

第６条　審議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開するものとする。

(1) 小牧市情報公開条例（平成 12 年小牧市条例第 39 号）第 7 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

（事業用大規模建築物）

第７条　条例第 12 条第 1 項に規定する事業用大規模建築物は、次のとおりとする。

(1) 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗

(2) 小売店舗のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分の延べ床面積が 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以下のもの

(3) 前 2 号に定めるもののほか、事業の用に供する部分の延べ床面積が 3,000 平方メートル以上（同一敷地内に 2 以上の建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ床面積の合計が 3,000 平方メートル以上）の建築物

（多量の範囲）

第８条　法第 6 条の 2 第 5 項の規定に基づき減量に関する計画の作成その他必要な事項（次項に掲げるものを除く。）を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、常時 1 日平均 100 キログラムを超えるものとする。

２　法第 6 条の 2 第 5 項の規定に基づき運搬すべき場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、常時 1 日平均 10 キログラムを超え、又は一時に 100 キログラムを超えるものとする。

（減量化等計画書）

第９条　事業用大規模建築物の所有者等は、条例第 12 条第 1 項の規定により、毎年 3 月 31 日以前の 1 年間における事業系一般廃棄物の処理に関する実績に基づき、4 月 1 日以後の 1 年間の廃棄物の減量化及び資源化に関する計画を減量化等計画書（様式第 1）により作成し、その年の 5 月 31 日までに提出しなければならない。

２　条例第 12 条第 2 項の規定による届出は、減量化等計画書記載事項変更届出書（様式第 2）により行うものとする。

（廃棄物管理責任者）

第１０条　条例第 13 条第 1 項に規定する廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物から排出される廃棄物の状況を常時把握できる者のうちから行わなければならない。

２　条例第 13 条第 2 項の規定による届出は、廃棄物管理責任者の選任又は変更のあった日から起算して 14 日以内に、廃棄物管理責任者選任（変更）届出書（様式第 3）により行うものとする。

（勧告）

第１１条　条例第 15 条第 2 項の規定による勧告は書面により行うものとする。

２　前項の書面は、勧告書（様式第 4）とする。

（粗大ごみ）

第１２条　粗大ごみ（市が収集し、運搬し、及び処分するものに限る。以下同じ。）は、別

表第１に掲げる物であって縦、横又は高さのいずれか一辺が 60 センチメートル以上のものとする。

（特定ごみ）

第１２条の２　条例第２２条第２項の特定ごみ（以下「特定ごみ」という。）は、別表第２に掲げる物（市が収集し、運搬し、及び処分するものに限る。以下同じ。）とする。

（指定袋）

第１３条　条例第 22 条第 2 項の指定袋は、市が収集する燃やすしかないごみ、破砕ごみ及び資源の排出に使用する袋をいい、その基準は、次に掲げるものとする。

(1) 透明又は内容物が識別できる程度の透明度を有するものであること。

(2) 耐水性があり、丈夫なものであること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定袋の基準等については、市長が別に定める。

（ごみ集積場の設置申請等）

第１４条　条例第 23 条第 1 項に規定する申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、ごみ集積場設置等申請書(様式第 5)を市長に提出しなければならない。

２　条例第２４条の規定によりごみ集積場の設置をしようとする者は、同条の協議の内容を記載した協議報告書（様式第５の２）を、前項の申請書に添付しなければならない。

３　市長は、第１項の規定による申請があり当該申請が適当であると認めた場合は、ごみ集積場指定等通知書(様式第 6)により申請者に通知するものとし、不適当であると認めた場合は、申請者に補正を命じ、又は当該申請を却下するものとする。

（誓約書）

第１４条の２　条例第 23 条の 2 第 2 項に規定する誓約書の提出命令は、誓約書提出命令書(様式第 6 の 2)により行うものとし、同項の誓約書は、様式第 6 の 3 によるものとする。

（共同住宅におけるごみ集積場の設置）

第１５条　条例第 24 条の規則で定める戸数は、6 戸とする。ただし、地理的条件、地域の特性等により当該戸数により難いと市長が特に認めたときは、共同住宅ごとに定める戸数とする。

２　条例第 24 条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) ごみ集積場は、家庭系廃棄物の収集及び運搬に支障が生じない場所であること。

(2) ごみ集積場は、家庭系廃棄物を十分に収納できる規模であること。

(3) ごみ集積場は、条例第２４条の協議の内容を遵守するものであること。

３　条例第２４条の協議は、当該共同住宅に係る建築基準法第６条第１項に規定する確認の申請その他これに類する手続の前に行うものとする。

（改善計画書）

第１５条の２　条例第 24 条の 3 第 2 項に規定する改善計画書の提出の命令は、改善計画提出命令書(様式第 6 の 4)により行うものとし、同項の改善計画書は、様式第 6 の 5 によるものとする。

（ごみ集積場設置命令書）

第１５条の３　条例第 24 条の 3 第 3 項に規定するごみ集積場の設置の命令は、ごみ集積場設置命令書(様式第 6 の 6)により行うものとする。

（排出禁止物）

第１６条　条例第 27 条第 1 項第 7 号に規定する排出禁止物は、次に掲げるものとする。

(1) 特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)第 2 条第 4 項に規定する特定

家庭用機器
(2) 性状が著しく堅ろうで市の処理施設の機能に支障が生ずる物
(3) その他前2号に掲げる物に類するもの
(縦覧の期間等)
第１７条　条例第30条第2項の規定による縦覧の期間のうち、次に掲げる日は、縦覧を行わない。
(1) 日曜日及び土曜日
(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
２　縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(縦覧の手続)
第１８条　条例第２９条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書に所定事項を記入しなければならない。
(縦覧者の遵守事項)
第１９条　縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
(2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
(3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
(4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。
２　市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。
(意見書の記載事項)
第２０条　条例第32条第2項の意見書には、次に掲げる事項をすべて記載しなければならない。
(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
(2) 施設の名称
(3) 生活環境の保全上の見地からの意見
(手数料の徴収方法)
第２１条　条例第35条に規定する手数料の徴収方法は、次に定めるところによる。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。
(1) 動物の死体に係る手数料については、収集又は搬入の都度徴収する。
(2) 粗大ごみ及び特定ごみに係る手数料については、収集までに徴収する。この場合において、当該手数料を納付した者には、小牧市粗大ごみ及び特定ごみ処理手数料納付券（様式第7。以下「納付券」という。）を交付し、又は受付番号を付番する。
(納付券等の貼付)
第２２条　粗大ごみ及び特定ごみを排出するときは、納付券又は前条第2号の受付番号を記載した紙面等を貼付しなければならない。
(手数料の減免申請)
第２３条　条例第35条第3項の規定による減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第8)を市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の減免を必要と認めたときは、一般廃棄物処理手数料減免承認書(様式第9)を交付するものとする。

３　天災により減免する場合は、前２項の規定によらないことができる。

（一般廃棄物処理業等の許可申請）

第２４条　次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

(1)　法第７条第１項又は第６項の規定による許可　一般廃棄物処理業許可申請書（様式第10）

(2)　浄化槽法第35条第１項の規定による許可　浄化槽清掃業許可申請書（様式第11）

２　前項第１号の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(2) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し

(3) 申請者（申請者が法人である場合には、その業務を行う役員を含む。次号において同じ。）が法第７条第５項第４号（チを除く。）のいずれにも該当しない旨を記載した書類

(4) 申請者の略歴を記載した書類

(5) 事業場の配置図及び付近見取図

(6) その他市長が必要と認める書類

３　第１項第２号の申請書には、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第10条第２項第１号から第４号までに規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　申請者（申請者が浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人又はその役員を含む。）の略歴を記載した書類

(2) 営業所の配置図及び付近見取図

(3) 環境省関係浄化槽法施行規則第11条第１号から第３号までに規定する器具の明細書

(4) その他市長が必要と認める書類

（許可証の交付）

第２５条　市長は、前条第１項の申請があったときは、内容を調査し、許可基準に適合していると認めた場合には、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に掲げる許可証を交付するものとする。

(1) 第７条第１項又は第６項の規定による許可　一般廃棄物処理業許可証（様式第12）

(2) 浄化槽法第35条第１項の規定による許可　浄化槽清掃業許可証（様式第13）

２　前項の許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（変更の許可申請）

第２６条　法第７条の２第１項の規定による変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書（様式第14）に前条第１項に規定する許可証を添えて、市長に申請しなければならない。

（変更許可証の交付）

第２７条　市長は、前条の申請があったときは、内容を調査し、許可基準に適合していると認めた場合には、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可証（様式第15）を交付するものとする。

（許可証の再交付）

第２８条　第25条第１項の規定により許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、当該交付を受けた許可証（以下「許可証」という。）を亡失し、き損し、又は汚損したと

きは、許可証再交付申請書(様式第 16)に当該許可証を添付して(亡失した場合を除く。)、市長に申請するものとする。

２　許可証の再交付を受けた者は、亡失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を市長に返納しなければならない。

(許可証の返納)

第２９条　許可業者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 許可の有効期間が満了したとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

(3) 業務を廃止したとき。

２　許可業者が死亡し、合併し、又は解散したときは、それぞれ相続人、合併後存続する法人又は清算人は、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

３　許可業者が業務の停止を命ぜられたときは、その期間中許可証を市長に返納しなければならない。

（届出）

第３０条　法第 7 条の 2 第 3 項又は浄化槽法第 37 条の規定による変更の届出は、一般廃棄物処理業(浄化槽清掃業)変更届出書(様式第 17)によるものとする。

２　法第 7 条の 2 第 3 項又は浄化槽法第 38 条の規定による廃業等の届出は、一般廃棄物処理業(浄化槽清掃業)廃業等届出書(様式第 18)によるものとする。

（許可の取消し等）

第３１条　法第 7 条の 4 の規定により許可を取り消し、若しくは法第 7 条の 3 の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ずるとき、又は浄化槽法第 41 条第 3 項の規定において準用する同法第 35 条第 4 項の規定による通知は、許可取消書(様式第 19)又は業務停止命令書(様式第 20)により行うものとする。

（業務報告書）

第３２条　許可業者は、次表により業務報告書を市長に提出しなければならない。

区分	報告内容	業務報告書の名称	期限
一般廃棄物収集運搬業者	四半期ごとの実績	一般廃棄物収集運搬業務実績報告書（様式第 21）	翌月 10 日
一般廃棄物処分業者	1 月ごとの実績	一般廃棄物処分業務実績報告書（様式第 22）	翌月 10 日
浄化槽清掃業者	隔月ごとの実績	浄化槽清掃報告書（様式第 23）	翌月 10 日

（身分証明書）

第３３条　条例第 38 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第 24)とする。

（委任）

第３４条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する規則等の廃止）

2　次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和 47 年小牧市規則第 22 号）

(2) 小牧市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則（平成 10 年小牧市規則第 35 号）

（経過措置）

3　この規則の施行前に附則第 2 項の規定による廃止前の小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する規則及び小牧市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附　則（平成 21 年規則第 3 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 26 年規則第 24 号）

1　この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（平成 27 年規則第 3 号）

1　この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 7 の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（平成 27 年規則第 28 号）

1　この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則第 15 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成 19 年小牧市条例第 21 号）第 24 条の協議を開始した共同住宅について適用し、同日前に同条の協議を開始した共同住宅については、なお従前の例による。

附　則（平成 28 年規則第 26 号）

1　この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙（様式第 5 に限る。）は、改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（令和元年規則第 40 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年規則第 57 号）

この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附　則（令和 2 年規則第 72 号）

1　この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の市費補助金等の予算執行に関する規則、小牧市農業

近代化資金利子補給金交付規則、小牧市危険物規制規則、消防法等施行規則、小牧市心身障害者扶助料支給条例施行規則、小牧市市民会館の管理に関する規則、小牧市中小企業退職金共済制度促進助成規則、小牧市消防救急業務取扱規則、小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則、小牧市租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則、小牧市火入れに関する条例施行規則、小牧市ホテル等建築の適正化に関する条例施行規則、小牧市身体障害者福祉法施行細則、小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則、小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則、小牧市道路管理規則、小牧市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則、小牧市議会政務活動費の交付に関する規則、小牧市都市景観条例施行規則、小牧市医療費の支給に関する条例施行規則、小牧市市民活動推進条例施行規則、小牧市定期外予防接種事故災害補償規則、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則、小牧市墓地、埋葬等に関する法律施行細則、小牧市水道法施行細則、小牧市家庭的保育事業等の認可及び実施に関する規則、小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則、小牧市火薬類取締法施行細則、小牧市地域協議会に関する条例施行規則及びこまき市民交流テラスの管理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙(小牧市危険物規制規則様式第 2、小牧市市民会館の管理に関する規則様式第 6 及び様式第 7 並びにこまき市民交流テラスの管理に関する規則様式第 8 及び様式第 9 を除く。)は、改正後の市費補助金等の予算執行に関する規則、小牧市農業近代化資金利子補給金交付規則、小牧市危険物規制規則、消防法等施行規則、小牧市心身障害者扶助料支給条例施行規則、小牧市市民会館の管理に関する規則、小牧市中小企業退職金共済制度促進助成規則、小牧市消防救急業務取扱規則、小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則、小牧市租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則、小牧市火入れに関する条例施行規則、小牧市ホテル等建築の適正化に関する条例施行規則、小牧市身体障害者福祉法施行細則、小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則、小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則、小牧市道路管理規則、小牧市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則、小牧市議会政務活動費の交付に関する規則、小牧市都市景観条例施行規則、小牧市医療費の支給に関する条例施行規則、小牧市市民活動推進条例施行規則、小牧市定期外予防接種事故災害補償規則、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則、小牧市墓地、埋葬等に関する法律施行細則、小牧市水道法施行細則、小牧市家庭的保育事業等の認可及び実施に関する規則、小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則、小牧市火薬類取締法施行細則、小牧市地域協議会に関する条例施行規則及びこまき市民交流テラスの管理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（令和 4 年規則第 5 号）

1　この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（令和 6 年規則第 24 号）

1　この規則は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

2　改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則第 14 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後に小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する

条例(平成 19 年小牧市条例第 21 号)第 24 条の協議を開始した共同住宅について適用し、同日前に同条の協議を開始した共同住宅については、なお従前の例による。

附　則(令和 7 年規則第 4 号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規則は、令和８年７月１日から施行する。ただし、様式第５及び様式第６の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙（様式第６を除く。）は、改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第１（第１２条関係）

種目	品目
家具、寝具、建具、厨房用具類	雨戸　網戸　衣装箱　椅子　オーディオラック　飾り棚　ガス台　鏡台　げた箱　こたつ板　こたつやぐら　サイドボード　じゅうたん　障子　食器棚　洗面化粧台　ソファー　畳たんす　調理台　机　釣り棚　テーブル　ドア　流し台　長持　ふすま　ふとん　ベッド　本棚　本箱　マットレス
電気、石油、ガス機械器具類	オーブンレンジ　乾燥機（衣類乾燥機を除く。）　ステレオセット　ストーブ　ズボンプレッサー　扇風機　電子レンジ　ファクシミリ　ミシン　ワードプロセッサー
遊具等	三輪車　自転車　スキー板　滑り台　ブランコ　オルガン　エレクトーン　乳母車　物干しざお　物干し台
その他	上記に類するもの。ただし、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 10 年政令第 378 号）第 1 条に規定する機械器具、オートバイ、温水器、がれき、原動機付自転車、自動車、自動車用タイヤ、消火器、耐火金庫、農業用機械器具、バッテリー、ピアノ、プロパンガス容器その他処理が困難なものを除く。

別表第２（第１２条の２関係）

種目	品目
家庭用フロンガス使用製品	除湿機、ウォーターサーバー、空気清浄機、冷風機その他のフロンガスが使用されている製品（特定家庭用機器再商品化法施行令第１条に規定する機械器具を除く。）

○小牧市快適で清潔なまちづくり条例

平成１９年９月１４日
条 例 第 ２ ２ 号

(目的)

第１条　この条例は、小牧市環境基本条例(平成 15 年小牧市条例第 11 号)の基本理念にのっとり、地域環境の身近な問題について、市、市民等及び事業者の役割を明らかにし、それぞれがこの役割の下、地域環境の保全及び美化の促進を図り、もって市民の快適で清潔な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等　市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(2) 事業者　市内で事業活動を行う者をいう。

(3) 空き缶等　飲食物を収納し、又は収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器をいう。

(4) 吸い殻等　たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物で、捨てられることによってごみの散乱の原因となるものをいう。

(5) 動物　動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)第 44 条第４項各号に掲げる動物をいう。

(6) 公共の場所等　道路、公園、広場、河川、公民館その他の公共の用に供する場所(以下「公共の場所」という。)及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物及び工作物をいう。

(7) 落書き　公共の場所等を所有し、占有し、又は管理する者の承諾を得ず、塗料等により、文字、図形若しくは絵柄をかくこと又はかかれた文字、図形若しくは絵柄をいう。

(8) 喫煙　たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをいう。

(9) 回収容器　空き缶等を回収するための容器をいう。

(10) 騒音等　すべての楽器・ラジオ等の音響機器又は人声その他による音により、不特定多数の市民等の生活環境に迷惑を及ぼすこと又はその音をいう

(市の役割)

第３条　市は、快適で清潔なまちづくりの推進に関する必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

2　市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等及び事業者の適切な参加の方策を講ずるものとする。

3　市は、快適で清潔なまちづくりの推進について、市民等及び事業者に対して意識の啓発を図るとともに、自発的活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の役割)

第４条　市民等は、快適で清潔なまちづくりの推進に対する意識を高め、積極的に地域環境の保全及び美化の促進を図る活動に参加し、当該活動の充実に努めるものとする。

2　市民等は、市が快適で清潔なまちづくりを推進するために実施する施策に協力するものとする。

（事業者の役割）
第５条　事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、地域環境の保全及び美化活動を推進するものとする。
２　事業者は、市が快適で清潔なまちづくりを推進するために実施する施策に協力するものとする。
（空き缶等及び吸い殻等の放置及び投棄の禁止）
第６条　何人も、空き缶等又は吸い殻等を、みだりに、公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。
（ふんの放置及び投棄の禁止）
第７条　何人も、その飼養し、又は保管する動物がしたふんを、公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。
（落書きの禁止）
第８条　何人も、公共の場所等に落書きをしてはならない。
（落書きの消去の要請）
第９条　市長は、落書き（公共の場所にされたものに限る。）が放置され、著しく周辺の環境を損なう状態にあると認めるときは、当該公共の場所の所有者、占有者又は管理者に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。
（路上喫煙の禁止等）
第10条　何人も、第17条第１項の規定により指定された路上喫煙禁止区域においては、定められた場所以外の場所では、喫煙をしてはならない。
２　何人も、公共の場所において、歩行中若しくは自転車に乗車中であるとき又は吸殻入れが付近に設置されていない場所で吸殻入れを携帯していないときは、喫煙しないよう努めるものとする。
（騒音等の防止）
第11条　何人も、日常生活等に伴って発生する騒音等により、周辺の生活環境を損なわないよう努めるものとする。
（悪臭の防止）
第12条　何人も、日常生活等に伴って発生する悪臭により、周辺の生活環境を損なわないよう努めるものとする。
（犬及び猫の管理）
第13条　犬を飼養し、又は保管する者は、犬を公共の場所において移動し、又は運動させるときは、常に引き綱等により制御しなければならない。
２　犬を飼養し、又は保管する者は、飼養し、又は保管している場所から犬を連れ出す場合は、ふんを処理する用具を携行しなければならない。
３　猫を飼養し、又は保管する者は、猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めるものとする。
（回収容器の設置及び管理）
第14条　自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。）により容器入りの飲食物を販売する者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、その回収容器を適正に管理しなければならない。
（公共の場所における印刷物等の配布者等の責務）
第15条　公共の場所において、印刷物その他の物（以下「印刷物等」という。）を配布し、又は配布させた者は、当該場所及びその周辺において当該印刷物等が散乱した場合にお

いては、当該印刷物等を回収しなければならない。
2　公共の場所において、催しを行い、又は行わせた者は、当該場所及びその周辺の清掃を行わなければならない。
（土地及び建物等の管理）
第 16 条　土地、建物又は工作物を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地、建物又は工作物に廃棄物が放置され、又は投棄されることを防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。
2　土地、建物又は工作物を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地、建物又は工作物が、廃棄物その他の物により著しく周辺の環境を損なう状態にあると認められるときは、自らの責任で当該廃棄物その他の物を適正に処理しなければならない。
（路上喫煙禁止区域）
第 17 条　市長は、特に必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。
2　前項の指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。
3　市長は、路上喫煙禁止区域を指定し、変更し、又は解除しようとするときは、当該区域の市民等の意見を聴くとともに、関係団体等と協議するものとする。
4　市長は、路上喫煙禁止区域を指定し、変更し、又は解除するときは、規則で定める事項を告示するとともに、その地域であることを示す標識を設置する等周知に努めるものとする。
（ごみの散乱防止重点地域）
第 18 条　市長は、ごみの散乱を防止し、環境の美化を推進するため、特に必要があると認める地域をごみの散乱防止重点地域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。
2　市長は、重点地域を指定し、変更し、又は解除するときは、その旨及びその区域を告示するものとする。
3　市長は、重点地域内において、ごみの散乱を防止するための有効な施策を実施するものとする。
4　市長は、重点地域において、地域の自主的な美化活動を支援するものとする。
（小牧市快適で清潔なまちづくり協議会）
第 19 条　地域環境の保全及び美化の促進に関する事項その他市長が必要と認める事項について協議するため、小牧市快適で清潔なまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。
2　協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。
3　前 2 項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
（こまき環境保全推進員）
第 20 条　快適で清潔なまちづくりに係る普及、啓発等を図るため、こまき環境保全推進員（以下「推進員」という。）を置く。
2　推進員に関し必要な事項は、規則で定める。
（ごみ散乱防止市民行動の日）
第 21 条　市長は、ごみの散乱防止について市民等及び事業者の環境美化意識の向上と理解を深めるため、ごみ散乱防止市民行動の日を設けるものとする。
2　市長は、ごみ散乱防止市民行動の日には、その趣旨にふさわしい事業を実施するもの

とする。

(空き缶等及び吸い殻等散乱防止協定)

第 22 条　市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止するために、必要があると認めるときは、事業者に対して次に掲げる事項について空き缶等及び吸い殻等散乱防止協定の締結を求めることができる。

(1) 空き缶等及び吸い殻等の散乱防止についての啓発に関する事項

(2) 空き缶等及び吸い殻等の散乱防止のための清掃に関する事項

(3) その他空き缶等及び吸い殻等の散乱防止に関する事項

(環境保全協定)

第 23 条　市長は、市民の生活環境を保全するために必要があると認めるときは、工場等を設置している者又は設置しようとする者(以下「設置者等」という。)との間に、環境の保全に関する協定(以下「環境保全協定」という。)を締結することができる。

2　工場等の設置者等は、市長から環境保全協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

3　環境保全協定の協定事項については、工場等の種類及び規模に応じ、その都度市長が定めるものとする。

4　工場等の設置者等は、環境保全協定が成立したときは、当該環境保全協定を確実に履行しなければならない。

(関係団体等との連携)

第 24 条　市は、施策の実施に当たっては、関係団体等に必要な情報を提供し、連携して環境の保全及び美化の促進に努めなければならない。

(顕彰)

第 25 条　市長は、環境の保全及び美化の取組その他快適で清潔なまちづくりに関し、著しく功績のあった者に対して、顕彰を行うことができる。

(指導及び勧告)

第 26 条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導又は勧告することができる。

(1) 第 6 条の規定に違反して空き缶等又は吸い殻等を放置し、又は投棄した者

(2) 第 7 条の規定に違反してふんを放置し、又は投棄した者

(3) 第 10 条第 1 項の規定に違反して喫煙をした者

(4) 第 13 条第 1 項の規定に違反して犬を引き綱等により制御しないで公共の場所において移動し、又は運動させた者

(5) 第 13 条第 2 項の規定に違反してふんを処理する用具を携行しないで、犬を飼養し、又は保管している場所から連れ出した者

(6) 第 14 条の規定に違反して回収容器を設置せず、又はこれを適正に管理しない者

(7) 第 15 条第 1 項の規定に違反して散乱した印刷物等を回収しなかった者

(8) 第 15 条第 2 項の規定に違反して清掃を行わなかった者

(9) 第 16 条第 2 項の規定に違反して廃棄物その他の物を適正に処理しない者

(命令)

第 27 条　市長は、前条第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号に掲げる者が同条の指導又は勧告を受けて、正当な理由がなく当該指導又は勧告に従わないときは、当該指導又は勧告に従うよう命ずることができる。

(規則への委任)

第 28 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 29 条　次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 8 条の規定に違反して落書きをした者

(2) 第 26 条第 6 号に掲げる者で第 27 条の規定による市長の命令に違反したもの

第 30 条　第 26 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる者で、第 27 条の規定による市長の命令に違反したものは、2 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 31 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(小牧市ポイ捨てによるごみの散乱防止に関する条例の廃止)

2　小牧市ポイ捨てによるごみの散乱防止に関する条例(平成 9 年小牧市条例第 8 号)は、廃止する。

(経過措置)

3　この条例の施行前に附則第 2 項の規定による廃止前の小牧市ポイ捨てによるごみの散乱防止に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年小牧市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○小牧市快適で清潔なまちづくり条例施行規則

平成２０年３月１７日
規　則　第　７　号
改正　令和元年７月１日規則第４０号

（趣旨）
第１条　この規則は、小牧市快適で清潔なまちづくり条例（平成19年小牧市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（回収容器の設置を要しない自動販売機）
第２条　条例第14条の規則で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。
(1) 事務所、工場等の敷地内に設置される自動販売機で、当該事務所、工場等の関係者以外の者が利用できないもの
(2) 店舗、病院等の建物の中に設置される自動販売機で、当該建物に立ち入らなければ利用することができないもの
(3) その他市長が空き缶等の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機
（回収容器の設置及び管理）
第３条　条例第14条に規定する回収容器の設置及び管理は、次のとおりとする。
(1) 回収容器の材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
(2) 回収容器は、安定性があり、容易に転倒しないものであること。
(3) 回収容器は、自動販売機の設置場所から５メートル以内で空き缶等の投入に支障のない位置に設置すること。
(4) 回収容器は、空き缶等があふれて散乱することのないようにするとともに、その周囲を清潔に保つこと。
（路上喫煙禁止区域の指定等の告示）
第４条　条例第17条第４項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。
(1) 指定の区域の名称
(2) 指定の区域
(3) 指定の区域内において喫煙をすることができる場所
(4) 指定の時間帯
(5) 指定する年月日
(6) 禁止行為をした場合の措置
２　条例第17条第４項の規定による変更の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。
(1) 変更する指定の区域の名称
(2) 変更する指定の区域
(3) 変更する内容
(4) 変更する年月日
３　条例第17条第４項の規定による解除の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。
(1) 解除する指定の区域の名称
(2) 解除する指定の区域

(3) 解除する年月日

(ごみの散乱防止重点地域の指定)

第5条　条例第18条第1項の規定による指定は、ごみの散乱状態、地理的条件等を勘案して行うものとする。

(小牧市快適で清潔なまちづくり協議会の委員)

第6条　条例第19条に規定する小牧市快適で清潔なまちづくり協議会(以下「協議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 地域の代表者

(3) 事業者の代表者

(4) 各種団体の代表者

2　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第7条　協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条　協議会の会議は、会長が招集する。

2　協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3　協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条　協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開するものとする。

(1) 小牧市情報公開条例(平成12年小牧市条例第39号)第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について協議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(こまき環境保全推進員)

第10条　条例第20条に規定するこまき環境保全推進員(以下「推進員」という。)は、市長が指定する区域ごとにこれを置き、その定数は市長が定める。

2　推進員は、市長がこれを委嘱する。

3　推進員の任期は、1年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　推進員は、再任されることができる。

(推進員の職務)

第11条　推進員の職務は、次のとおりとする。

(1) 環境衛生に関する地域の協同組織の活動に関すること。

(2) 環境衛生事務に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。

(3) 環境衛生知識の普及啓発に関すること。
(4) ごみの排出抑制、再生利用及び分別の推進に関すること。
(5) ごみの集積場におけるごみの排出指導及び美化に関すること。
(6) その他環境保全に関すること。

(指導及び勧告)

第 12 条　条例第 26 条の規定による指導は口頭により、勧告は書面により行うものとする。

2　前項の書面は、勧告書(様式第 1)とする。

(命令)

第 13 条　条例第 27 条の規定による命令は、命令書(様式第 2)により行うものとする。

(委任)

第 14 条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(小牧市衛生委員に関する規則等の廃止)

2　次に掲げる規則は、廃止する。
(1) 小牧市衛生委員に関する規則(昭和 36 年小牧市規則第 11 号)
(2) 小牧市ポイ捨てによるごみの散乱防止に関する条例施行規則(平成 9 年小牧市規則第 20 号)

(経過措置)

3　この規則の施行前に附則第 2 項の規定による廃止前の小牧市衛生委員に関する規則及び小牧市ポイ捨てによるごみの散乱防止に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附則（令和元年規則第４０号）

この規則は、公布の日から施行する。

○小牧市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例

平成１５年１２月２４日
条 例 第 ３ ９ 号
改正　平成１６年１２月２４日条例第２０号

（趣旨）
第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２の規定に基づき、小牧市リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。
（設置）
第２条　市内から排出される一般廃棄物の処理、減量及び資源化を図るためリサイクルプラザを設置する。
（名称及び位置）
第３条　リサイクルプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名　　称	位　　置
小牧市リサイクルプラザ	小牧市大字大草５７８６番地８３

（利用者等の義務）
第４条　リサイクルプラザを利用する者及びその関係者（以下「利用者等」という。）は、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従うとともに、リサイクルプラザの秩序を乱すような行為をしてはならない。
（利用の中止命令）
第５条　市長は、利用者等が前条の規定に違反したとき、又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、利用者等に対して利用の中止を命ずることができる。
（損害賠償）
第６条　利用者等が故意又は過失によってリサイクルプラザ又はその附属設備をき損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。
（規則への委任）
第７条　この条例に定めるもののほか、リサイクルプラザの管理について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、平成１６年４月１日から施行する。
（小牧市清掃事務所設置条例の廃止）
2　小牧市清掃事務所設置条例(昭和 55 年小牧市条例第 24 号)は、廃止する。
（小牧市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正）
3　小牧市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成 10 年小牧市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則(平成 16 年条例第 20 号)

この条例は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

○小牧市リサイクルプラザの管理に関する規則

平成１６年３月２６日
規　則　第　１　３　号
改正　平成１８年３月２８日規則第２９号
平成１９年１２月２７日規則第５２号
平成２８年３月３１日規則第２４号

（趣旨）

第１条　この規則は、小牧市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例（平成１５年小牧市条例第３９号。）第７条の規定に基づき、小牧市リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第２条　リサイクルプラザにおいて行う事業は、次のとおりとする。

(1) ごみの収集及び運搬の実施に関すること。
(2) 犬、猫等の死体の処理に関すること。
(3) 資源の選別等中間処理に関すること。
(4) 粗大ごみのリサイクルに関すること。
(5) リサイクルの啓発及び推進に関すること。
(6) リサイクルに係る体験活動に関すること。
(7) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理、減量及び資源化に必要な事業

（利用時間）

第３条　リサイクルプラザの利用時間は、午前８時30分から午後５時15分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休業日）

第４条　リサイクルプラザの休業日は、次の各号に掲げる業務について当該各号に定める日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 第２条第１号から第４号まで及び第７号に規定する業務　次に掲げる日
　ア　日曜日及び土曜日
　イ　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)
　ウ　12月29日から翌年の１月３日までの日
(2) 第２条第５号及び第６号に規定する業務　次に掲げる日
　ア　月曜日。ただし、この日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日で休日、土曜日又は日曜日でない日とする。
　イ　12月29日から翌年の１月３日までの日

（入館の制限）

第５条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は立ち退かせることができる。

(1) 感染性の疾病があると認められる者
(2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある動物又は物品を携行する者
(3) リサイクルプラザの秩序を乱すおそれがあると認められる者

（管理上の制限）

第６条　リサイクルプラザ内において、市長の許可を受けないで次に掲げる行為をしては

ならない。

(1) 喫煙をし、又は火気を使用すること。

(2) 物品の販売その他商行為をすること。

(3) 印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(4) その他管理上支障があると認めること。

(遵守事項)

第7条　市長は、リサイクルプラザへ入場する者の遵守事項を定め、管理上必要があるときは、その都度適宜に指示することができる。

附　則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附　則(平成18年規則第29号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成19年規則第52号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成28年規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例

昭和５３年３月３１日
条例第２０号
改正　昭和５６年３月３０日条例第２５号
昭和６１年６月２４日条例第２３号
昭和６２年３月３０日条例第１３号
平成元年３月３０日条例第１２号
平成４年１２月２４日条例第３５号
平成８年３月２９日条例第８号
平成９年３月２８日条例第４号
平成１５年９月１９日条例第３０号
平成２５年１２月２７日条例第３２号
平成２７年３月２４日条例第１１号
令和元年６月２８日条例第２０号

（趣旨）
第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２の規定に基づき、小牧市クリーンセンター（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。
（設置）
第２条　環境衛生の向上に寄与することを目的とし、センターを設置する。
（名称及び位置）
第３条　センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小牧市クリーンセンター	小牧市大字東田中１２３７番地

（搬入物の制限）
第４条　センターに搬入できる廃棄物は、小牧市内から排出されたし尿、し尿浄化槽汚泥及びディスポーザ排水処理システム排水処理槽汚泥（以下「し尿等」という。）に限る。
（搬入許可）
第５条　センターへし尿等を搬入しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
２　前項の許可を受けた者（以下「搬入者」という。）は、市長の指示に従わなければならない。
（搬入許可の取消し）
第６条　市長は、搬入者が第４条に規定するし尿等以外の廃棄物を搬入したときは、その搬入許可を取り消すことができる。
（搬入量）
第７条　市長は、搬入者に対して搬入量を指定する。
２　搬入者は、前項により指定された量を超えて搬入するときは、理由を付し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
（使用料）
第８条　市長は、し尿浄化槽汚泥又はディスポーザ排水処理システム排水処理槽汚泥の搬入者からセンターの使用料として、次の金額を徴収する。
１立方メートル当たり　１，２６０円

２　前項の使用料は、毎月納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。
３　使用料は、毎使用月の翌月２０日(この日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和２３年法律第１７８号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その直後の日曜日等でない日)までに納入しなければならない。
(委任)
第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(昭和５６年条例第２５号)
この条例は、昭和５６年４月１日から施行する。
附　則(昭和６１年条例第２３号)
この条例は、昭和６１年８月１日から施行する。
附　則(昭和６２年条例第１３号)
この条例は、昭和６２年４月１日から施行する。
附　則(平成元年条例第１２号)抄
(施行期日)
１　この条例は、平成元年４月１日から施行する。
附　則(平成４年条例第３５号)抄
この条例は、平成５年２月１４日から施行する。
附　則(平成８年条例第８号)
この条例は、平成８年４月１日から施行する。
附　則(平成９年条例第４号)抄
(施行期日)
１　この条例は、平成９年４月１日から施行する。
附　則(平成１５年条例第３０号)
この条例は、平成１５年１０月１日から施行する。
附　則(平成２５年条例第３２号)抄
(施行期日)
１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則(平成２７年条例第１１号)
１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。
２　この条例の施行の際現に改正前の小牧市し尿処理施設の設置及び管理に関する条例第４条第１項の規定による許可を受けている者は、改正後の小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例第５条第１項の規定による許可を受けたものとみなす。
附　則(令和元年条例第２０号)抄
(施行期日)
１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

○小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

昭和５３年３月３１日
規　則　第　７　号
改正　昭和５５年３月３１日規則第２４号
昭和６２年３月３０日規則第５号
平成７年３月３０日規則第３１号
平成１０年３月２７日規則第２号
平成１５年９月１９日規則第３３号
平成２７年３月２４日規則第２号
令和元年７月１日規則第４０号
令和２年１２月２８日規則第７３号

(趣旨)

第１条　この規則は、小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例(昭和５３年小牧市条例第２０号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第２条　条例第５条第１項の許可を受けようとする者は、搬入許可申請書(様式第１)に市長が必要と認める書類を添付し提出しなければならない。

(許可)

第３条　市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めた場合は、搬入許可証(様式第２)を交付する。

２　許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(汚泥処理の依頼)

第４条　搬入許可を受けた者(以下「搬入者」という。)は、し尿浄化槽汚泥又はディスポーザ排水処理システム排水処理槽汚泥を搬入し、処理しようとするときは、汚泥処理依頼書(様式第３)にし尿浄化槽又はディスポーザ排水処理システム排水処理槽の清掃を実施したことを証する書面を添付し、市長に提出しなければならない。

(搬入時間)

第５条　小牧市クリーンセンター(以下「センター」という。)への搬入時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 月曜日から金曜日まで　午前８時３０分から午後４時３０分まで

(2) 土曜日　午前８時３０分から正午まで

(休業日)

第６条　センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和２３年法律第１７８号)に規定する休日

(3) １２月２９日から翌年の１月３日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(許可証の返納)

第７条　搬入者は、次のいずれかに該当するときは、搬入許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 搬入許可証の有効期限が過ぎたとき。

(2) 搬入許可を取り消されたとき。

（委任）
第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。
附　則
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和５５年規則第２４号）
この規則は、昭和５５年４月１日から施行する。
附　則（昭和６２年規則第５号）
この規則は、昭和６２年４月１日から施行する。
附　則（平成７年規則第３１号）
１　この規則は、公布の日から施行する。
２　この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
附　則（平成１０年規則第２号）
１　この規則は、平成１０年４月１日から施行する。
２　この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
附　則（平成１５年規則第３３号）
この規則は、平成１５年１０月１日から施行する。
附　則（平成２７年規則第２号）
１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。
２　この規則の施行の際現に改正前の小牧市し尿処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
附　則（令和元年規則第 40 号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（令和２年規則第 73 号）
１　この規則は、令和３年１月１日から施行する。
２　この規則の施行の際現に改正前の小牧市財産管理規則、小牧市市税に関する文書の様式を定める規則、小牧市国民健康保険税条例施行規則、小牧市国民健康保険条例施行規則、小牧市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、小牧市立保育園管理規則、小牧市中小企業振興融資助成規則、小牧市公共用物の管理に関する条例施行規則、小牧市遺児手当支給条例施行規則、小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例施行規則、小牧市契約規則、小牧市土地区画整理事業施行規則、小牧市都市公園条例施行規則、小牧市老人福祉法施行細則、小牧市知的障害者福祉法施行細則、小牧市市営住宅条例施行規則、小牧市特定公共賃貸住宅条例施行規則、小牧市生活保護法施行細則、小牧市における愛知県建築基準条例の規定による認定に伴う事務処理に関する規則、小牧市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則、小牧市自転車等の放置の防止等に関する条例施行規則、小牧市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、小牧市母子保健法施行細則、小牧市小学校就学前子どもの区分に係る認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認の申請等に関する規則、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する規則、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少

した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する規則及び小牧市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙(小牧市財産管理規則様式第3から様式第6まで、様式第8から様式第10まで、様式第12及び様式第13並びに小牧市契約規則様式第10から様式第12までを除く。)は、改正後の小牧市財産管理規則、小牧市市税に関する文書の様式を定める規則、小牧市国民健康保険税条例施行規則、小牧市国民健康保険条例施行規則、小牧市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、小牧市立保育園管理規則、小牧市中小企業振興融資助成規則、小牧市公共用物の管理に関する条例施行規則、小牧市遺児手当支給条例施行規則、小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例施行規則、小牧市契約規則、小牧市土地区画整理事業施行規則、小牧市都市公園条例施行規則、小牧市老人福祉法施行細則、小牧市知的障害者福祉法施行細則、小牧市市営住宅条例施行規則、小牧市特定公共賃貸住宅条例施行規則、小牧市生活保護法施行細則、小牧市における愛知県建築基準条例の規定による認定に伴う事務処理に関する規則、小牧市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則、小牧市自転車等の放置の防止等に関する条例施行規則、小牧市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、小牧市母子保健法施行細則、小牧市小学校就学前子どもの区分に係る認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認の申請等に関する規則、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する規則、新型コナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する規則及び小牧市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

○小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例

令和３年１２月２３日
条 例 第 ２ ８ 号
改正　令和５年１２月２５日条例第３５号

（目的）

第１条　この条例は、建築物等及び空き地の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、市内にある建築物等及び空き地が管理不全な状態となることを防止し、並びに市民の生命、身体及び財産の保護並びにその生活環境の保全を図り、もって公共の福祉の増進及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物等　建築物（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物（以下「定着物」という。）を含む。）をいう。

(2) 居住建築物等　建築物等のうち、現に居住の用に供されているものをいう。

(3) 空家等　建築物等のうち、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する空家等をいう。

(4) 法定外空家等　建築物等のうち、空家等に準ずる建築物等として規則で定めるものをいう。

(5) 空き地　現に建築物又はこれに附属する工作物が存在せず、かつ、使用又は管理の実態のない土地（定着物を含む。）（国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。）をいう。

(6) 市民　市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内で活動し、若しくは事業を行う個人、法人若しくは団体をいう。

(7) 管理不全な状態　建築物等又は空き地が適切に管理されていない状態であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築物その他の工作物が倒壊等をするおそれのある状態

イ 屋根、外壁等が脱落、飛散等をするおそれのある状態

ウ 擁壁の劣化等により、周囲に危険を及ぼすおそれのある状態

エ 定着物が建築基準法第４２条に規定する道路又は一般の用に供している不特定多数の者が通行する道との境界線を越え通行の妨げになっている状態

オ 定着物が不特定多数の者に危険を及ぼすおそれのある状態

カ 雑草（これに類するかん木を含む。）が繁茂し、又は枯草が密集し、それらがそのまま放置されているために火災、犯罪又は害虫の発生原因となり、生活環境が阻害されるおそれのある状態

キ 堆積された状態にある廃棄物その他の物に起因して、害虫等が生息している状態等、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼしている状態又はそのおそれのある状態（以下「堆積物等による不良な状態」という。）

ク アからキまでに掲げるもののほか、この条例の目的を達成するためにそのまま放置することが不適切な状態にあると市長が認めたもの

（所有者等の責務）

第３条　建築物等又は空き地を所有し、管理し、又は占有する者（以下この章において「所

有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、その所有し、管理し、又は占有する建築物等又は空き地を適切に管理しなければならない。

２　所有者等は、その所有し、管理し、又は占有する建築物等又は空き地が管理不全な状態になったときは、遅滞なく自らこれを解消しなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、この条例の目的を達成するため、建築物等及び空き地に関する必要な施策を適切に実施するものとする。

２　市は、この条例の目的を達成するため、保健、医療、福祉等に係る関係機関（以下「関係機関」という。）、警察その他の関係行政機関、電気、ガス、水道等に係る事業者、地域団体等に対し、連携又は協力を求めるものとする。

３　市は、建築物等及び空き地の適切な管理を促進するため、所有者等に対する情報の提供、助言その他必要な支援に努めるものとする。

（市民の役割）

第５条　市民は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第２章　建築物等の管理

（立入調査等）

第６条　市長は、市内にある建築物等（空家等及び法定外空家等を除く。以下この章において同じ。）の所在及び当該建築物等を所有し、管理し、又は占有する者（以下この章において「建築物等所有者等」という。）を把握するための調査その他建築物等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

２　市長は、建築物等に関し第８条から第１０条まで、第１８条第１項及び第２１条第１項の規定を施行するために必要があると認めるときは、当該建築物等の建築物等所有者等の承諾を得て、職員又はその委任した者（以下「職員等」という。）に当該建築物等に立ち入って調査をさせることができる。

３　前項の規定により建築物等に立ち入ろうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

４　第２項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（建築物等所有者等に関する情報の利用等）

第７条　市長は、その保有する情報であって氏名その他の建築物等所有者等の把握に関し必要なものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

２　市長は、堆積物等による不良な状態にある居住建築物等を所有し、管理し、又は占有する者（以下この章において「居住建築物等所有者等」という。）に対し、次条及び第９条の規定を施行するために必要があると認めるときは、その保有する情報であって当該居住建築物等所有者等の親族関係、住居関係、保険及び福祉に関する制度の利用状況、心身の状態その他の当該居住建築物等所有者等に関するものについて、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

３　市長は、この条例の施行のために必要な限度において、前２項に掲げる情報その他必要な情報を関係機関に対し提供することができる。

４　市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体その他の第４条第２項に掲げるもの（以下「関係機関等」という。）に対し、建築物等所有者等

の把握に関し必要な情報の提供を求めるものとする。

（助言又は指導）

第８条　市長は、管理不全な状態にある建築物等の建築物等所有者等に対し、管理不全な状態を解消するために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

（支援）

第９条　市長は、居住建築物等所有者等に対し前条の規定による助言又は指導をした場合において、当該居住建築物等所有者等から堆積物等による不良な状態を解消するために必要な支援を求める旨の申出があったときは、当該居住建築物等所有者等がやむを得ない事情により堆積物等による不良な状態を自ら解消することが困難であると認めるときに限り、規則で定める支援を行うことができる。ただし、当該居住建築物等所有者等が第１８条第１項の規定による命令（次条の規定による勧告に係る措置の命令に限る。）を受けた者であって、正当な理由がなくその命令に従わないときは、この限りでない。

（勧告）

第１０条　市長は、居住建築物等所有者等に対し、第８条の規定による助言又は指導をしたにもかかわらず、なお堆積物等による不良な状態が解消されないと認めるときは、当該居住建築物等所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、堆積物等による不良な状態を解消するために必要な措置をとることを勧告することができる。

第３章　空家等及び法定外空家等の管理

（立入調査等）

第１１条　市長は、市内にある空家等及び法定外空家等の所在並びに当該空家等又は法定外空家等を所有し、管理し、又は占有する者（以下この章において「空家等所有者等」という。）を把握するための調査（法第９条第１項に規定する調査を除く。）その他空家等及び法定外空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

２　市長は、空家等又は法定外空家等に関し第１３条、第２１条第２項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２２条の規定を施行するために必要があると認めるときは、職員等に当該空家等又は法定外空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

３　市長は、前項の規定により職員等を空家等又は法定外空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その５日前までに、当該空家等又は法定外空家等の空家等所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該空家等所有者等を確知することができないとき、当該空家等所有者等の所在が判明しないとき、又は第２１条第２項の規定により読み替えて適用する同条第１項若しくは第２２条に規定する措置のために立入調査を行うときは、この限りでない。

４　第２項の規定により空家等又は法定外空家等と認められる場所に立ち入ろうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

５　第２項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（空家等所有者等に関する情報の利用等）

第１２条　市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等所有者等の把握に関し必要なものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

２　市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係機関等に対し、空家等所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めるものとする。

（助言又は指導）

第１３条　市長は、適切に管理されていない状態にあると認められる空家等（法第２条第２項に規定する特定空家等及び法第１３条第１項に規定する管理不全空家等を除く。）又は法定外空家等の空家等所有者等に対し、修繕、防犯上の措置その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

第４章　空き地の管理

（立入調査等）

第１４条　市長は、市内にある空き地の所在及び当該空き地を所有し、管理し、又は占有する者（以下この章において「空き地所有者等」という。）を把握するための調査その他空き地に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

２　市長は、空き地に関し第１６条、第１７条、第１８条第１項及び第２１条第１項の規定を施行するために必要があると認めるときは、職員等に当該空き地と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

３　市長は、前項の規定により職員等を空き地と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その５日前までに、当該空き地の空き地所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該空き地所有者等を確知することができないとき、当該空き地所有者等の所在が判明しないとき、又は第２１条第１項に規定する措置のために立入調査を行うときは、この限りでない。

４　第２項の規定により空き地と認められる場所に立ち入ろうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

５　第２項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（空き地所有者等に関する情報の利用等）

第１５条　市長は、その保有する情報であって氏名その他の空き地所有者等の把握に関し必要なものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

２　市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係機関等に対し、空き地所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めるものとする。

（助言又は指導）

第１６条　市長は、管理不全な状態にある空き地の空き地所有者等に対し、管理不全な状態を解消するために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

（勧告）

第１７条　市長は、管理不全な状態にある空き地の空き地所有者等に対し、前条の規定による助言又は指導をしたにもかかわらず、なお第２条第７号カに掲げる状態が解消されないと認めるときは、当該空き地所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、当該状態を解消するために必要な措置をとることを勧告することができる。

第５章　行政代執行等

（命令）

第１８条　市長は、第１０条又は前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることがで

きる。
2　市長は、前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ、第２３条に規定する小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会の意見を聴くものとする。
3　市長は、第１項の措置を命じようとするときは、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
4　前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から５日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
5　市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第１項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
6　市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第１項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の３日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公示しなければならない。
7　第５項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

（代執行）

第１９条　市長は、前条第１項の規定による命令を受けた者（以下「義務者」という。）が同項の猶予期限を経過してもなおその措置を履行しないときは、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
2　市長は、前項の規定による代執行を行おうとするときは、あらかじめ、第２３条に規定する小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会の意見を聴くものとする。

（行政手続条例の適用除外）

第２０条　第１８条第１項の規定による命令については、小牧市行政手続条例（平成９年小牧市条例第１５号）第３章（第１２条及び第１４条を除く。）の規定は、適用しない。

第６章　緊急安全措置等

（緊急安全措置）

第２１条　市長は、建築物等又は空き地が次の各号のいずれかに該当し、かつ、不特定多数の人の生命又は身体に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫している場合において、当該建築物等又は空き地を所有し、管理し、又は占有する者（以下この章において「所有者等」という。）がこれを回避するための措置を行う時間的余裕がないと認めるときは、当該危険な状態を回避するために必要な最小限の措置（以下「緊急安全措置」という。）を職員等に行わせることができる。ただし、法第２２条第１１項に該当する場合は、この限りでない。
(1)　そのまま放置すれば建築物その他の工作物の倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
(2)　そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
(3)　その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
2　空家等及び法定外空家等について緊急安全措置を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「不特定多数の人の生命又は身体」とあるのは、「人の生命、身体又は財産」とする。

3　市長は、緊急安全措置を行わせたときは、当該緊急安全措置の内容を当該所有者等に通知しなければならない。
4　市長は、前項の通知をしようとする場合において、当該所有者等を確知することができないとき、又は当該所有者等の所在が判明しないときは、当該通知の内容を公示しなければならない。
5　緊急安全措置を行おうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
6　市長は、緊急安全措置を行わせたときは、当該緊急安全措置に要した費用を当該所有者等に請求することができる。

（軽微な措置）

第２２条　市長は、空家等及び法定外空家等において、地域防犯又は保安上の支障を除去し、又は軽減することができると認めるときは、開放されている扉又は窓の閉鎖、支障物の移動、立入禁止のための措置その他の軽微な措置を職員等に行わせることができる。
2　前項の措置を行おうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第７章　小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会

（設置）

第２３条　居住建築物等又は空き地における管理不全な状態を解消するために必要な事項について調査審議するため、小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２４条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。
(1) 第１８条第１項の規定による命令に関すること。
(2) 第１９条第１項の規定による代執行に関すること。

（組織等）

第２５条　審議会は、委員５人以内で組織し、学識経験者その他適当と認める者のうちから市長が任命する。
2　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3　委員は、再任されることができる。

第８章　雑則

（規則への委任）

第２６条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第９章　罰則

（過料）

第２７条　正当な理由がなく第１８条第１項の規定による命令に違反した者は、５万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第１１条、第１２条、第１４条及び第１５条の規定は、令和４年２月１日から施行する。

（小牧市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の廃止）

2　小牧市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例（昭和５２年小牧市条例第２５号）

は、廃止する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年小牧市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（令和５年条例第３５号）

この条例は、公布の日から施行する。

○小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例施行規則

令和４年１月１１日
規　則　第　１　号
改正　令和５年１２月２５日規則第４１号

（趣旨）

第１条　この規則は、小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例（令和３年小牧市条例第２８号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（法定外空家等）

第２条　条例第２条第４号の空家等に準ずる建築物等として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）（国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。）とする。

(1) 建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用が相当期間なされていないもの又は居住その他の使用の頻度が年に数回程度にとどまるもの

(2) 長屋及び共同住宅の住戸及び区画であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの、居住その他の使用が相当期間なされていないもの又は居住その他の使用の頻度が年に数回程度にとどまるもの

（立入調査等）

第３条　条例第６条第３項、第１１条第４項、第１４条第４項、第２１条第５項及び第２２条第２項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第１）とする。

２　条例第１１条第３項及び第１４条第３項の規定による通知は、立入調査通知書（様式第２）により行うものとする。

（支援）

第４条　条例第９条の規則で定める支援は、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成１９年小牧市条例第２１号）第１９条第１項の規定により定める小牧市一般廃棄物処理実施計画で行政回収を行うこととする家庭系ごみ及び資源の分別及び運搬を行うこととする。

（勧告）

第５条　条例第１０条及び第１７条の規定による勧告は、勧告書（様式第３）により行うものとする。

（命令）

第６条　条例第１８条第１項の規定による命令は、命令書（様式第４）により行うものとする。

２　条例第１８条第３項の通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第５）とする。

３　条例第１８条第３項の意見書は、命令に係る事前の通知に対する意見書（様式第６）とする。

４　条例第１８条第４項の規定による公開による意見の聴取の請求は、公開による意見聴取請求書（様式第７）により行うものとする。

５　条例第１８条第６項の規定による通知は、公開による意見聴取通知書（様式第８）により行うものとする。

（代執行）

第７条　条例第１９条第１項の規定による代執行をする際の様式は、次の各号に掲げる手続又は書面の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）第３条第１項の規定による戒告　戒告書

（様式第９）
(2) 行政代執行法第３条第２項の代執行令書　代執行令書（様式第１０）
(3) 行政代執行法第４条の証票　執行責任者証（様式第１１）
(4) 行政代執行法第５条の規定による費用の納付の命令　代執行費用納付命令書（様式第１２）
（緊急安全措置）
第８条　条例第２１条第３項の規定による通知及び同条第６項の規定による請求は、緊急安全措置実施通知書兼請求書（様式第１３）により行うものとする。
（小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会の会長及び副会長）
第９条　条例第２３条に規定する小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第１０条　審議会の会議は、会長が招集する。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（関係者の出席）
第１１条　審議会は、会議において必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
（調査審議手続の非公開）
第１２条　審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。
（庶務）
第１３条　審議会の庶務は、市民生活部において処理する。
（委任）
第１４条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
（雑則）
第１５条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。
附　則
（施行期日）
１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第２条及び第３条の規定は、令和４年２月１日から施行する。
（小牧市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則の廃止）
２　小牧市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則（昭和５２年小牧市規則第１６号）は、廃止する。
附　則（令和５年規則第４１号）
１　この規則は、公布の日から施行する。
２　この規則の施行の際現に改正前の小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

令和8年度

清　掃　事　業　概　要

令和8年９月

小牧市市民生活部
カーボンニュートラル推進課
環境保全課
〒485-8650
愛知県小牧市堀の内三丁目１番地
電話（0568）76−1181（カーボン）
電話（0568）76−1147（環境保全）
FAX（0568）72−2340